

新潟市子どもの権利推進計画

(案)

(令和5年2月現在 未定稿)

令和5（2023）年4月

新潟市こども未来部

目次

1	計画の策定にあたって	
	(1) 計画策定の背景と趣旨	・・・ 1
	(2) 新潟市子ども条例の概要	・・・ 3
	(3) 子どもの権利をとりまく状況	・・・ 5
	(4) 計画策定の基本事項	・・・ 8
	(5) 計画の策定経過	・・・ 10
2	子どもを取り巻く現状と課題	
	(1) 子どもの権利に関する意識	
	① 子どもへのアンケート調査	・・・ 13
	② おとなへのアンケート調査	・・・ 25
	(2) 子どもの権利が守られていない状況	・・・ 32
	(3) 現状と課題	・・・ 40
3	子どもの権利を守るために	
	(1) 基本理念及び考え方	・・・ 42
	(2) 子どもの権利を守るための施策体系	・・・ 43
	① 子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保	・・・ 44
	② 一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済	・・・ 47
	③ 自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり	・・・ 49
	④ 子どもの権利を守り推進するための関連施策	・・・ 51
	(3) 施策の進行管理	・・・ 53
4	資料編	
	(1) 連携事業一覧	・・・ 54
	(2) 新潟市子ども条例	・・・ 74
	(3) 子どもの権利推進委員会	・・・ 81
	(4) 用語集	・・・ 96

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

わが国では、1989年の第44回国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を1994年に批准しました。子どもの権利を定めたこの条約の趣旨を踏まえ、子どもに関連する法律の改正などが行われ、児童福祉の向上に取り組んできました。

しかしながら、子どもが巻き込まれる犯罪や児童虐待、いじめなどの重大な子どもの権利侵害に関する事例が現在でも数多く報告されており、新潟市も例外ではありません。

また、2019年に行われた意識調査^{※1}においては、「子どもの権利が尊重されている」と回答した子どもは18.7%、「子どもの権利を尊重している」と回答したおとなは31.0%と、子どもの権利が十分尊重されているとは言えない状況であることが分かりました。

このほか、児童虐待相談対応件数が年々増加していることや、7人に1人の子どもが相対的な貧困状態にあり、中学生の17人に1人が世話をしている家族が「いる」と回答し、その約2割が学業などに支障をきたしているといった調査結果^{※2}もあります。前述のとおり、いじめや子どもが巻き込まれる犯罪も発生しており、このような子どもの大切な権利が侵害されている事象に対し、適切な支援が必要となっています。

新潟市子ども条例は、2021年12月定例会において、議員提案により新潟市議会にて可決・成立し、2022年4月1日から施行されています。

子どもの権利を明らかにし、おとなにはこれを守る責任や役割があることを明確にしたこの条例の趣旨が、子どもを含む市民に幅広く浸透していくことが大切です。

そして、この条例が新潟市の子どもに関するすべての施策及び計画の根本となり、すべての子どもが新潟の豊かな自然と人の温もりの中でかけがえのない子ども期を過ごし、新潟市民としての誇りを持つことができることを目指し、取組を進めていきます。

※1：（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査」

※2：児童虐待相談対応件数は新潟市児童相談所調べ、子どもの貧困は国民生活基礎調査（厚生労働省）、世話をしている家族の有無は厚生労働省プロジェクトチームによるインターネットアンケート調査による

【条例制定までの経緯】

2014年1月	新潟市少子高齢化対策議員連盟と新潟市男女共同参画推進議員連盟（以下「両議員連盟」）による合同視察で、子どもの人権擁護機関として先進的な取組を行う東京都世田谷区の「せたホッと」を訪問。 本市議会としても子どもを権利の主体として位置づけ、子どもの幸福を最優先する社会を目指すには何が必要なのかを深掘りすることを目的に、政令指定都市の中で先進的に条例を制定し、子ども施策の推進を図っている名古屋市、川崎市、相模原市などの事例の調査・研究を開始。
2017年9月～ 2021年3月	両議員連盟による「子ども条例ワーキンググループ（WG）」が発足。 その後、子どもの人権問題に取り組む各種団体をはじめ、教育関係者や弁護士会、本市こども未来部とも積極的な意見交換を積み重ねながら、「（仮称）新潟市子ども条例（WG案）」を作成。
2021年3月23日	両議員連盟で、議長に対し本市議会における条例検討会の設置を正式に要請し、各会派と会派に属さない議員の計11名で構成する「新潟市子ども条例検討会」が設置される。
2021年7月	条例検討会で議論を重ね、WG案の一部に修正を加えた「新潟市子ども条例素案」を作成。
2021年8月	「新潟市子ども・子育て会議」で条例素案の概要を説明し、意見交換
2021年9月	本市の子どもたちの現状を把握するため、特別支援学校を含む市立の小・中・高等学校校長会において、条例素案の概要を説明し、小・中・高等学校の最高学年の児童・生徒を対象にアンケート調査を実施。（回答数8,193人）
2021年10月	条例検討会で「新潟市子ども条例素案（修正案）」を取りまとめ。 （令和3（2021）年3月～10月 条例検討会を11回開催）
2021年10月11日～11月9日（30日間）	条例素案（修正案）に対するパブリックコメントを実施。 （提出人数12人、提出件数46件）
2021年11月	「新潟市要保護児童地域対策協議会」で条例素案（修正案）の概要を説明し、意見交換。
2021年11月29日	条例検討会において、最終案としてパブリックコメント等の意見を反映させた「新潟市子ども条例（案）」を取りまとめ。
2021年12月2日	令和3（2021）年12月定例会で、議員提案第30号「新潟市子ども条例の制定について」を上程。
2021年12月15日	市民厚生常任委員会で審査。
2021年12月22日	「新潟市子ども条例（案）」全会派一致で可決、制定。（12月27日公布）

(2)新潟市子ども条例の概要

新潟市子ども条例は、子どもの権利を明確にするとともに、これを守るおとなの責務を定め、子どもに関する施策の基本となる事項を規定し、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的としています。

本条例の概要は以下のとおりです。

【条例の目的】

- 子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的としています。

【基本理念】

- 子どもは、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を子ども固有の基本的権利(子どもの権利)として有しています。この権利を実現するために、次の権利が保障されなければなりません。
- 身近なおとなに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に応えてもらうこと。
- 自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きること。



子どもにとって大切な権利

安心して生きる権利

- いのちが守られ、尊重される。
- 愛情を持って育まれる。
- 差別又は偏見を受けない。
など

自分らしく生きる権利

- 個人として尊重され、他者との違いが認められる。
- 不平等な扱いを受けない。
- プライバシーが守られる。 など

豊かに生き、育つ権利

- 自分に合ったペースで生活する。
- 学ぶ、遊ぶ。
- 文化、芸術、スポーツにふれ親しむ。
など

身近なおとなとの

受容的な関係をつくる権利

- 自分の思いや願いを自由に表明できる。
- 思いや願いをありのままに受け止め、一緒に考え、適切に応えてもらう。 など

社会に参加する権利

- 社会に参加し、意見が生かされる機会が与えられる。
- 参加にあたって、適切な支援が受けられる。



【おとなの責務】

- **市**: 子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。
- **保護者**: 子どもの養育について主たる責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- **学び・育ちの施設の関係者**: 自ら関わりのある子どもの権利を尊重し、その保障に努めなければなりません。
- **事業者**: 雇用する従業員が保護者である場合、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めなければなりません。
- **市民**: 子どもの権利を尊重し、その保障に努め、子どもを地域全体で見守り、働きかけるよう努めなければなりません。



おとなは子どもの権利を保障するために
連携・協力します

子どもの権利が守られる場所

家庭	学び・育ちの施設 (学校や園など)	地域 (町内会など)
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保護者は、子どもの生活環境を確保し、子どもの立場に立って、思いや願いを受け止める。 ✓ 保護者は、子どもの権利を守り、子どもが適切に権利を行使するため、子どもの年齢及び成熟の度合いに応じた支援に努める。 ✓ 保護者は、虐待や体罰を行ってはならない。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設関係者は、子どもが遊び又は学ぶための環境整備に努める。 ✓ 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、救済及び回復に努める。 <p style="text-align: right;">など</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市及び市民は、子どもがすこやかに心豊かに過ごし成長発達できるような地域づくりに努める。 ✓ 市及び市民は、地域の自然の保全に努める。 <p style="text-align: right;">など</p> 

(3) 子どもの権利をとりまく状況

① 子どもの権利条約について

「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という。)は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

18歳未満の児童(子ども)を、権利の主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認め、成長の過程で特別の保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定めています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。

子どもの権利条約では主に次のような権利が定められています

【子どもたちの権利】

□ 生きる権利

- 住む場所や食べ物があり医療が受けられる
- 命が守られる



□ 育つ権利

- 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる



□ 守られる権利

- 紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる



□ 参加する権利

- 自由に意見を現わしたり、団体を作ったりすることができる



② 国の動向について

子どもの権利条約に批准した後、我が国において、子どもに関する諸課題に対応するため、様々な法改正が行われました。

これらの法改正の動きのなかでも、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、子どもを一人の人間として捉え、子どもの権利を重視するとともに、子どもの最善の利益を考慮する方向性が示されました。

2022年6月には、「こども基本法」及び「こども家庭庁設置法」が可決・成立するとともに、児童福祉法の改正においても、子どもの権利が明確にされました。

制定・改正年	関係法令	概要
2009年	子ども・若者育成支援推進法 制定	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備。 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するネットワークを整備。
2013年	いじめ防止対策推進法 制定 子どもの貧困対策推進法 制定	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ」を定義するとともに、いじめ防止のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定める。 子どもの貧困対策を総合的に推進するため、基本理念、国、地方公共団体、国民の責務等を定める。
2016年	児童福祉法 改正	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化を図るための所要の措置を講ずる。
2017年	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 制定	<ul style="list-style-type: none"> 教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針等を定める。
2019年	児童福祉法 改正 児童虐待の防止等に関する法律 改正	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。
2022年	こども基本法 制定 こども家庭庁設置法 制定 児童福祉法 改正	<ul style="list-style-type: none"> こども施策を総合的に推進するための基本理念等を定める。 こども家庭庁の所掌事務及び組織等に関する事項を定める。 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うための体制整備等について定める。

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)
- こども大綱の策定

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置

(4) 計画策定の基本事項

① 計画策定の根拠

本計画は、新潟市の各部局が連携して、子どもの権利保障の観点で踏まえ、子どもに関する施策を推進していくことを規定した、新潟市子ども条例第18条に基づき策定されるものです。

子どもに関する施策については、児童福祉や学校教育の範囲にとどまるものではなく、文化・芸術、スポーツ振興、雇用・就労、保健や健康への取組、生涯学習、都市交通、環境問題など、様々な部署が関わっていかねばならない施策であり、市として全庁的な取組が必要です。

新潟市子ども条例(抜粋)

(施策の推進)

第18条 市は、子どもの権利の保障を推進するため、子どもに関わる施策の充実を図ります。

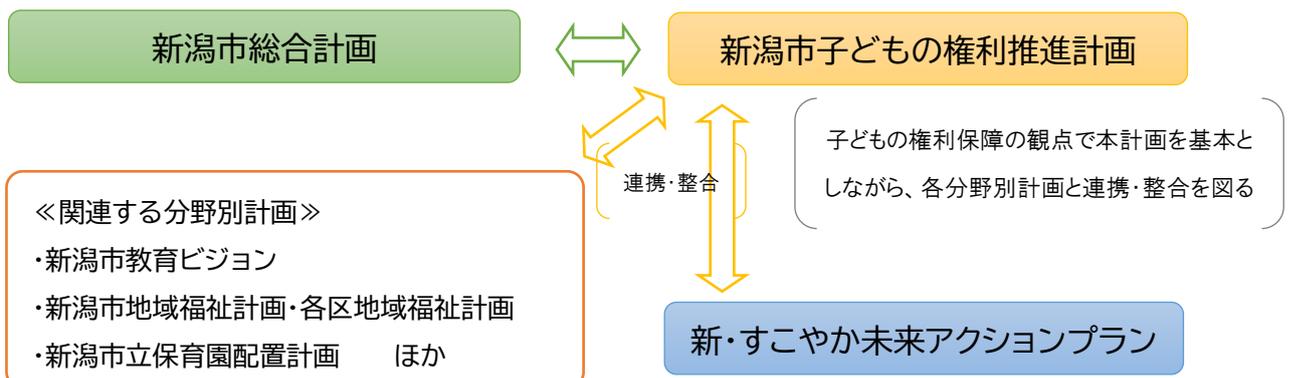
2 市は、前項の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

3 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める新潟市子どもの権利推進委員会の意見を聴くものとします。

② 計画の位置づけ

本計画は、「新潟市総合計画」(2023-2030年)を最上位計画に位置付けながら、子どもの権利保障の観点から、子どもに関連する様々な施策の基本となる分野別計画として策定します。

また、子ども子育て支援施策に関する分野別計画である「新すこやか未来アクションプラン(新潟市子ども・子育て支援事業計画)」(2020-2024年)のほか、教育や福祉、健康、スポーツ、文化などの関連計画とも連携・整合を図ることとします。



③ 計画期間

本計画の計画期間は、2023年度から2027年度までの5年間とします。

計画期間中に、社会情勢の変化や計画の内容と大きく乖離する事象などが生じた場合は、必要に応じ見直しを行うものとします。

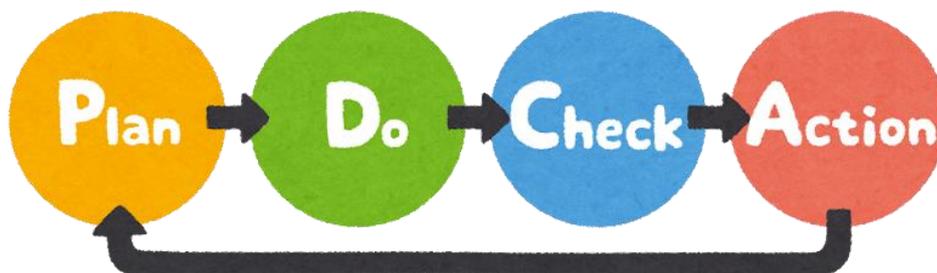
2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	
		子どもの権利推進計画					同 第2期計画			
新・すこやか未来アクションプラン第2期計画					同 第3期計画(2026-2030)					
総合計画		新潟市総合計画(2023-2030)								

④ 計画の進行管理

本計画の取組状況については、毎年「新潟市子どもの権利推進委員会」に報告し、必要な見直しを行いながら、PDCAサイクル※により施策の改善・充実を図ることとします。

また、本計画に基づく子どもの権利保障に関する取組状況については、すこやか未来アクションプラン（新潟市子ども・子育て支援事業計画）の進行管理等を所掌する「子ども・子育て会議」にも情報を共有し、総合的な子ども・子育て施策の推進の一助とします。

このほか、子ども条例推進に係る主要施策については目標値を定め、可能な限り客観的な数値で進行管理を行うよう取り組みます。



※PDCA サイクル…Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念

(5) 計画の策定経過

本計画の策定にあたっては、有識者及び市民からなる「新潟市子どもの権利推進委員会」(P81 参照) への諮問を行い、主要論点について複数の部会に分かれて今後の取組の方向性等について検討を重ねた後、委員会としての答申を得て、これを反映した計画案についてパブリックコメントを行い策定しました。

また、子どもの社会参加・意見表明の取組の一環として、市内の一部中学校からの協力を得て、子どもの権利に係るいくつかのテーマについて校内で議論し、各校の意見をオンラインで発表する意見交換会を実施しました。この中で出た意見やアイデアについても計画に盛り込みました。

【新潟市子どもの権利推進委員会における審議経過（抜粋）】

開催数	開催日程	議事等
第1回	2022年7月28日	○ 委員の委嘱及び会長の選出等について ○ 子どもの権利推進計画（仮称）について（諮問） ほか
第2回	10月28日	○ 子ども条例に係る周知・啓発の取組について ○ 子どもの権利推進計画（仮称）素案について ほか
部会	11月～12月	答申作成に向けた議論を深めるため、以下3つの部会を設置し、各2回ずつオンラインでの意見交換を実施 A) 普及・啓発及び学習・研修部会 B) 相談窓口・権利救済部会 C) 意見表明・社会参加部会
第3回	1月27日	○ 子ども条例に係る周知・啓発の取組について ○ 答申案について ○ 子どもの権利推進計画（仮称）案について ほか
—	2023年2月22日から 3月23日まで	パブリックコメントの実施
第4回	3月 日	○ パブリックコメントを踏まえた計画最終案の承認 ○ 令和5年度子どもの権利推進関連事業について

【中学生による意見交換の取組】

- 実施期間 2022年8月25日～9月28日（意見交換会：9月27日・28日）
- 対象校 葛塚中学校、山の下中学校、烏屋野中学校、関屋中学校、
亀田中学校、新津第一中学校、白根第一中学校、小針中学校
巻東中学校（各区から1校（中央区のみ2校）選定）
- 実施内容
 - ① 対象校の生徒会役員にて、子どもの権利に関する複数のテーマについて校内で議論
 - ② 生徒会役員で出された意見を、学校全体の意見としてまとめる。
 - ③ 対象校を東西2グループに分け、9月27、28日それぞれの日程で、参加校をオンラインで結び、各校で検討した意見について発表、意見交換を行う。

検討テーマ	中学生から出された主な意見
(1) 新潟市はなぜ子ども条例を策定したと思いますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利が尊重されていなかったり、尊重されていないと感じたりする人が多かったから。 ● 子どもの権利を尊重する社会を創り、子どもが平等に豊かな子ども期を過ごせるようにするため。
(2) 新潟市子ども条例が4月から施行されたことで、変わらなければならないことはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● おとなも子どもも、どちらも平等に権利を守っていくこと。 ● 子どもの権利について、もっと多くの人が真剣に考えるようになり、子どもの権利が守られるべきである。 ● 今回の子ども条例の制定を含め、より多くの子どもがいろいろな決め事に参加できること、物事の企画や決定に、子どもの意見が尊重され取り入れられるとよいと思う。また、子どもに関するルール（校則）などについても、子どもの意見が入るとよいと思う。
(3) 新潟市子ども条例の5つの権利を読んで、あなたは「子どもにとって大切な権利」をどのように考えますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての子どもにおいて、子ども条例の5つの権利が侵害されないように、市民全体に意識付けされ、理解が広まってほしい。 ● 子ども条例の5つの権利が守られるようになれば、個性が活かされ、男女差別などもなくなり、自由に自分のペースで生きていけるようになる。

検討テーマ	中学生から出された主な意見
(4) 子どもにとって大切な5つの権利は他者にも尊重されなければなりません。中学生として学校や家庭・地域の生活でどのように考えていきますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の意見をしっかりもち、友達や家族と話し合い、権利を意識することが大切である。 ● おとなの意見と子どもの意見が衝突するように、子ども同士でも意見の衝突や主張による対立があるから、相手に対して尊重の気持ちをより一層高めなければならない。 ● お互いに権利があることを認め合いながら、相手の気持ちになって考え生活していきたい。
(5) 子ども条例パンフレットを読んでみて、子どもの権利について考えたり、感じたりすることはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども条例の権利や自由を守る制度ができているから、より多くの人たちが子ども条例に関心を持ち理解していくことが大切だと思う。 ● 子ども条例について、知らなかった人が多いと思う。市民全員に条例を広めていくことが必要であると感じた。
(6) 新潟市子ども条例の多くは「おとなの責務」ですが、自分がおとなになったときどのようなおとなとして子どもに接していきたいと思いますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが伸び伸びと生活できるように、子どもをよく理解し、いろいろな意見を聴き受け止められるようなおとなになりたい。 ● 子どもへの後押しや支えとなるような教育、接し方をしていきたい。 ● 子どもの意見を尊重し、子どもがやりたいことができるように接していきたい。おとなの考えを押し付けてしまって、子どもの可能性を邪魔したくない。
(7) 新潟市が子どもの権利を守るができる新潟市となるためには何が必要だと思いますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 困っている子どもや家庭への支援を手厚く行う。 ● 権利が守られずに困っている人、悩んでいる人に支援の場があることを知らせて、誰もがすぐに相談できるようにする。 ● 子ども条例の重要性を呼びかけ、理解を広め、意識して生活し、実感してもらうこと。



2 子どもを取り巻く現状と課題

(1)子どもの権利に関する意識

① 子どもへのアンケート調査

子ども条例の施行を経て、子どもの権利に関する意識や考え方、置かれている状況などを把握し、今後の施策に活かすため、市内の一部の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の協力を得て、アンケート調査を実施しました。

- 実施期間 2022年9月9日～10月14日（アンケート実施時期は各校の任意）

- 対象校

区	小学校	中学校	高校
北区	葛塚小学校	葛塚中学校	万代高校
東区	東山の下小学校	山の下中学校	明鏡高校
中央区	万代長嶺小学校	鳥屋野中学校 関屋中学校	高志中等教育学校
江南区	亀田小学校	亀田中学校	
秋葉区	新津第一小学校	新津第一中学校	
南区	大通小学校	白根第一中学校	
西区	新通小学校	小針中学校	
西蒲区	巻北小学校	巻東中学校	

- 対象者

- 小学生：5～6年生全生徒
- 中学生：1～2年生全生徒
- 高校生：1～2年生全生徒（中等教育学校：4～5年生）

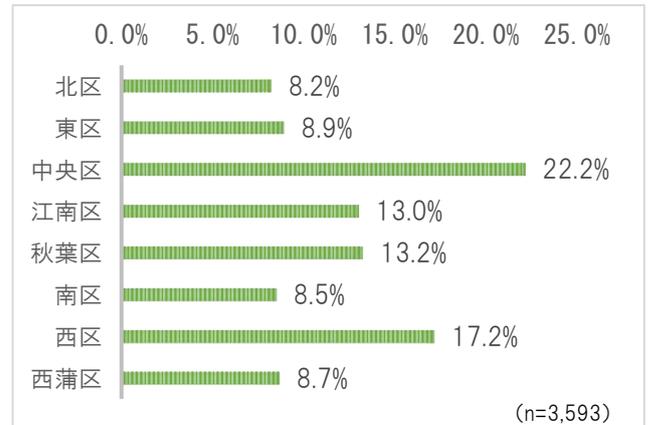
- 実施方法

児童・生徒のタブレット端末より、アンケートフォームにアクセスし回答

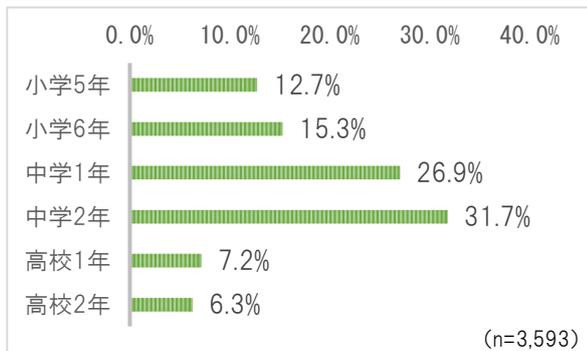
【アンケート集計結果】

- 回答者の属性については記載のとおりです。
- アンケート調査は、各校の任意のタイミングで、各担任より児童・生徒にアンケート協力の趣旨を伝え、タブレット端末から回答してもらいました。

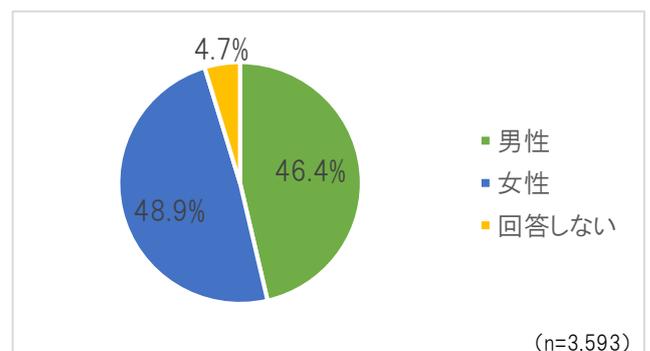
問1 回答者の通っている学校の区



問2 回答者の学年

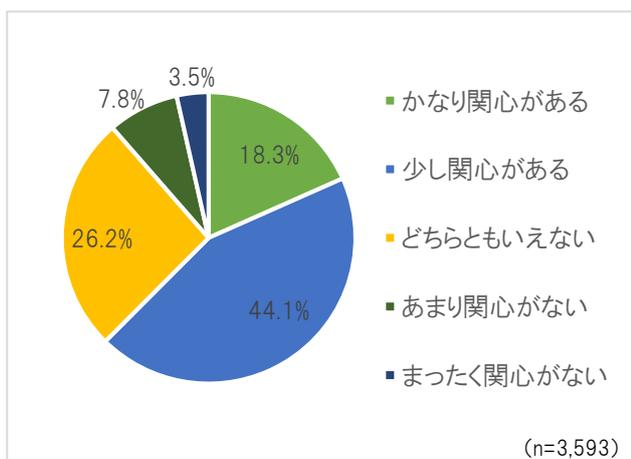


問3 回答者の性別

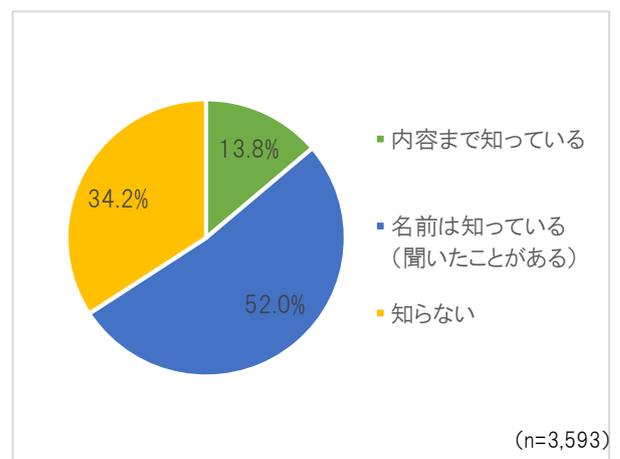


- 人権への関心や子ども条例の認知度を問う設問では、いずれも6割以上が関心又は認知されている状況が分かりました。

問4：人権にどの程度関心を持っていますか

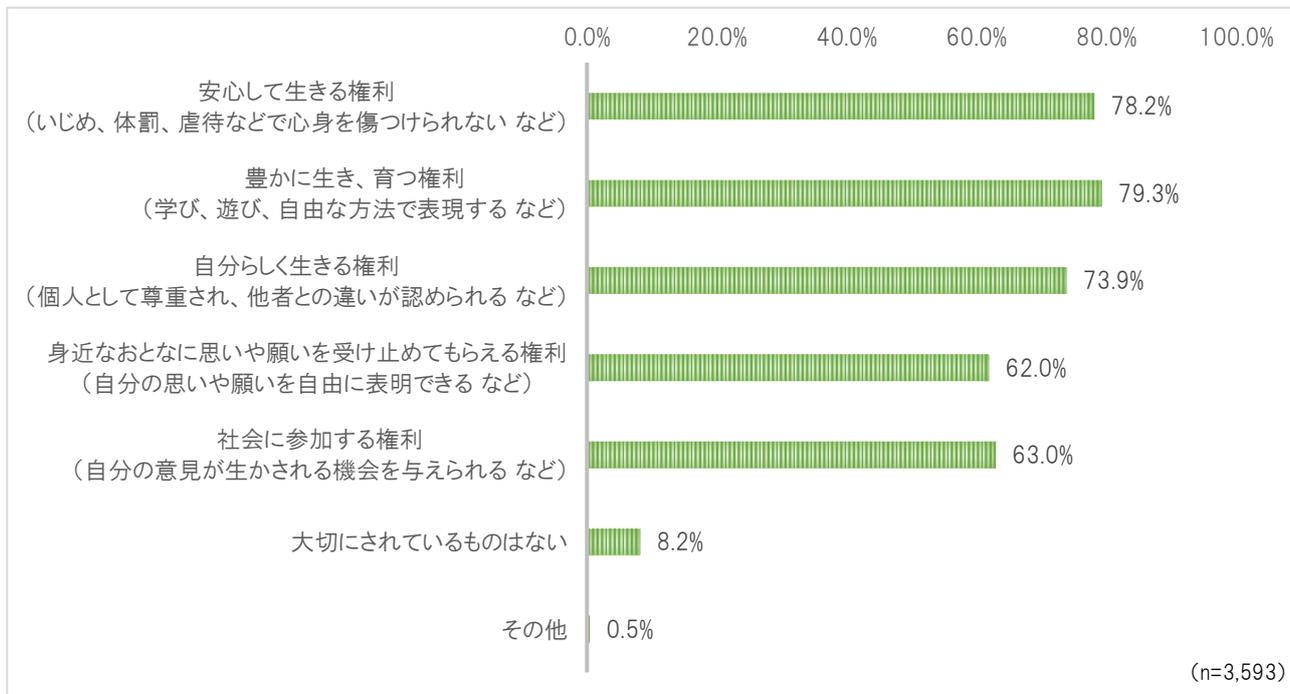


問5 新潟市子ども条例を知っていますか



□ 日々の生活のなかで大切にされている子どもの権利を問う設問では、安心して生きる権利や豊かに生き、育つ権利が大切にされていると感じている一方、意見表明や社会参加に関する権利は相対的に低い状況となっています。

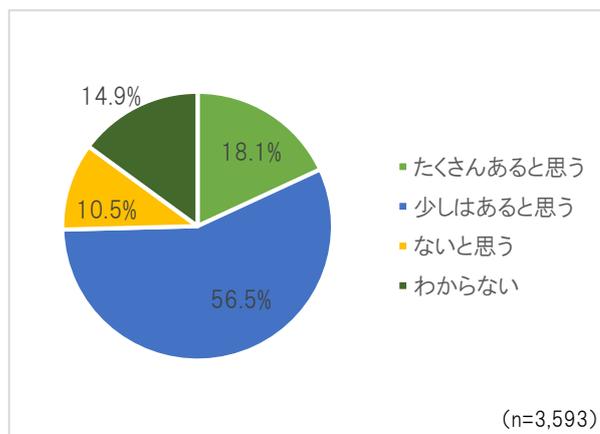
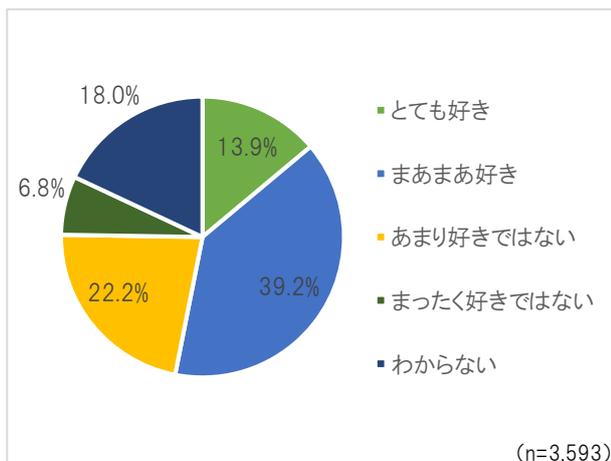
問6 日々の生活のなかで、以下の子どもの権利は大切にされていると思いますか(複数回答)



□ 自分のことが好きかを問う質問では、5割以上が「自分のことが好き」と回答し、自分には良いところがあるかを問う質問では、7割以上が「自分には良いところがあると思う」と回答しています。

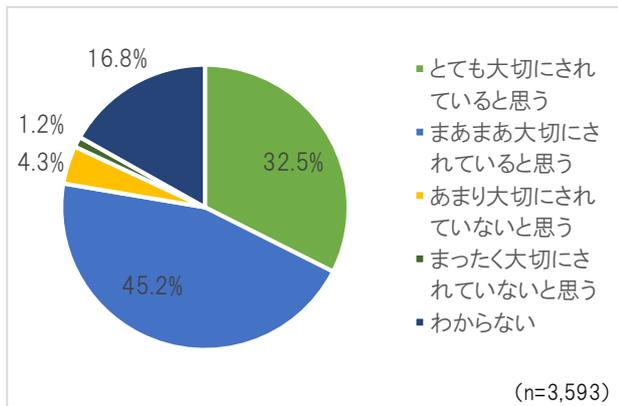
問7 自分のことが好きですか

問8 自分には良いところがあると思いますか

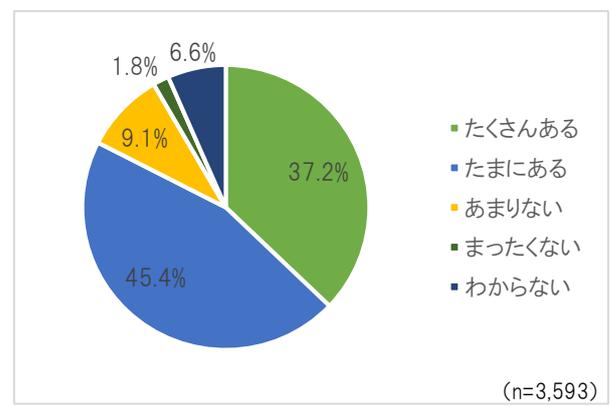


- 「周りの人から大切にされていると思う」と回答した割合が7割を超える一方で、「あまり・まったく大切にされていないと思う」と回答した方は5%程度存在しています。
- 自分の考えや意見を聞いてもらえてうれしかったことが「ある」と回答した方が8割を超える一方で、そのような経験があまり・まったく「ない」という回答も1割程度あり、自分の意見が言えない子どもが一定数存在していることがわかります。

問9 周りの人から大切にされていると思いますか

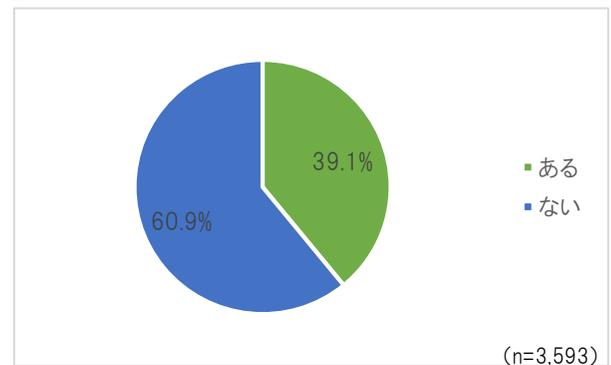


問10 自分の考えや意見を聞いてもらえてうれしかったことがありますか

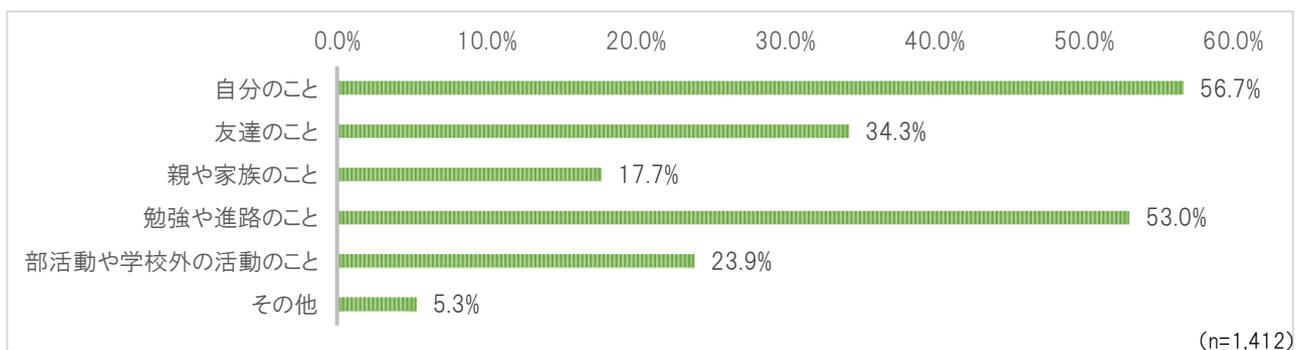


- 「普段から悩みがある」と回答した方は約4割存在し、その内容は「自分のこと」「勉強や進路のこと」が5割を超えています。
- その他の内容として、恋愛、お金、学校生活、人間関係、趣味といった回答がみられました。

問11 普段から不安や悩みがありますか。

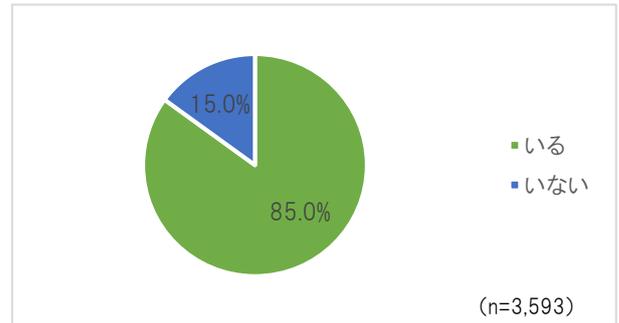


問12 悩みがあると回答した方について、その悩みは何ですか。(複数回答)

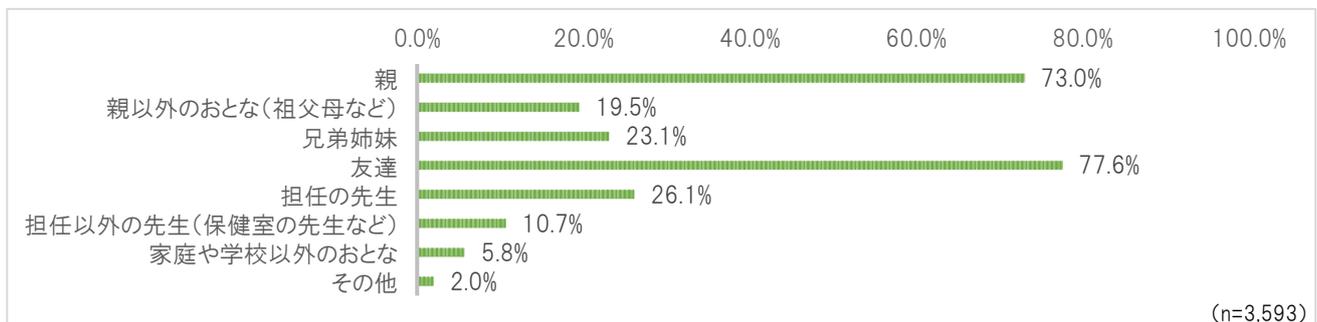


- 相談できる相手が「いる」と回答した方が8割以上存在する一方、そのような相手がいないと回答した方も15%存在します。
- 相談できる相手は、親、友達と回答した方が7割以上を占めています。

問 13 不安や悩みを相談できる相手がいいますか。

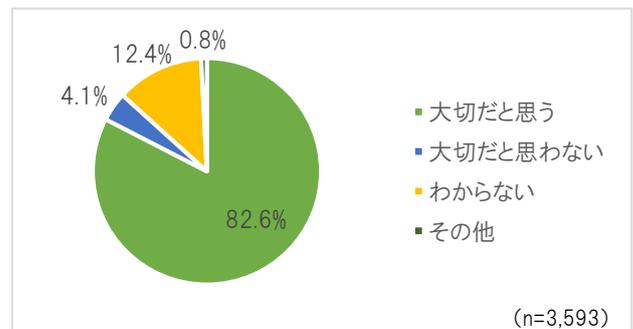


問 14 相談できる相手はだれですか。(複数回答)

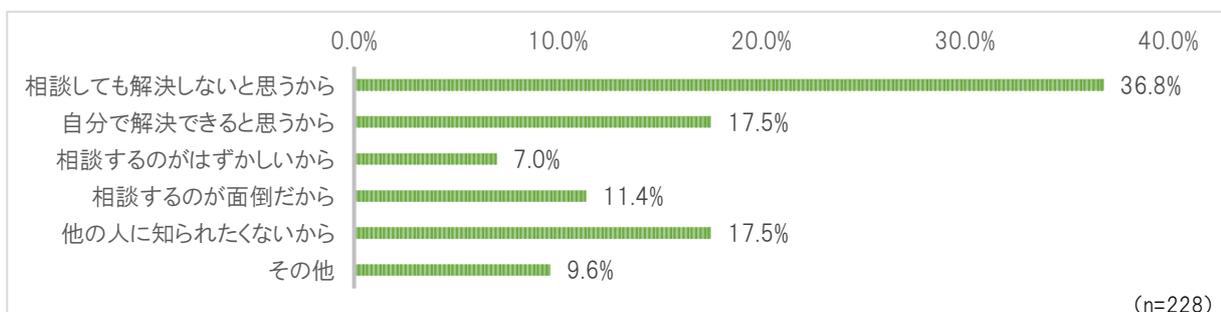


- 他の人に相談してみることは「大切だと思う」を8割以上が回答している一方、大切だと思わない方も4%程度存在します。
- 「大切だと思わない」理由として、解決しないと思うから、自分で解決できると思うから、他人に知られたくないからといった回答が並びます。

問 15 困ったときに他の人に相談してみることは大切だと思いますか。

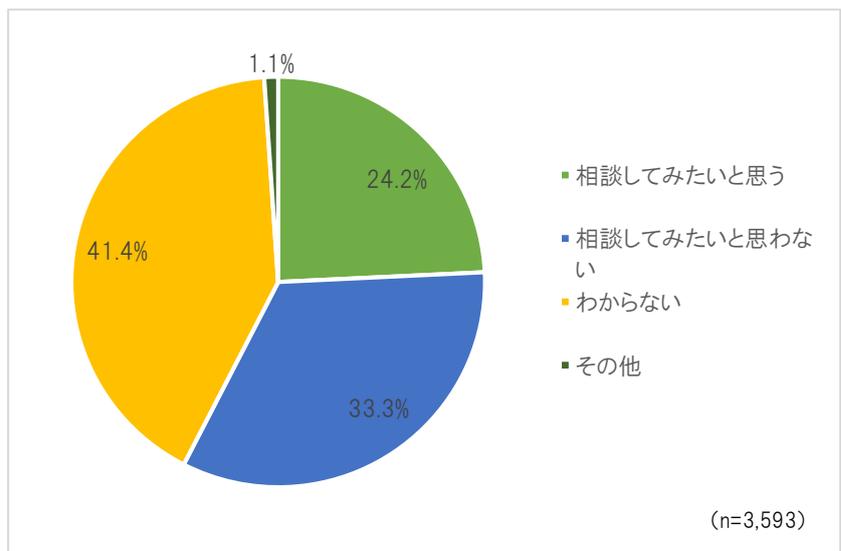


問 16 困ったときに他の人に相談してみることは「大切だと思わない」と回答した人にお聞きします。それはなぜですか。

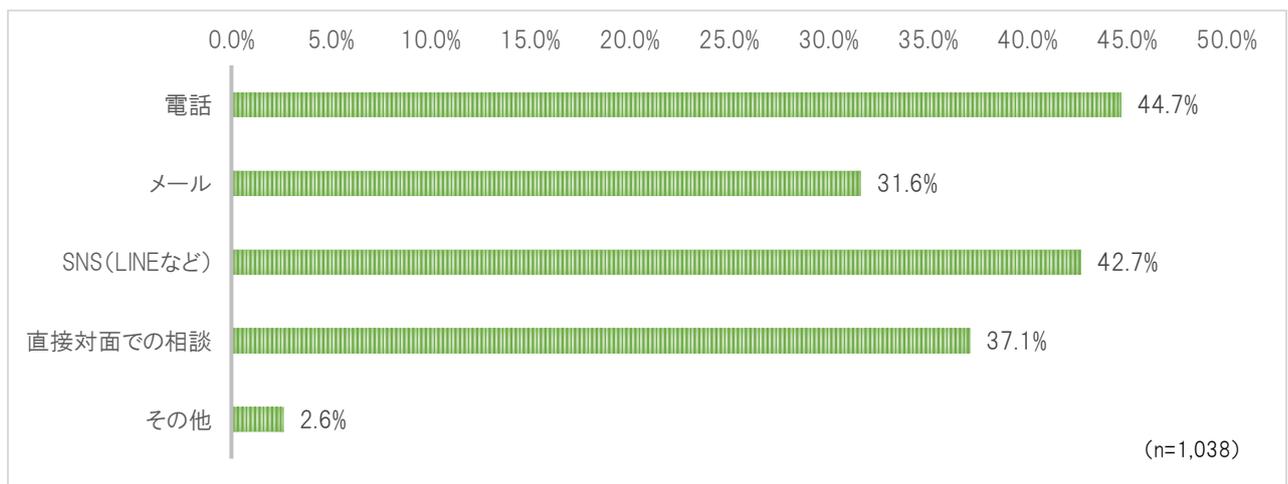


- 新潟市が相談窓口を作った場合、約 24%が「相談してみたい」と回答しています。
- また、「相談してみたい」と回答した方の相談方法として、電話、SNS※、対面、メールという順で希望が多く、多様な相談方法を望んでいることが分かります。

問 17 新潟市役所が子どもの権利が守られていないときなど、子どもの悩みに対応する窓口を作ったら、相談してみたいと思いますか。

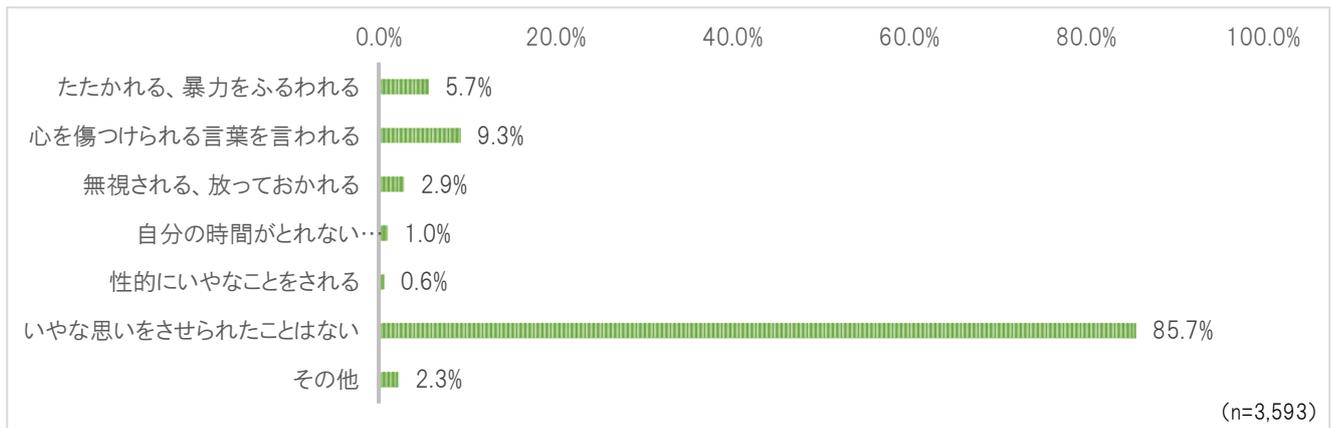


問 18 「相談してみたいと思う」と回答した人にお聞きします。相談はどのような方法が良いと思いますか。(複数回答)

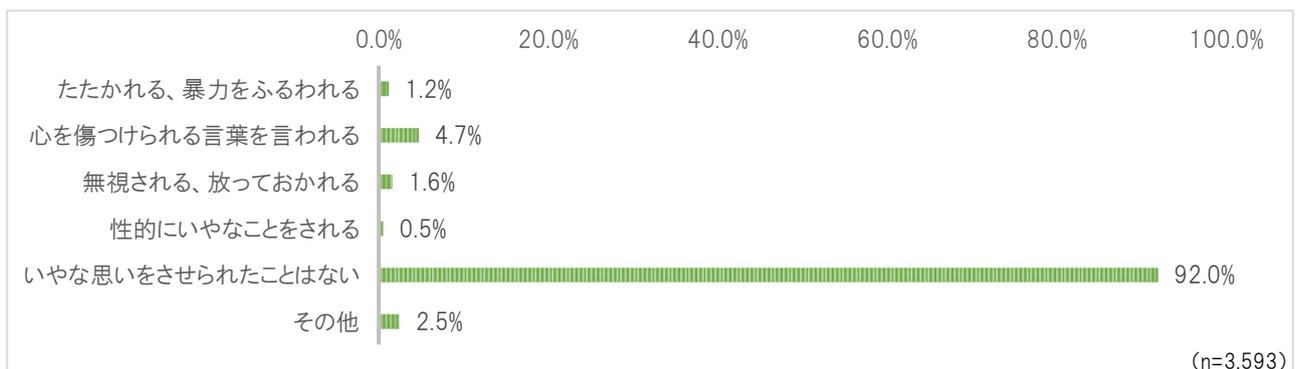


□ 8割以上の子どもが、いずれの場合でも「いやな思い」をさせられたことはないと回答していますが、それぞれの場面で何らかの「いやな思い」をさせられた子どもも一定数存在しています。

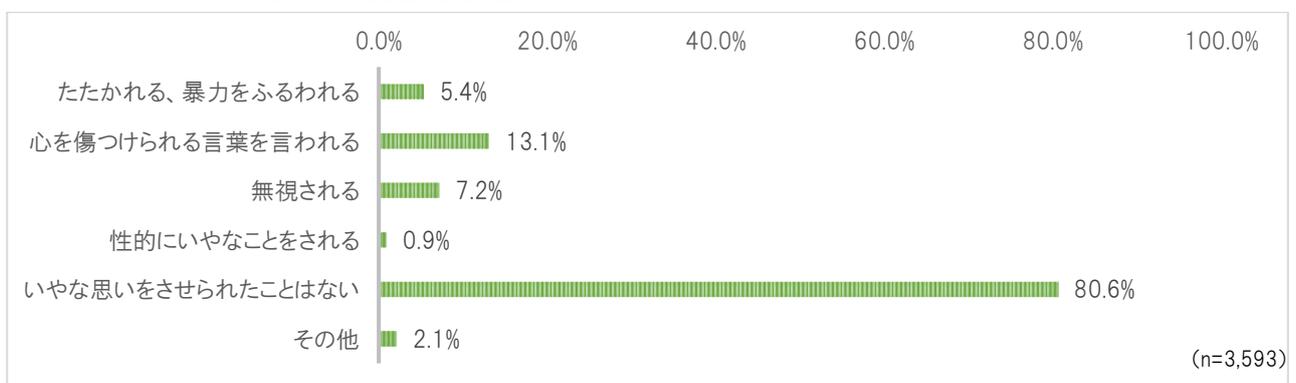
問 19 これまで保護者（父、母、家族のおとな）から、以下のような「いやな思い」にさせられたことがありますか。（複数回答）



問 20 これまで学校の先生や近所の人などから、以下のような「いやな思い」にさせられたことがありますか。（複数回答）

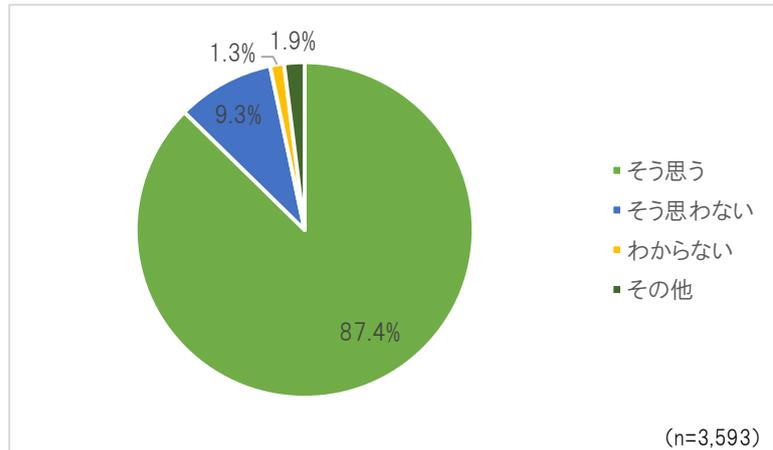


問 21 これまで同年代の友達や先輩などから、以下のような「いやな思い」にさせられたことがありますか。（複数回答）



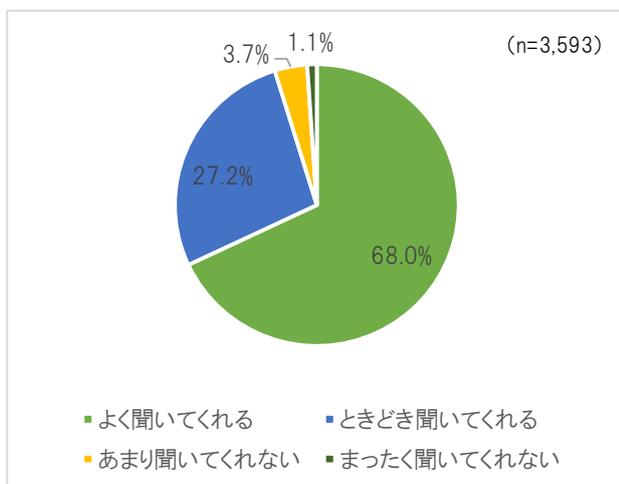
- 9割近くの方が、家族や周りのおとなが慰めたり、助けてくれたりしていると回答している一方で、「そう思わない」と回答している方も1割近く存在しています。

問 22 あなたの家族やまわりのおとな（先生など）は、あなたが困ったときになぐさめたり、助けてくれたりしていると思いますか。

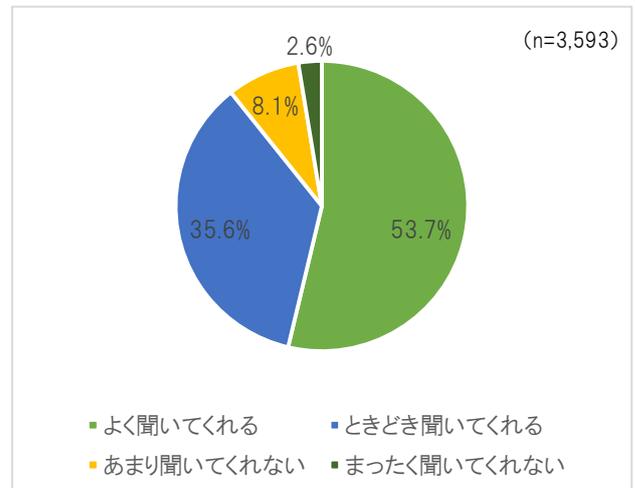


- 「よく聞いてくれる」「ときどき聞いてくれる」を合わせると、約9割が、自分の考えを聞いてくれると回答しています。
- 家庭や学校など、日頃の生活圏外のおとなの場合は、聞いてくれる割合が下がっています。

問 23 あなたの家族は、あなたの考えや思っていることを聞いてくれると思いますか。

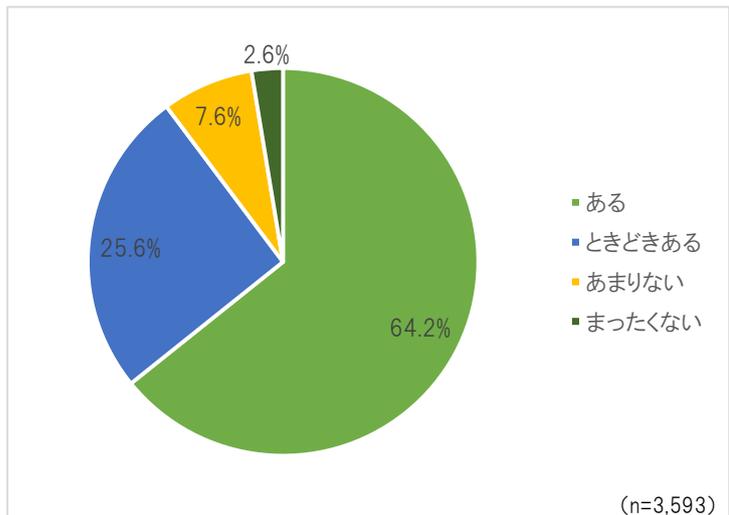


問 24 あなたの学校の先生や家族以外のおとなは、あなたの考えや思っていることを聞いてくれると思いますか。

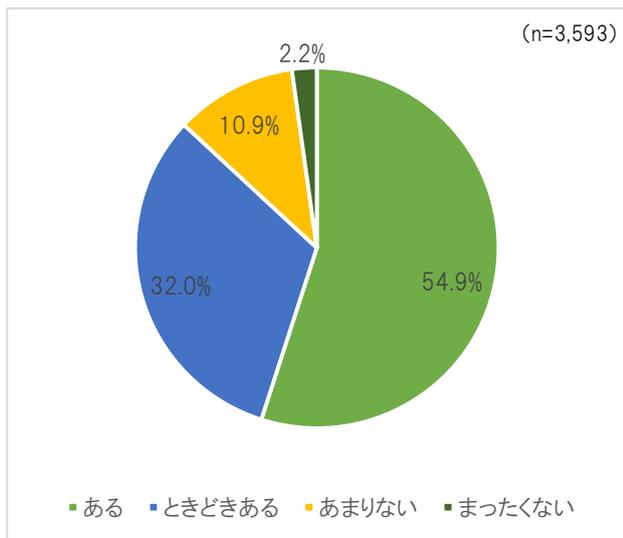


- 「自分の考えや思いを言える機会があるか」については家庭、学校では約9割が、地域や学校外の活動では約6割が「ある」と回答しており、地域や学校外の活動では自分の意見が言える方が少ない状況がわかります。
- また、家庭や学校でも、2%程度の方が自分の考えや思いを言える機会が「ない」と回答しています。

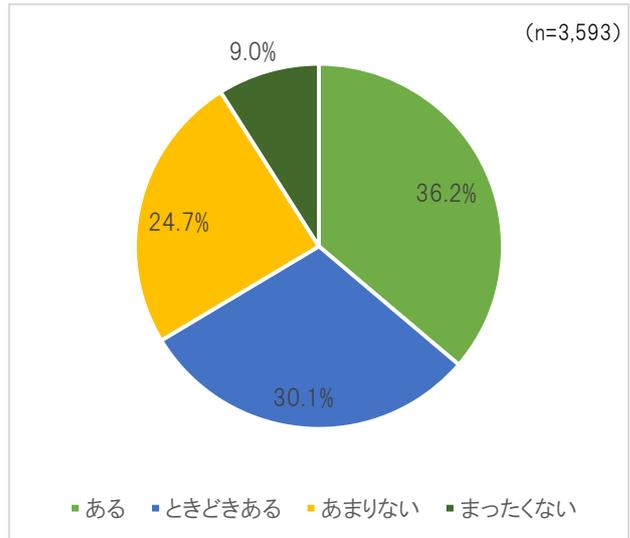
問 25 あなたは家庭で自分の考えや思いを言える機会があると思いますか。



問 26 あなたは学校で自分の考えや思いを言える機会があると思いますか。

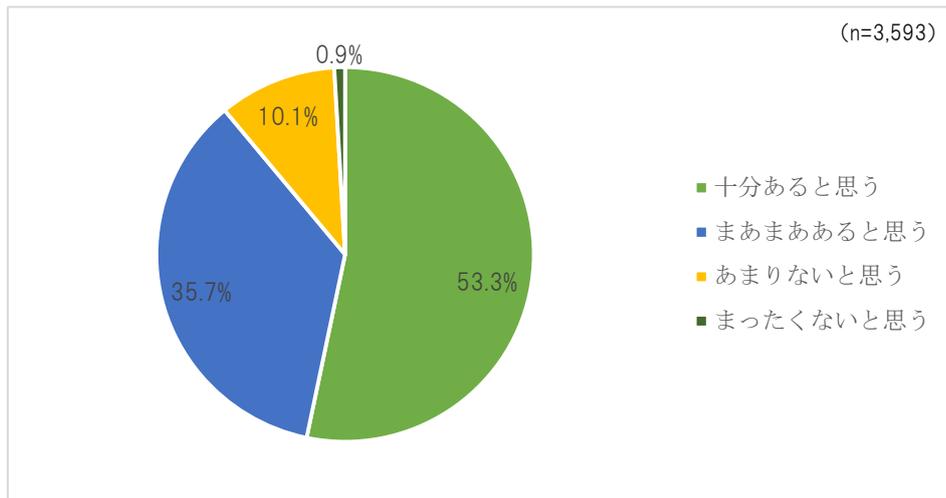


問 27 あなたは地域や学校外の活動で自分の考えや思いを言える機会があると思いますか。

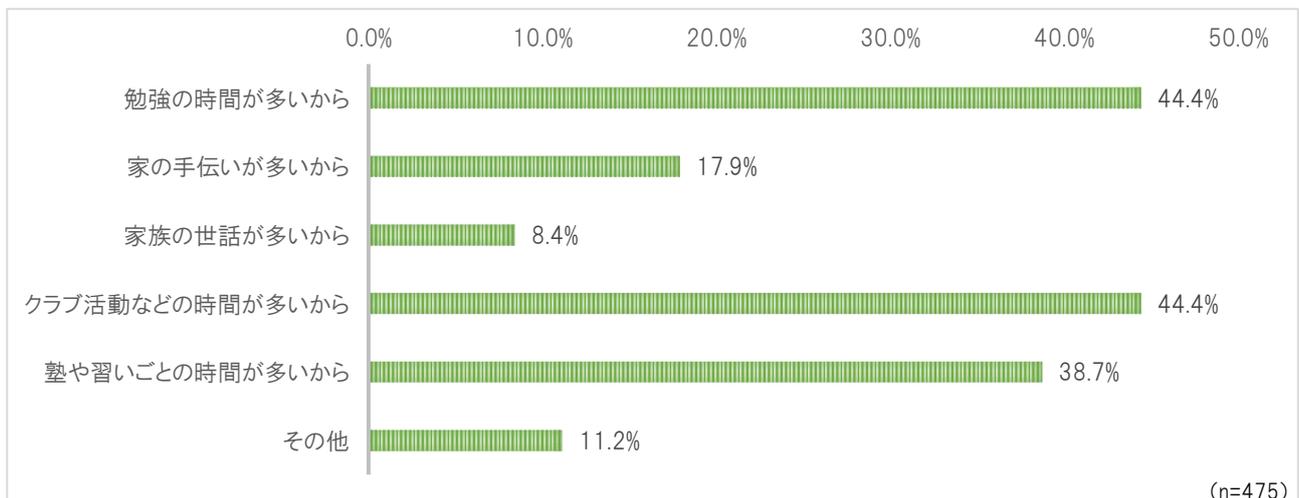


- 9割近くの方が、自分の好きなことをする時間が「あると思う」と回答しています。
- 一方で、1割程度の方が「ないと思う」と回答しており、その理由として、勉強やクラブ活動、塾などを挙げている方が多い中、家の手伝いが多いから、家族の世話がが多いから、と回答した方も一定数存在しています。

問 28 普段から、休んだり、自分の好きなことをする時間が十分あると思いますか。

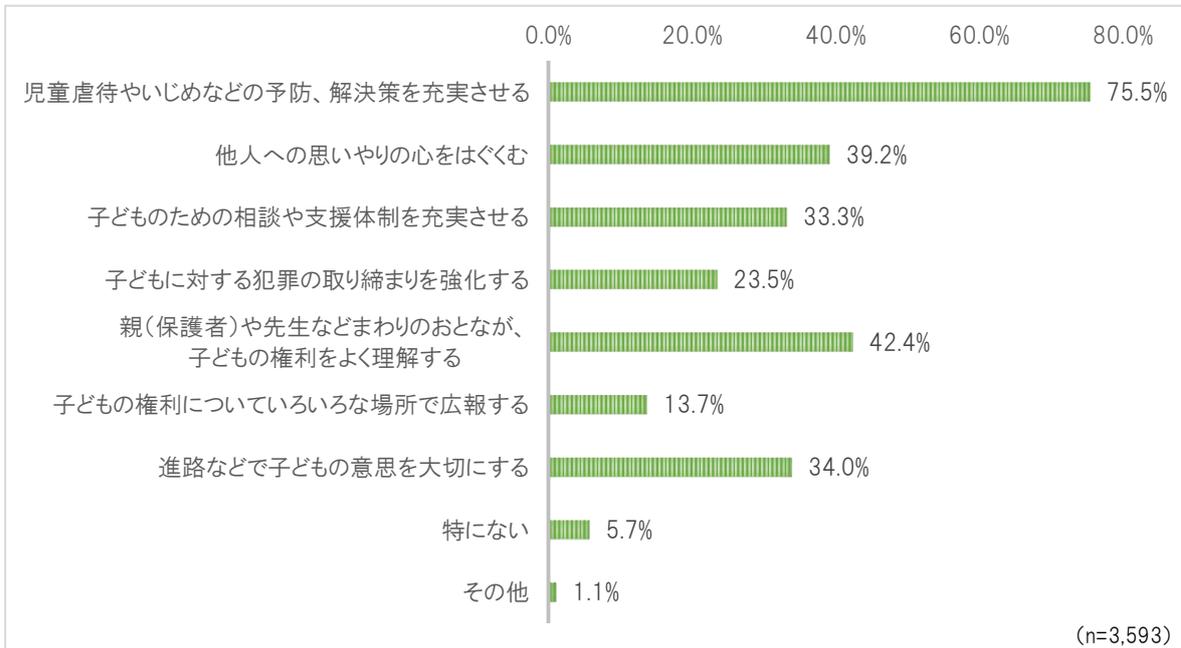


問 29 自分の好きなことをする時間が「(あまり・まったく) ないと思う」と回答した人にお聞きします。その理由は何ですか。(複数回答)



□ 子どもの権利を守るために必要なこととして、「児童虐待やいじめなどの予防」「おとなが子どもの権利を理解する」「子どもの意思を尊重する」といった回答が上位を占めました。

問 30 子どもの権利を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



問 31 あなたが新潟市やおとなに「やってほしいこと」や「こんなことができたらいいな」と思うことがあれば、自由に書いてください。(自由意見)

いじめをなくす、みんなが人に思いやりを持って過ごすと言うこと
おとなになったら絶対週に一回は休める権利をつくる 有給以外にも県がしっかり週に一回休める権利をつくってほしい
他の学校との交流をしてみたいです。自分の学校とどう違うのかが少し気になります。
私は、個人的に相談する時は対面や電話より、メールなど、文字でのやり取りの方が話しやすいと思うので、このようなアンケートや、メールなどで相談できる場所を作って(増やして)ほしいです。
子どもが外で安全に楽しく自由に遊べる所が欲しい。
自分の考えを尊重してほしい。
思ったことをしっかり聞いてくれて受け止めてくれる
学校の宿題を減らしてほしい
学校を沢山休んでも十分に学業についていけるようなことや気軽に学校を休める環境を、既にあるかと思いますがさらにもっと充実させて欲しいです
心のケアをしてくれる所を作って欲しい
地域のパトロールをしてくれる人を増やしてほしい

問 32 新潟市が、子どもの権利を守り豊かな子ども期を過ごすことができるまちとなるために、どのような取組を行えばよいと思いますか。あなたのアイデアがあれば、自由に書いてください。(自由意見)

子どもの権利をたくさんの人に知ってもらう
困っている子どもが気安く立ち寄れる相談所などがある環境をつくる
学校の授業時間を全部 5 時間にして放課後に遊べる時間を増やしてほしい
おとなが子どもの意見を反対せずに理解すること
遊園地や公園をもっと増やした方がいいと思う。僕たちが楽しめる場所があった方がいいと思うから
子どもの権利が自由にできる体験学習的なものを作ってほしい
人権について深める授業を道徳などで行う
暴言や暴力をしない、「悩んでいるな」と思ったら声をかける
アニメなどを作り学校で放映する
1 人 1 人子どもを産んだ責任を持ってほしい
子どもたちが悩みを相談し、分かち合えるスペースを作り、悩みを掲示板などに書き、おとなに伝えて、改善してもらおう施設などを作る
私自身は、別に今のままでいいと思います。だけど一つだけ貧しい暮らしをしている子ども達がいなくなるようにしてほしいです。
子どものやりたいことがあったら、まず自分の意見を押し付けるんじゃなくて、子どもの意見を優先する

② おとなへのアンケート調査

子ども条例の施行を踏まえ、条例の認知状況や子どもの権利に関する意識や考え方、子どもとの関わりにおけるおとなの意識などを把握するため、11月の子どもの権利推進月間におけるイベントやWEBを活用したアンケート調査を実施しました。

- 実施期間 (イベント) 2022年10月2日～11月27日 (左記期間で4回)
(WEB) 2022年12月8日～2023年1月9日
- 対象者 おとな (子どもの有無を問わない)
- 実施方法
2次元コードから回答者のスマートフォンでアンケート回答フォームにアクセスし回答。
- 総回答件数：1,816件

・イベント会場でのアンケート協力をお願い



子どもの権利に関する アンケートにご協力ください

アンケートは全10問、時間は3～5分程度

- 質問内容
 - ・新潟市子ども条例の認知状況
 - ・子どもの権利について
- 回答方法
 - 2次元コードから回答フォームにアクセスし、アンケートにご回答ください。
 - (大変恐縮ですが通信料は回答者様負担となります)
- アンケートにお答えいただくと、**先着で啓発グッズ(カラーペンシルまたはボールペン)をご家族につきおひとつプレゼント**です。
※回答フォームにアクセスした画面をお近くの職員へ提示してください




△アンケートへの回答はこちらから

・フリーペーパー掲載のアンケート実施お知らせ

すべての子どもが豊かな子ども期を過ごせるまちを目指して

2022年4月スタート

新潟市 子ども条例

「新潟市子ども条例」について
くわしくはこちら

子どもの権利に関する アンケートにご協力ください

令和4年4月から「新潟市子ども条例」が施行されました。すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすために、子どもにとっての大切な権利とこれを守るおとなの責務を定めています。子どもの権利を自分事として考えていただくため、新潟市では「子ども条例」に関するアンケートを実施しています。ぜひご協力ください。
【アンケート実施期間：令和5年1月9日(月・祝)まで】

子どもにとって大切な権利

- 安心して生きる権利
- 豊かに生き、育つ権利
- 自分らしく生きる権利
- 身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利
- 社会に参加する権利

**ご回答いただく抽選で50名様に
QUOカード500円分が当たります!**

応募される方はアンケートの最後に連絡先をご記入ください。
(アンケート例)
-子どもの権利は大切にされていますか?
-子どもの権利を守るために大切にしていますか?
など選択式で10問程度です。(所要時間3分程度)
アンケートはこちらのQRから→



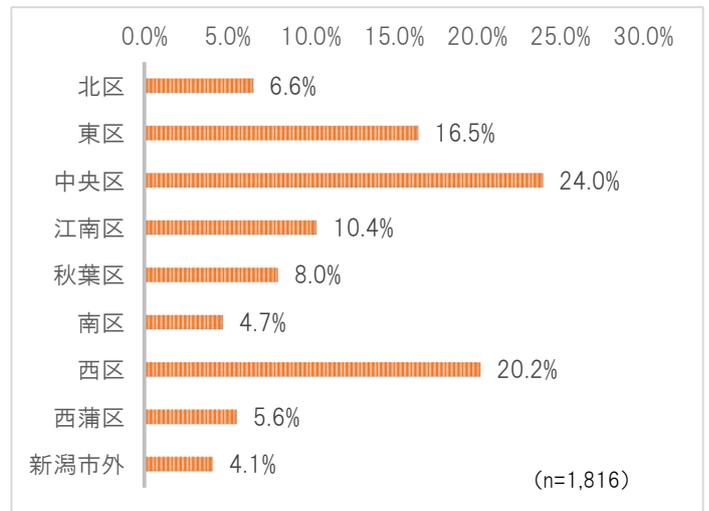
新潟市子ども未来部 子ども政策課 新潟市中央区学校町通1番地602番地1(市役所本館1階) TEL:025-226-1193 【アンケート事務局】新潟日報社地域ビジネス部 TEL:025-385-7432(平日10:00～17:00)



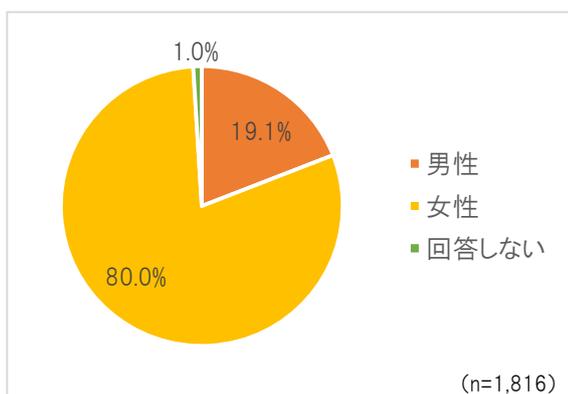
【アンケート集計結果】

- 回答者の属性については記載のとおりであり、女性からの回答が8割となっています。
- 新潟市子ども条例の認知度については、幅広く露出した子どもの権利推進月間（11月）後に実施したこともあり、5割以上の方が「知っている」と回答しています。

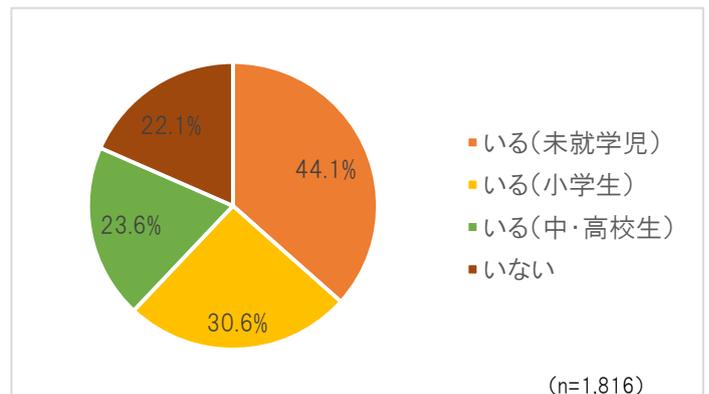
問1 回答者の居住地域



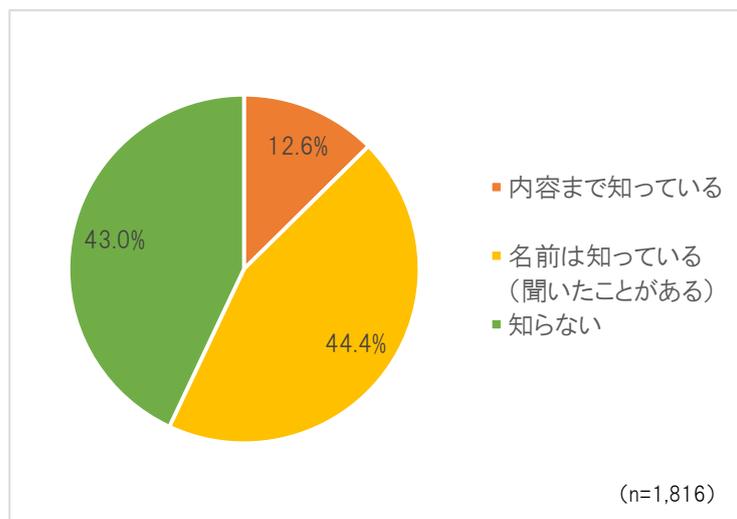
問2 回答者の性別



問3 子ども（18歳未満）の有無（複数回答）

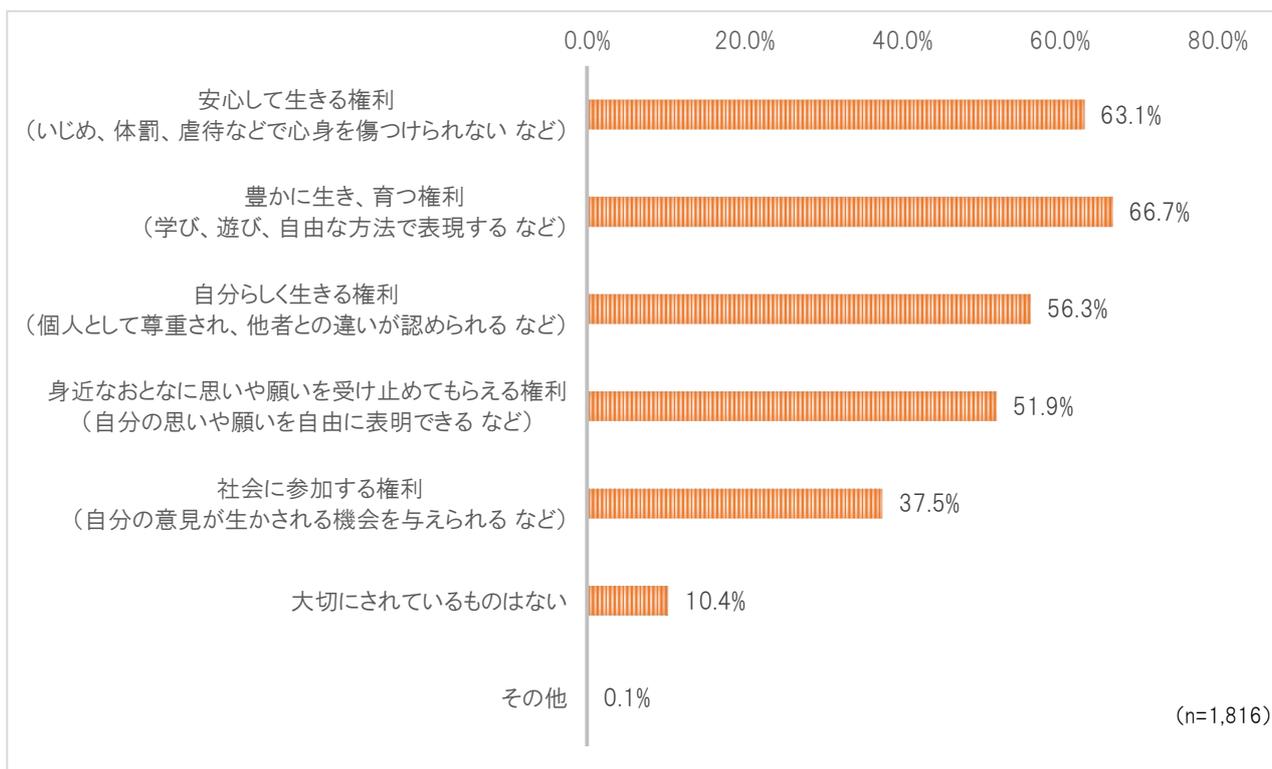


問4：新潟市子ども条例の認知状況



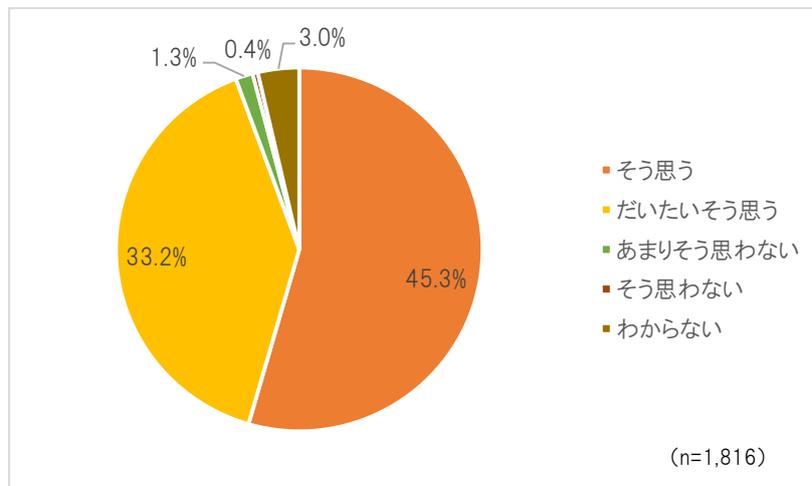
- 子ども向けのアンケートと同様、「安心して生きる権利」や「豊かに生き、育つ権利」が大切にされていると感じられている一方で、意見表明や社会参加に関する権利は相対的に低い結果となっています。
- 「社会に参加する権利」は 3 割台、「大切にされているものはない」と回答した方も 1 割程度存在しており、これらについて大切にされていると感じられるような取組が必要と考えられます。

問5 回答者のお子さんや周りのお子さんについて、日々の生活のなかで、以下の子どもの権利は大切にされていると思いますか（複数回答）

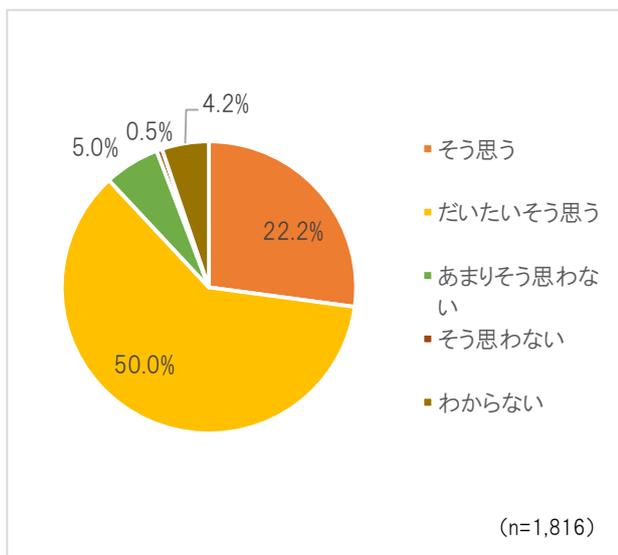


- 不安な様子をしている子どもへの声掛けや、子どもの意見や考えの尊重について、概ね8割が「そう思う」と回答しており、子どもへの質問と概ね同じ傾向が示されています。
- 一方で、おとなの約7割が、子どもは「自分のことが好き」と考えていると思うかについて、「そう思う」と回答していますが、同様の趣旨の子どもへの質問で「自分のことが好き」と回答した方は5割程度と、おとなと子どもで認識のずれがあることが伺えます。

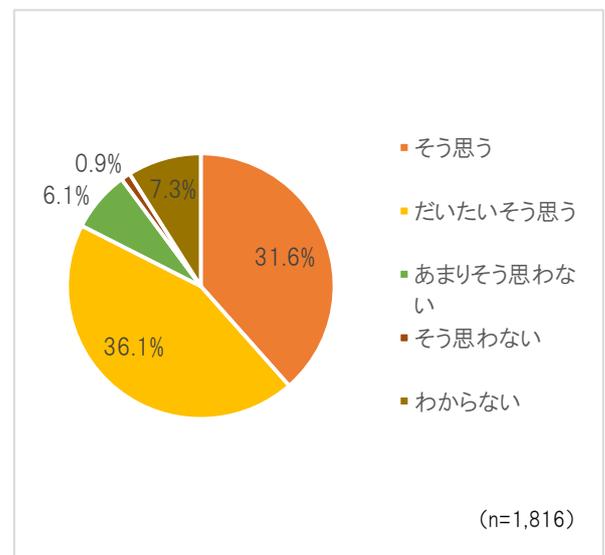
問6 お子さんが不安な様子をしていたら、声を掛けたり話を聞いたりしていると思いますか。



問7 お子さんの考えや意見を理解し、尊重していると思いますか。

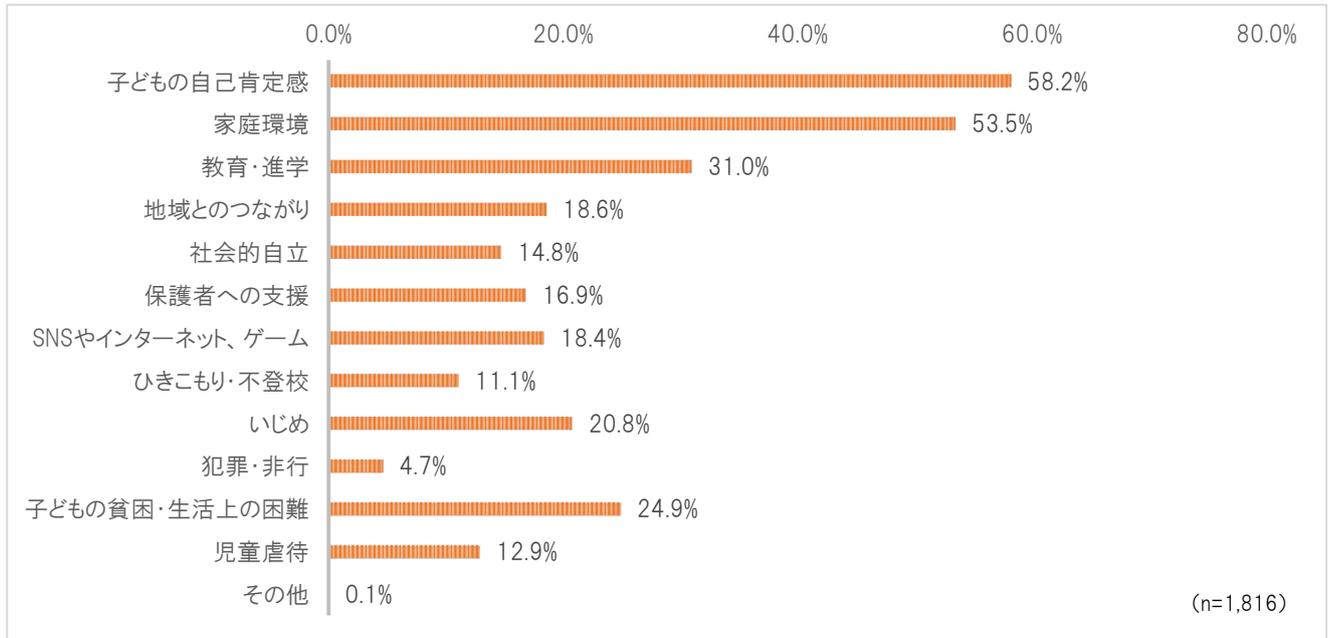


問8 お子さんは「自分のことが好き」と考えていると思いますか。

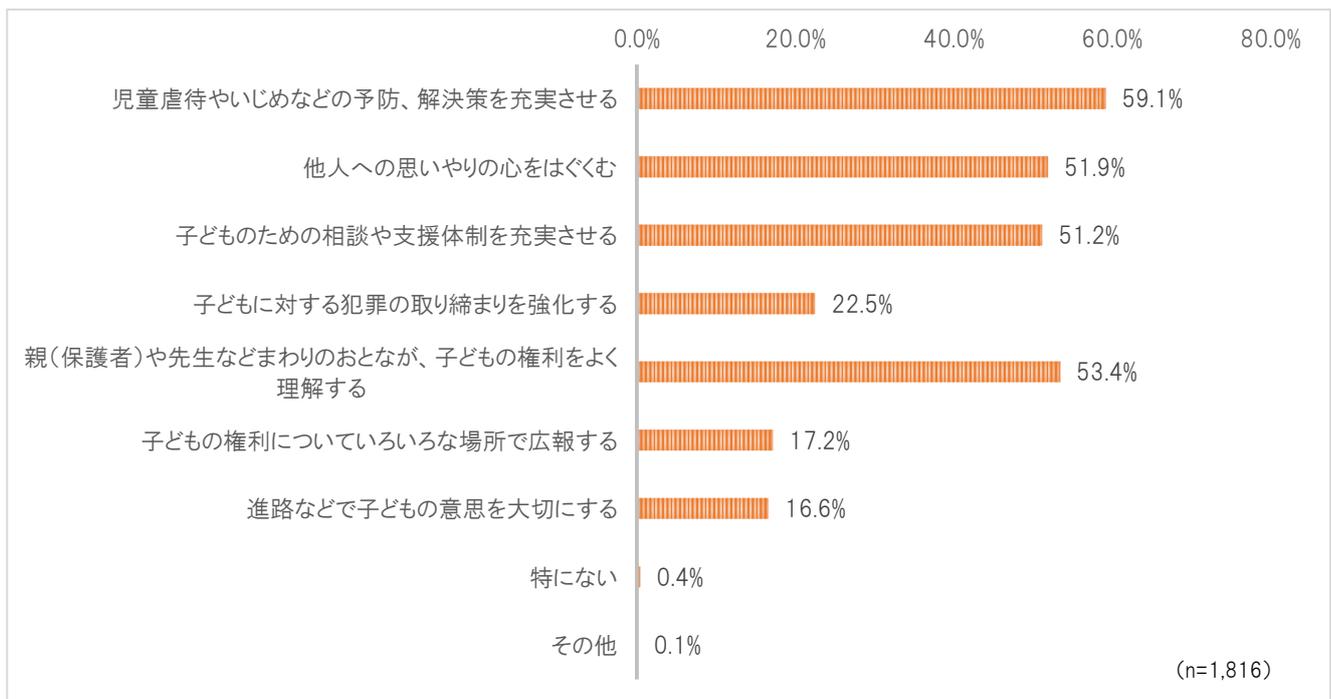


- 子どもを取り巻く課題として重要なものとして、「自己肯定感」「家庭環境」が多数を占める結果となり、次いで「教育・進学」「子どもの貧困・生活上の困難」「いじめ」が重要と考えられています。
- 子どもの権利を守るために必要なことについては、子どもへのアンケートに近い結果となりました。

問9 子どもを取り巻く課題として重要だと思うものは何ですか。(複数回答)



問10 子どもの権利を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



問11 新潟市が、「すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまち」となるために、ご意見があれば記載してください。(自由意見)

<p>経済的な問題が大きく影響すると思います。おとなの社会生活の縮図が子どもに反映されてくると考えますので、経済的な支援と最適な就労支援などが必要なのではないかと考えます。</p>
<p>子どもに携わる人は、全員とは難しいとは思いますが、病気や数字だけでなく、子どもの性格や姿勢を見て判断して欲しいです。</p>
<p>一人一人に焦点が当たりやすい街にしてほしい。</p>
<p>教職員の勤務環境を良くしてほしい。</p>
<p>学校設備費にもっと税金使って、古い楽器や図書を新しくしてください</p>
<p>子どもも生まれたときから一人の人として尊重されて育まれるという社会的な意識やそのための親の意識改革が必要ではないかと感じます。地域社会でも次の世代をみんなで育てるという共通イメージが必要なのではないのでしょうか。</p>
<p>格差社会がますます広がり、その影響が子どもに及んでいます。最も危惧するのが家庭環境、事情によって教育を受ける機会にばらつきが出ること。ぜひ是正する施策を講じて欲しいです。</p>
<p>子どもの権利条約について、おとなが当たり前のように理解していることが必要です。子どもの安心安全が守られるために、おとなが協力し合う社会になれば良いと思います。</p>
<p>親も子育てに苦しんでいる。子どももそんな親に苦しんでいることがある。子育ては決して親だけでなく、第三者があたたかく見守り、手助けできる場所、親も子どもも気軽に助けを求められる場所が必要だと思う。</p>
<p>東区の寺山公園といーてらすのように、見通しが良くておとなの目が届きやすい、子どもが安心して集まり過ごせる場所が各地域にあるとよいです。学校や家庭では相談しにくいことも気軽に相談できる場所を併設してはいかがでしょうか。</p>
<p>コロナ禍で色々な行事が取りやめになり、娘は大切な高校生活で調子を崩してしまいました。今しかできない経験をする機会を失い、子どもたちはがっかりの連続でも頑張っています。一日も早くコロナが治まり会話しながらお弁当を食べる事のできる日常に戻ってほしいです。</p>

子どもを育てるためには地域支援も大切。たとえば学童保育の 充実。だが実態は支援員不足で理想的な運営とはかけ離れているクラブが多い。賃金含め手厚い労働環境の改善が必要です。モンスターペアレントへの対応。学校が疲弊している。学校任せでなく、行政はかけ声だけでなく、積極的に「具体的」な支援を早急にすべき。

3人子どもがいる家庭への支援をお願いしたい。よくあるのが年収制限です。子どもが1人、2人の世帯と、3人の世帯とで同じ制限をかけられると困ります。1人多く育ててるのに、と不満が出ます。これは多くの3人子どもがいる世帯でよく聞くグチです。市町村によっては国の補助金からもれた世帯を市町村が補助する所もあります。また、子ども医療費が無料の県から来た人は、新潟市の子ども医療費が約500円かかる事自体、子育てに前向きではないと受け取られています。県外へ行くともっと子育てしやすい市町村があります。それらの人たちが新潟に定住することに躊躇しています。対策を宜しくお願い致します。

自分の家の近くで子どもが犯罪に巻き込まれ亡くなりました。このようなことが二度と起きないように地域とのつながりを今一度、考えていく時期だと思います。

ちゃんとした情報が得られず、孤立している保護者もいると思うので、ショッピングセンターなど、ふらっと気楽に立ち寄れる相談場所があると良いなあと考えております。

自己肯定感の低い子どもが多い気がします。もっと子どもの話を聞く、子どもの意見を大切に上げてあげる時間を増やす事が大切だと思います。

子どもが小学校から子ども条例の広報紙をもらってきて一緒に読みました。当たり前のことかもしれませんが、子どもにとって大切な権利であり、おとなである私たちが守っていかなくてはならないと改めて気づかされました。そして家庭だけではなく、日々過ごす保育園や学校のおとなの方達にも是非この子どもの権利を意識してもらいたいです。

普段から感じていますが、周りのおとなが声をかけることが豊かな子ども期を過ごすことに繋がっていると思います。褒める、注意することはもちろん、何気ないことでも話しかけたり気にかけることにより、子どもを傷付けようとする人間から守ったり、事故を未然に防ぐことが出来ると思います。普段から、声をかけ慣れていれば、有事の際に知らない人に助けを求めることにも抵抗を少なく出来ると思います。

(2) 子どもの権利が守られていない状況

① 児童虐待

【概要】

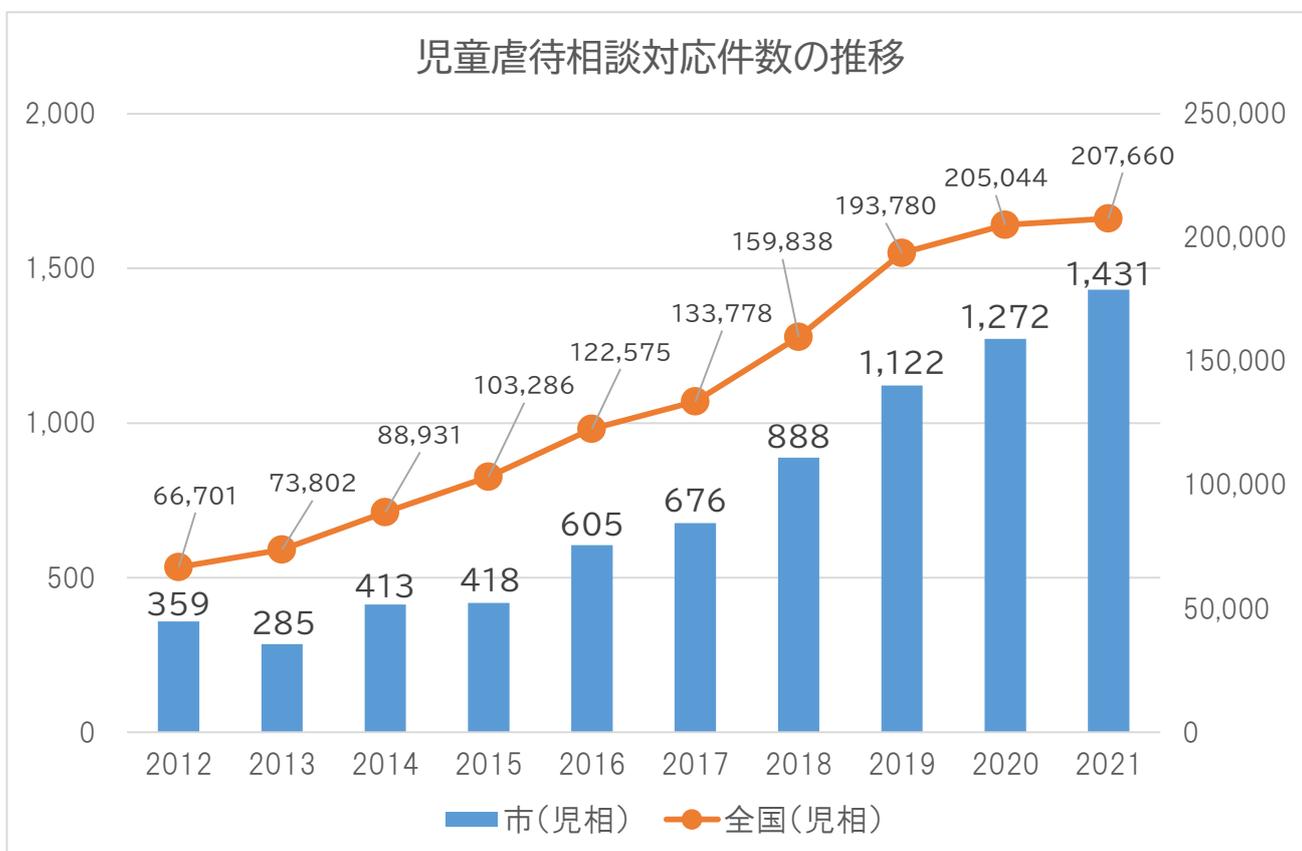
子どもへの虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものです。

令和元（2019）年6月に、児童虐待防止対策の強化を図るため、「児童福祉法」と「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、子どもの権利擁護の強化として、「親権者等による体罰の禁止」が明確化されました。

子どもは一人ひとりがかげがえのない価値をもっており、最善の利益を保障されるなかで、おとなは子どもの安心・安全を最優先に考えることが重要です。

【本市の状況】

児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、緊急に安全確保が必要な一時保護児童の件数も増加している中、困難な状況にある子どもの権利を守るため、適切な支援策を講ずることが重要です。



【本市の対応】

虐待の起こった世帯を支援していくためには、リスク要因を軽減、又は消滅させる必要がありますが、それは一個人や一機関だけでは到底なしえません。児童の福祉に関係するすべての機関が、各区健康福祉課を中心に連携して支援を行い、場合によっては児童相談所と連携しながら、世帯を児童虐待が起こらない環境に導く必要があります。

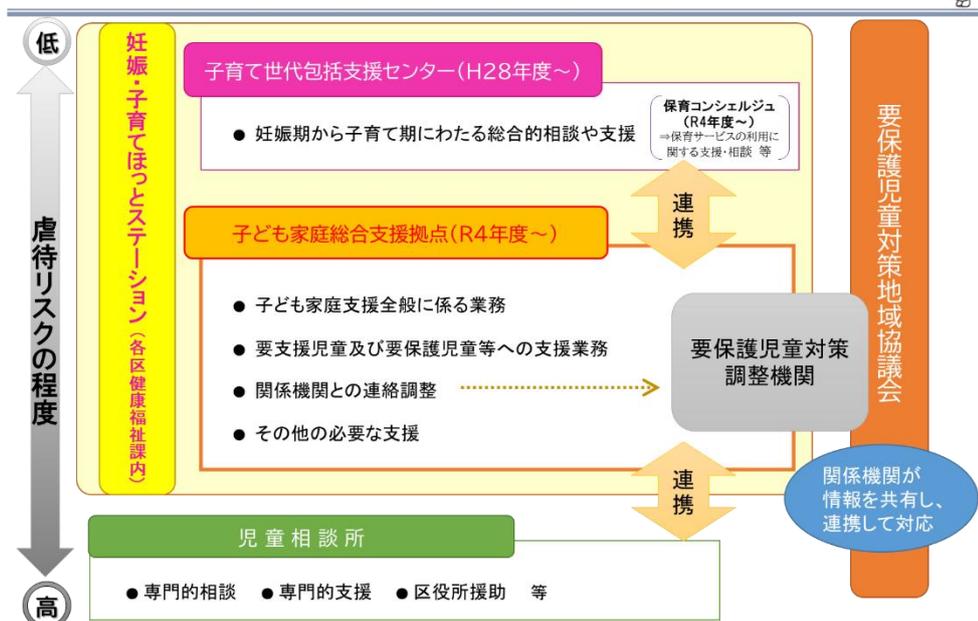
新潟市では、関係機関連携による児童虐待防止ネットワークを構成し、支援を行っています。

虐待を受けている児童をはじめとする支援対象児童等（児童福祉法第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。）の早期発見や適切な保護・支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及び保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うものが、児童福祉法に規定されている「要保護児童対策地域協議会」です。

虐待に対応していくために関係機関の協力体制を築きあげ、それぞれの機関の持つ力を総動員し、いくつもの会議を交えながらすべての児童虐待事例への支援を行っています。

さらに令和4（2022）年度から、子どもを取り巻く福祉の向上を図ることを目的に、子どもとその家庭及び妊産婦に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整等）を一体的に担うための機能を有する子ども家庭総合支援拠点を整備しました。この子ども家庭総合支援拠点が、要保護児童対策地域協議会の調整担当機関の役割も担うことで支援体制の充実を図っています。

＜子どもに関する相談体制の概念図＞



② 子どもの貧困

【概要】

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は、平成 24 (2012) 年には過去最高の 16.3%を記録し、平成 27 (2015) 年には、13.9%、平成 30 (2018) 年には 13.5%と改善したものの、おおよそ 7 人に 1 人の子どもが貧困の状況にあります。

日本の子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しく、平成 22 (2010) 年における OECD 加盟国の子どもの貧困率を参考とすると、日本は加盟国 34 か国中 9 番目に高い結果となっています。

子どもの貧困は経済的に困窮していることにより、周りの子どもが当たり前を持っているような物、教育や経験の機会などがはく奪され、不利な状況がまた一層不利な状況を呼び、社会との関係性を失い、健やかに育ち、自立していくことが困難になってしまいます。そして、その後の人生に多大な影響を与えることにつながっていきます。

そのような不利で困難な状況は、子どもやその家族だけの努力では抜け出すことが難しく、また、その状況が次世代に連鎖することが懸念されていることから、その対策については、社会全体で取り組まなければならない課題となっています。

【本市の状況】

令和 3 (2021) 年度に実施した「新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査」によると、年間の世帯収入の合計額は、子ども・若者のいる世帯では「700 万円以上」の割合が高く、ひとり親世帯では、「200 万円～250 万円未満」の割合が高くなっています。

平成 29 (2017) 年度に実施した同趣旨の調査と比較すると、ひとり親世帯の年間の世帯収入の合計額が「300 万円未満」の割合が約 60%から約 76%に増加（+約 16%）しています。

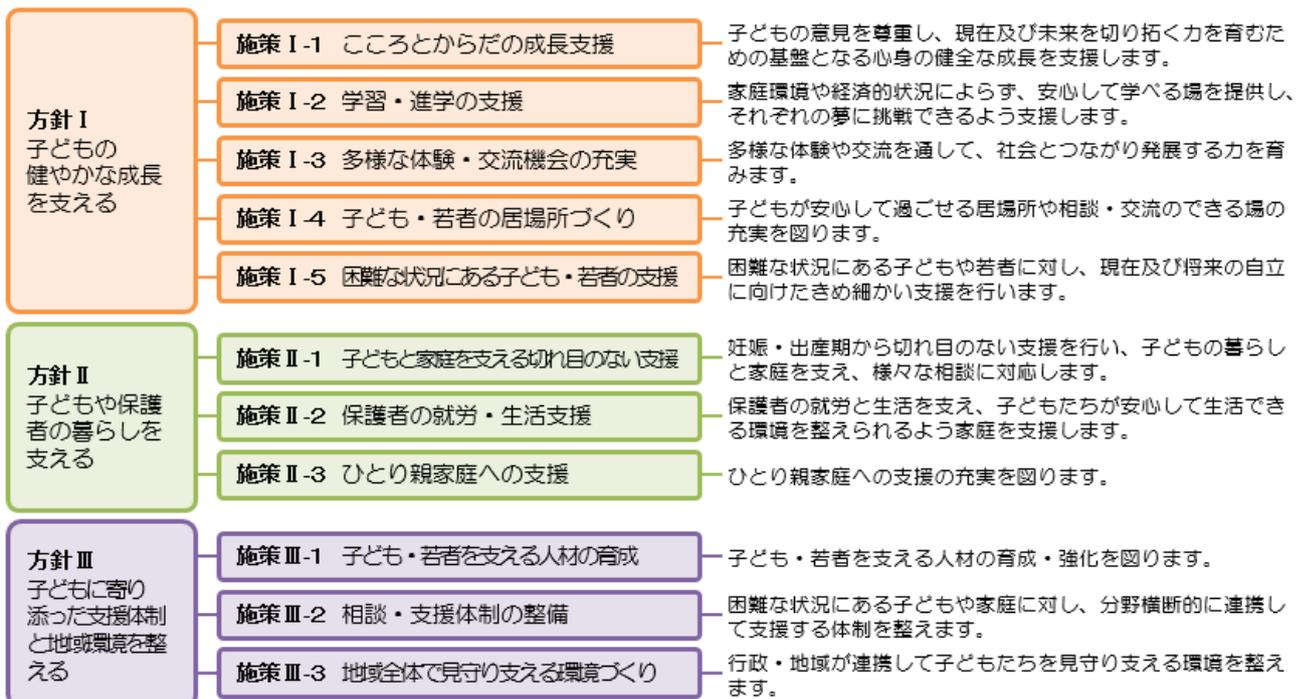
過去 1 年間の経済的な理由により買えなかった、支払えなかった経験について、ひとり親世帯の約 4 割が「必要な衣料を買えなかったこと」、約 3 割が「必要な食料が買えなかったこと」が、2 割弱が「電気・ガス・水道料金の未払い」などが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と回答しています。

今般の調査結果を踏まえると、以下の課題が把握されています。

子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の経済的状況等により、できない経験や進学をあきらめる状況などが依然としてみられる。 ・子ども一人ひとりの気持ちに寄り添った支援が必要。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な困難の背景には複合的な要因がみられ、様々な視点から家庭や保護者を支える支援が必要。 ・家庭の経済的状況が、子どもの経験や希望の持ち方に影響している様子が見られる。
支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家庭を支える人材の専門性を高めつつ、マンパワーの充実を図るとともに、分野間での連携・情報共有のさらなる強化が必要。 ・家庭の経済的状況等により、地域社会とのつながりや相談相手、支援制度の利用状況等に差がみられる。

【本市の対応】

「新潟市に暮らすすべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、現在から将来にわたり、夢や希望をもって健やかに成長し、その意見が尊重され、豊かな人間関係のもとで自立した生活が営めるようにする。また、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域全体で子どもと家庭を見守り支えるあたたかい社会の実現を目指す」ことを基本理念に、以下の体系により施策を推進していくこととしています。



③ ヤングケアラー

【概要】

家庭内での役割として子どもが家族をケアすることは、家族の絆を強め、思いやりや責任感などを育むことにつながるなどの良い面があります。一方で、子どもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、子どもにとっての過度な負担が続くと、子ども自身の心身の健康や安全や教育に影響が出てしまうことがあります。

家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現状において、子どもの心身の健やかな育ちのために、関係機関・団体などが連携し、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が強く求められています。

ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、本市では、ヤングケアラーを「一般に、本来おとなが担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども」として捉えています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration: izumi Shiga

【本市の状況】

県内に住むヤングケアラーの状況やケアの影響、及び支援の現状などを把握するため、令和3（2021）年8月から10月にかけて、公立中学2年生（以下、中学生）と公立全日制高校2年生（以下、高校生）を対象に「新潟県ヤングケアラー実態調査」が行われました。新潟市・新潟県・全国の比較は以下のとおりです。

《世話をしている家族が「いる」と回答した割合》

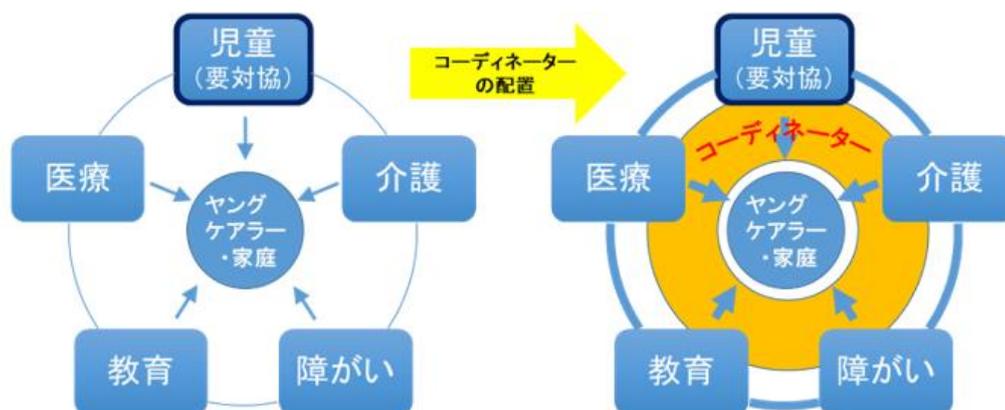
区分	新潟市	新潟県	全国
中学生	5.7%	5.9%	5.7%
高校生	3.1%	2.8%	4.1%

- 中学生の17人に1人が「世話をしている家族がいる」と回答。
- 「世話をしている頻度」として、「ほぼ毎日」との回答が約半数、「週に3～5日」との回答が約20%程度であることは、全国と同様の傾向となっている。
- 「世話をしている家族がいる」と回答した中高生のうち、「世話をしていることで、やりたいけどできていないこと」の問いに対し、「宿題をする時間や勉強する時間がとれない」「睡眠が十分に取れない」「自分の時間が取れない」などと回答した生徒の割合は、中学生で21.2%、高校生で28.3%となっている。

【本市の対応】

前述の調査を踏まえると、本市でも推計400人程度のヤングケアラーが存在する可能性があり、これらの子どもたちを支援につなげていくため、学校現場等での理解の促進、関係機関の連携が必要です。また、市民への広報・啓発による認知度の向上も重要です。

ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ヤングケアラーに関する相談業務において、支援への助言を行うほか、広報啓発、研修企画・講師などを行います。（R5年度予定）



④ いじめ

【概要】

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは次のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

すべての子どもは、安心して、生き生きと、自分らしさを発揮して生活する権利をもっています。そして、教師や保護者など、子どもを取り巻くすべてのおとなには、子どものもつ権利を保障する社会をつくっていく責任があります。そのため、おとなはいじめのない社会を作るための不断の努力をしなければなりません。

いじめのない社会をつくることは、社会全体の大きな使命であり、この実現のためには、市民一人一人が当事者意識をもっていじめの問題を受け止めることが重要であるとともに、社会全体でいじめの防止に向けて取り組み、いじめを生まない風土づくりを進めていく必要があります。

【本市の状況】

令和 3（2021）年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、本市の小・中・高・特別支援学校における、いじめ認知件数の総計は 13,652 件であり、児童生徒 1,000 人あたりの認知件数は 232.2 件となっています。

《いじめの認知件数》

区分	新潟市	新潟県	全国
総計	13,652 (12,719)	21,254 (17,107)	615,351 (517,163)
1,000 人あたりの 認知件数	232.2 (214.6)	97.4 (77.1)	47.7 (39.7)

※ 国公立の小・中・高・特別支援学校の認知件数

※ （ ）内は、令和 2 年度の認知件数

また、本市の小・中・高・特別支援学校における、いじめの解消の状況は「解消」が11,235件、解消率は82.3%となっています。

《いじめの解消の状況》

区分		解消	取組中	その他
新潟市	総数	11,235	2,408	9
	認知件数に対する割合	82.3	17.6	0.1
新潟県	総数	17,254	3,973	27
	認知件数に対する割合	81.2	18.7	0.1
全国	総数	493,154	121,479	718
	認知件数に対する割合	80.1	19.7	0.1

【本市の対応】

いじめ防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進するため、新潟市いじめ防止基本方針を定めています。この基本方針は、本市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の取組について、体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載しています。

基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

基本方針のポイント

- いじめの防止等の基本的な考え方を明記しました。
- いじめの防止等に関係する機関の連携強化及び対策協議を行う組織を設置します。
組織：新潟市いじめ防止市民連絡協議会、新潟市いじめ防止対策等専門委員会
- 重大事態の発生に伴う調査等を行う組織を条例設置します。
組織：新潟市いじめ防止対策等専門委員会、新潟市いじめ問題調査点検委員会
- 全市立学校は、いじめの防止等のための具体的な取組を明確化した「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校全体で取り組むための「組織」を設置します。

この他、いじめ見逃しゼロスクールや人権週間などの取組により、各地域、学校において工夫を凝らしたいじめ防止等の取組が行われています。

(3)現状と課題

- 子ども向けアンケートの結果を踏まえると、子どもの権利についての認知度は一定程度あるものの、子ども固有の権利を理解し、これを踏まえて意見を表明したり社会に参加したりする取組は、未だ十分とはいえない状況が分かりました。
- 子どもの悩みの有無に関しては約4割が「ある」と回答しているものの、不安や悩みを相談できる相手の有無に関しては、約15%が「いない」と回答しています。そして、市が「子どもの悩みに対応する窓口を作ったら相談してみたいと思うか」という質問に対し、約25%が「相談してみたいと思う」と回答しています。
- おとな向けのアンケートの結果を踏まえると、子ども条例の認知度は子どもに比べて低く、日々の生活のなかで大切にされている子どもの権利についても、「自分らしく生きる権利」「身近なおとなに思いや願いを受け止めてもらえる権利」「社会に参加する権利」が相対的に低いことが分かりました。
- 子ども向けアンケートとおとな向けアンケートを比較すると、子どもの自己肯定感に関する認識には差があり、子どもは「自分の考えや意見を聞いてもらってうれしかったことがありますか」との問いに8割以上が「ある」と回答していることを踏まえると、おとなに対し幅広く子ども条例の趣旨を周知していくとともに、おとなが子どもに寄り添い、意見や考えを聞く機会や体制を充実させていくことが重要であると考えられます。
- 児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラー、いじめなど子どもの権利が守られていない状況については、それぞれのセクションで様々な支援が行われており、関係機関や民間団体などがしっかりと連携・協力しながら対応していくことが重要です。
- 一方で、SOSの声をあげられない子ども、自分の権利が侵害されている状況で相談や支援を求めることに躊躇してしまう子どもも一定数存在しており、そのような子どもたちに対しても適切な相談や支援に結び付けていくことができれば、より子どもの権利が守られる社会に近づくものと考えられます。



このような現状を踏まえ、子どもの権利が守られすべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に向けた施策の方向性を示します

SDGsでも子どもの権利に関連する目標が掲げられています

SDGs（持続可能な開発目標）は、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標を掲げ、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国を含むすべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



貧困や飢餓をなくすこと、健康と福祉、質の高い教育をすべての人に提供するといったSDGsに掲げられたゴールを目指すことは、子どもの権利を守ることにもつながります。（以下は関連するゴールのロゴマーク）



3 子どもの権利を守るために

(1) 基本理念及び考え方

子どもの権利保障を推進していくためには、子どもが一人の人間として尊重され、成長・発達段階に応じ必要な支援を受けながら、すこやかに成長していける環境を構築していくことが必要です。

そのためにも、まず子どもたち自身が、「安心して生きる権利」や「豊かに生き育つ権利」など、自らが有する子どもの権利を理解し、仲間やおとなに対しても自由に意見や考えを伝え、社会に参加していくことが大切です。

子どもの権利が大切にされ、自らの意見や考えを発信し、これを受け止めてもらう経験は、子どもたちの自信や自己肯定感を育むことにつながります。また、他者にも自分と同様に権利があることを理解することで、思いやりの気持ちを育むことにもつながります。

子どもの権利が保障され、子どもの声が活かされるまちづくりを進めていくためには、子どもに関わるすべてのおとなが、子どもの権利を理解し、子どもの意見表明を促進し受け止めるいわば“ファシリテーター”としての役割を担っていくことが求められます。

親や保護者、保育士や教員、地域の方々、事業者を含めたすべてのおとなが、子どもの主体性を尊重しながら、子どもの声を受け止め、健やかな成長を見守っていくためには、おとな自身も必要な支えを得て、ゆとりと自信を回復することが欠かせません。

新潟市はこれまで、「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた」を基本理念に、“新・すこやか未来アクションプラン”に基づき、ライフステージに応じ子ども・子育てに関する切れ目のない支援を展開してきました。

新潟市子ども条例は、子どもの権利保障の観点から、本条例をすべての子どもに関する施策の基本としながら、各施策において子どもの権利を尊重していくことを求めています。

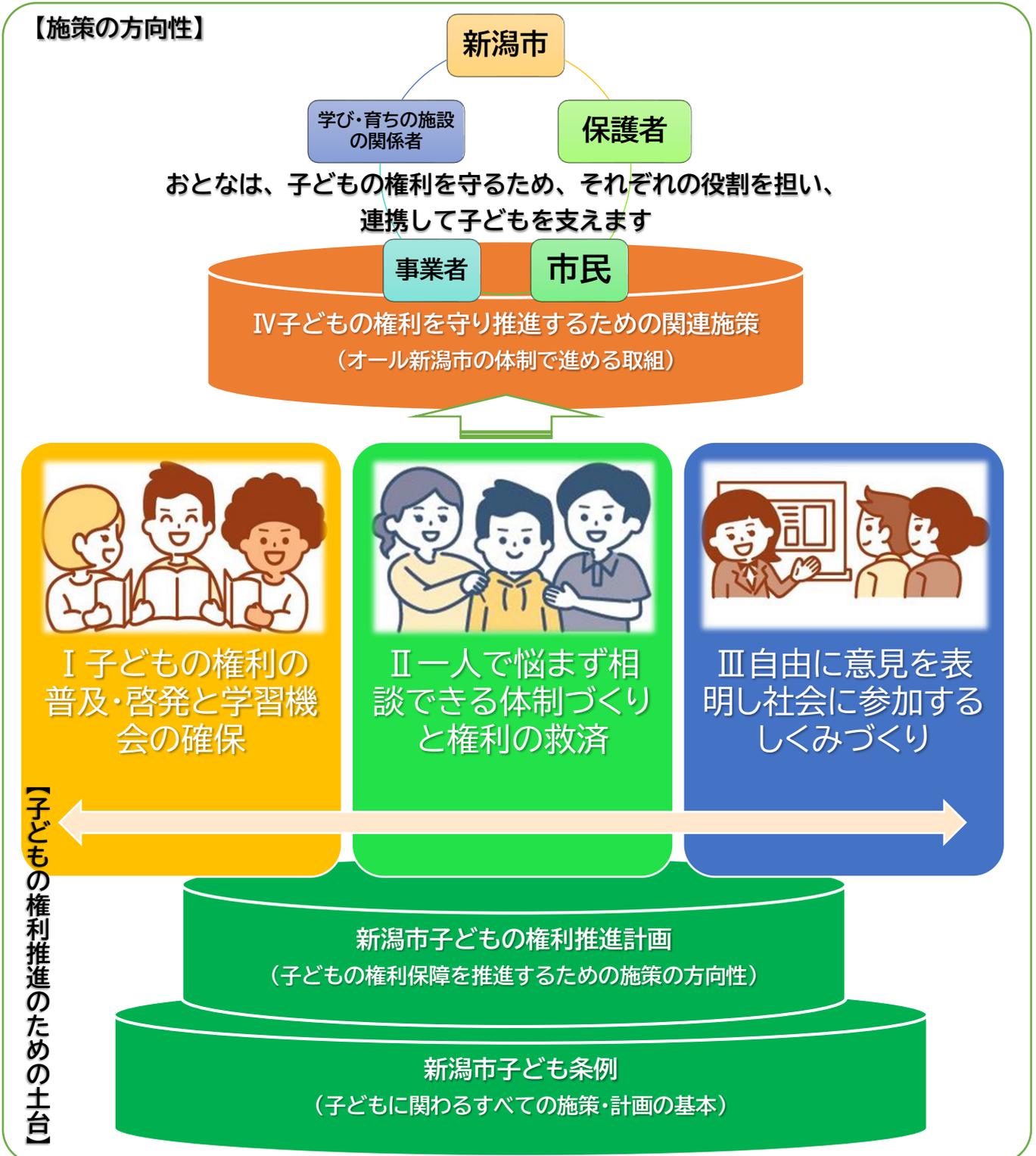
このことから、本計画においては、子ども固有の権利保障に資する取組と、子ども・子育て支援の取組を両輪としながら、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちづくりを進めていくため、次の通り基本理念を定め、施策を推進していくこととします。

すべての子どもが豊かな子ども期を過ごす

ことができるまち にいがた

(2) 施策体系

前述の基本理念を踏まえ、子どもの権利が守られ、真に子どもの豊かさと成長の力が育まれる環境づくりを進めていくため、オール新潟市の体制で全庁的な連携を図るとともに、民間事業者や地域社会とも緊密に連携・協力しながら、以下の方向性に基づき、施策を展開していくこととします。



I 子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保

根拠条文（抜粋）

（周知啓発等）

第5条 市は、子どもの権利について、保護者、施設関係者、事業者及び市民の関心及び理解を深めるため、次に掲げる取組を行うものとします。

- （1） 周知啓発
- （2） 学習及び研修の実施
- （3） 前2号に掲げるもののほか、必要な取組

《施策の方向性》

すべての子どもは、誰もが生まれながらにして権利を持っているものであり、おとなは、その権利の行使には何ら義務を伴うものではないことを理解することが重要です。

そして、自分を大切にすること、相手にも自分と同じ権利があること、相手の権利を侵害しないことを子ども自身が理解することも重要であり、子どもの権利が尊重される社会を作っていくことはおとなの責務です。

子どもが自分の権利を知り、理解を深めるために主体的に学ぶことは、自己肯定感を育むことにつながります。さらに、子どもは、自分の権利が侵害された時には誰かに相談することができること、そのための場があることを知っていることも、自分の権利を大切にすることにつながります。

そのためには、保護者・教職員・子どもに関わる機関や組織のスタッフなど、すべてのおとなが子どもの権利を理解し、具体的に自らができることを学ぶ機会を持つことが必要です。

また、子どもの発達是多様であり、発達段階に応じた言葉・方法を用いて伝えることは、子どもたち自身が自らの権利を理解することを促進するために重要です。

これら基本的な考え方を踏まえ、関係機関と緊密に連携を図りながら、子どもの権利について普及・啓発し、学ぶ機会を確保していくため、次のとおり施策を推進していきます。

項番	施策	取組の概要
I-1	発達段階に応じた啓発資料の作成と展開	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達段階に応じた分かりやすいパンフレットを作成し、様々な機会を通じ配布します。 ● 周知・啓発動画等を作成し、様々なメディア、ツールを活用しながら幅広く周知します。
I-2	周知・啓発キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年5月5日から11日にかけての子どもの権利推進週間及び11月の子どもの権利推進月間を通じ、関係機関と連携しながら様々な周知・啓発の取組を実施します。 ● 民間における子育て関連イベント等に参画し、幅広い層に周知・啓発を図ります。
I-3	多様な情報発信ツールを活用した周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● SNS等を活用しながら、子育て世代のみならず、幅広い世代をターゲットに周知・啓発を進めます。 ● 情報発信に際しては、分かりやすさや親しみやすさに配慮しながら取り組みます。
I-4	子どもと関わる職員等の研修を通じた理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員や地域教育コーディネーター、保育士、放課後児童クラブの職員、民生委員・児童委員など子どもに関わるすべてのおとなが本条例の趣旨を理解し、学ぶことができるよう、研修の機会を提供します。 ● 児童虐待の防止は子どもの権利を守ることにつながることから、研修の実施に際しては、子どもへの暴力を防止するための人権教育であるCAP(Child Assault Prevention)プログラム等の活用を促進します。
I-5	妊娠期からの継続した学びの機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳に子ども条例の概要を掲載すること等により、これから親となる妊娠期のおとなや親になったばかりのおとなに対し継続して周知・啓発を図ります。 ● ゆりかご学級や母親・父親学級などの各種講習会、赤ちゃんの定期健康診査などの機会を通じ周知・啓発を進めます。

I-6	学校や地域活動における子どもとおとなへの周知	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ・スクールでの活動や青少年育成協議会、子ども食堂など地域における様々な活動の機会をとらえて、子ども条例に関連したワークショップや学習会等の実施を促進します。 ● いじめ撲滅に係る啓発や人権教育など既存の取組と組み合わせながら、子どもが権利の主体として学習する機会を提供することで、子どもの権利の理解を促進します。 ● 学校や地域で実施された好事例を集約し、関係者に共有することにより、より取り組みやすい環境を整備します。
I-7	情報が届きにくい子どもへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● だれ一人取り残さない社会を目指し、不登校や様々な理由により学校教育や社会との関係が希薄になっている子どもたちへ情報を届けるため、多様な手段を活用しながら子ども条例の趣旨を届けられるよう配慮した取組を進めます。 ● 自分の意思を言葉であらわすことが困難な子どもの意見をくみ取り代弁するため、子どもアドボカシー(子どもが声を上げることがをサポートする活動)を推進します。
I-8	事業者への周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもをもつ保護者の権利を保障するため、働き方改革やワーク・ライフ・バランス推進の取組と連携しつつ、関係団体等の協力を得ながら、事業者への周知を進めます。

Ⅱ 一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済

根拠条文（抜粋）

（権利侵害の救済等）

第17条 市は、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するための体制を構築するなど、必要な措置を講じなければなりません。

2 市は、子どもの権利侵害に関する相談又は救済について、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

〈施策の方向性〉

子どもはおとなに比べ権利侵害を受けやすく、一方で救済機関へのアクセスも難しいこと等から、その人権には特別な注意が向けられなければなりません。

しかし、例えばいじめ防止対策推進法では、学校の設置者又は学校において、重大事態への対処として調査を行うことが規定されているものの、そこでは事実の調査と再発防止が主な目的であり、権利救済が直接の目的とはなっておらず、権利救済制度に代わるものとはいい難いのが現状です。また、教職員等子どもの指導にあたる者による体罰や不適切な指導・言動等、学校関係者が権利侵害を行ったような場合に、子どもの権利を擁護する観点から、中立かつ公正に対応することが求められています。

さらに、「2 子どもを取り巻く現状と課題」で記載した通り、児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラー、いじめの問題は、いずれも子どもの権利が侵害される事象であり、困難を抱える子どもが気軽に相談することができ、その内容を踏まえ適切な支援につなげていくことが重要です。

また、先に実施した子ども向けアンケートにおいては、「普段から不安や悩みがあるか」という問いに対し、「ある」と回答した子どもが39%存在し、「市が子どもの悩みに相談する窓口を作ったら相談してみたいと思うか」という問いに対し、「相談してみたいと思う」と回答した子どもが24%という結果でした。

これらを踏まえ、子どもや保護者等からの相談に適切に対応し、必要な支援や解決につなげていくため、独立性を有する第三者的な立場で問題を調整し、解決を図ることができる体制の構築に向け、次のとおり施策を推進していきます。

項番	施策	取組の概要
Ⅱ-1	子どもの権利擁護機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利侵害からの救済、調整、課題解決を目的とした子どもの権利擁護機関の設置に向け、以下の点に留意しながら設置に向けた検討を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの権利を擁護するための専門職として、子どもの権利擁護委員を配置します。 ✓ 委員の独立性、公正・中立性を担保するため、外部有識者や関連団体等からの推薦を得て配置します。 ✓ 権利侵害の相談・救済機能、政策提言機能を有する体制を整備します。 ✓ 権利擁護機関の設置にあたっては、関係する外部の専門家や機関との間で十分な意見交換・調整を経て、必要な根拠規定を整備します。
Ⅱ-2	子どもが気軽に相談できる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもからの相談のハードルを下げるため、悩みや課題を抱える子どもが多様な手段によりアクセスできるよう、必要な体制を整備します。 ● 子どもを取り巻く課題に対し、適切に対応できる調整・相談員を配置します。
Ⅱ-3	子どもの意見を代弁するアドボカシーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の意思を言葉であらわすことの困難な子どもの意見をくみ取り代弁するため、子どもアドボカシー(子どもが声を上げることがサポートする活動)を推進します。(再掲) ● 子どもの意見を代弁するアドボケイト(擁護者)を育成し、適切に配置します。
Ⅱ-4	関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども等からの相談を適切な支援につなげるため、子どもや家庭に関する他の相談機関等とのコミュニケーションを図り、適切に連携する体制を整備します。

Ⅲ自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり

根拠条文（抜粋）

（子どもの意見表明と参画の促進）

第6条 市は、この条例の運用及び施策の実施にあたり、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの参画の促進に努めるものとします。

（参加の機会の確保）

第16条 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会及び活動の確保に努めなければなりません。

2 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもの参加を促進し、子どもの自主的で自発的な活動を奨励するため、適切な支援に努めなければなりません。

《施策の方向性》

子どもの「意見表明・参加権」は子どもの権利推進の中核であり、子どもは自ら声（意見）を自由に発することを保障された権利主体であることを、子ども自身を知ることが重要です。ここでいう「自由に」とは、おとなや他の子どもに遠慮・同調したり、忖度して声を出すことをためらったり諦めたりすることがないように、「意見表明・参加権」保障の重要性を同時に示すものであることに留意が必要です。

そして、子どもには意見表明や参加する権利を有することを認識した子どもたちは、自ら声（意見）を自由に発することについて考えるようになり、自分以外の子どもやおとなとの対話を通じて、その意味を広く分かち合うことができるようになります。

また、子どもが意見を表明し、社会に参加していくためには、その声を聴き、受け止めるおとなの存在が不可欠です。おとな自身が子どもの有するこれらの権利を尊重し、意見表明と社会参加を促す存在としての役割を担うためにも、子どもと年齢的にも近い若者を、子どもの意見表明を促進し、受け止めるファシリテーターとして育成していくといったことも、子どもの意見表明と社会参加を促す取組の一つとなります。

さらに、すべての子どもが自らの意見を発信できるとは限らないことにも留意が必要です。障がいや不登校、被虐待など、自ら声をあげることができない子どもの意見をくみ取るとともに、必要に応じ代弁できる仕組みの構築も求められます。

子どもからの意見表明や社会参加に際しては、発信された意見等をおとながしっかりと受け止め、フィードバックしていくことにより、子どもの自己肯定感や自信を育むことにもつながることに留意しながら、次のとおり施策を推進していきます。

項番	施策	取組の概要
Ⅲ-1	子どもの意見表明や社会に参加する権利の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見表明権・社会参加権は子どもの権利推進の中核であるという認識のもと、地域と学校との協働の取組等を通じ、子ども、おとな双方への理解を促進するよう努めます。 ● コミュニティ・スクールでの活動や青少年育成協議会、子ども食堂など地域における様々な活動の機会をとらえて、子ども条例に関連したワークショップや学習会等の実施を促進します。(再掲) ● いじめ撲滅に係る啓発や人権教育など既存の取組と組み合わせながら、子どもの権利の理解を促進します。(再掲)
Ⅲ-2	子どもが市政に参加する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 市のまちづくりや制度について学び、意見交換等を通じて、子どもが市政に参加できる仕組みを構築します。 ● 子どもに関連する施策をはじめ、市の様々な施策に関連するパブリックコメント等を通じ、子どもからの意見を収集するよう取り組みます。
Ⅲ-3	学校生活や地域づくりでの子どもの意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校などの教育の現場や児童福祉施設などにおいて、子どもの意見が尊重されるよう、好事例の取組を収集し関係機関に共有します。 ● 地域において身近な社会課題等について学び、意見交換や発表を通じ子どもの意見が反映される仕組みを整備します。
Ⅲ-4	子どもの意見をくみ取るファシリテーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもと年齢が近い大学生などの若者をファシリテーターとして育成し、子どもの意見をくみ取るワークショップなどに派遣する取組を推進します。
Ⅲ-5	意見を発信することが難しい子どもへのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの SOS を聴き逃さないため、教職員、児童福祉施設等の職員、子育て中の保護者などに、子どもの声を聴くためのスキルアップを図れるよう取組を進めます。 ● 子どもの意見を代弁するアドボケート(擁護者)を育成し、適切に配置します。(再掲)

IV子どもの権利を守り推進するための関連施策

根拠条文（抜粋）

（責務）

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。

2～6 （略）

（施策の推進）

第18条 市は、子どもの権利の保障を推進するため、子どもに関わる施策の充実を図ります。

2 市は、前項の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

《施策の方向性》

本市ではこれまで、子ども・子育て支援に係る取組について、「新・すこやか未来アクションプラン」を中心に、ライフステージに応じた切れ目のない支援として様々な施策を展開してきました。

また、教育に関しては、「新潟市教育ビジョン第4期実施計画」において、“これからの社会をたくましく生き抜く力の育成”を中心的な考え方のテーマに設定し、これからの予測困難な社会において、おとなも子どもも社会の変化を前向きにとらえ、主体的に、多様な人たちとも協働しながら、よりよく、たくましく生き抜くことができるようになることを目指しています。

市に関わる様々な施策においても、子どもの権利を尊重する施策が展開されており、それぞれの施策や事業、取組自体が「安心して生きる権利」や「豊かに生き、育つ権利」など、子どもが有する固有の権利の保証や推進に資するものであるといえます。

子ども条例は、子どもに関連する施策及び計画の根本となることから、これまで実施してきた関連施策に、子ども条例に基づく考え方や理念を反映させていくとともに、オール新潟市の体制のもと、関係者と十分連携・協力しながら、子どもに関わる施策の充実を図り、以って子どもの権利保障を推進していくこととします。

項番	施策	取組の概要
IV-1	関連施策における子どもの権利に関する普及・啓発、理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもに関わる職員や専門員の研修やワークショップなどの機会を通じ、子ども条例の趣旨を分かりやすく伝える機会を設けます。 ● 保護者や子ども向けの情報発信に際しては、子ども条例の趣旨を盛り込み、理解が促進されるよう取り組みます。 ● 関係機関や関係団体との連携に際し、子ども条例の理解が促進されるよう取り組みます。
IV-2	関連施策における子どもの意見表明を促進させる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもに関連する施策をはじめ、市の様々な施策に関連するパブリックコメント等を通じ、子どもからの意見を収集するよう取り組みます。(再掲) ● 子どもが利用する施設等において、子どもからの意見を取り入れ、施設運営に反映させるよう努めます。

⇒連携事業一覧についてはP 5 4 以降を参照

(3) 施策の進行管理

施策の実施にあたっては、それぞれの方向性を踏まえ以下のとおり目標を設定し、本計画に基づく取組が着実に推進されるよう、指標を定め進行管理を行うこととします。

また、毎年各施策の取組状況を、新潟市子どもの権利推進委員会に報告することとし、委員等からの意見を踏まえ必要な改善や見直しを図ることとします。

【計画全体の指標】

- 日々の生活の中で、5つの子どもの権利が「大切にされていると思う」と回答した子どもの割合の平均値（“大切にされていない”と回答した割合を控除）

令和4（2022）年度	令和7（2025）年度	令和9（2027）年度
69.6%	75%以上	80%以上

【施策の方向性Ⅰに関する指標】

- 新潟市子ども条例を「知っている」と回答した子どもとおとなの割合（平均値）

区分	令和4（2022）年度	令和7（2025）年度	令和9（2027）年度
平均値	61.4%	69%以上	75%以上
子ども（参考）	65.8%	74%以上	80%以上
おとな（参考）	57.0%	64%以上	70%以上

【施策の方向性Ⅱに関する指標】

- 不安や悩みを相談できる相手が「いる」と回答した子どもの割合

令和4（2022）年度	令和7（2025）年度	令和9（2027）年度
85%	向上させる	90%以上

【施策の方向性Ⅲに関する指標】

- 計画期間中に意見表明又は社会参加に係る取組[※]を1回以上実施した中学校の割合

令和4（2022）年度	令和7（2025）年度	令和9（2027）年度
16%	向上させる	100%

※令和4年度に実施した中学生による意見交換会（P11）をモデルに、あるテーマに沿った子どもたちによる意見交換会や市政への意見表明、社会参加に関する取組

4 資料

(1) 連携事業一覧

子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を進めるため、子どもの権利推進に資する連携事業を以下にまとめました。

事業実施に際し、子どもの権利推進に資するための取組を行う場合や、事業それ自体が子どもの権利推進に資する場合があります。また、各事業が5つの子どもの権利のうち、どの権利推進に関連[※]するかを、あわせて整理しています。

なお、一覧に記載の事業・取組は、令和5（2023）年3月現在のもの（予定を含む）であり、計画期間中に変更、見直しされる可能性があります。

※複数の権利に資する場合は最も親和性があると考えられるもの

関連する権利 [※]	事業・取組名	事業概要	所管課
I 安心して生きる権利	交通安全教室	幼児や小中学生を対象に交通安全教室を実施し、道路を通行するために必要な基本的な知識や意識の育成を図る	市民生活課
I 安心して生きる権利	子どもの体験型安全教室	市立小学校1年生を対象に、不審者と対峙した際、自分自身を守る方法を体験学習	市民生活課
I 安心して生きる権利	校区交通安全推進協議会	児童の交通安全の推進を目的に小学校区単位で結成された校区交通安全推進協議会に対し、補助金を交付し活動を支援する	市民生活課
I 安心して生きる権利	男性の家庭活躍推進事業	男性の家事・育児等への参画を促進するための啓発等を行う。	男女共同参画課
I 安心して生きる権利	女性活躍応援事業	働く女性・働きたい女性が職業生活において、個性と能力を十分に発揮できるよう支援を行う。	男女共同参画課
I 安心して生きる権利	生活保護	生活に困窮する世帯に、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに自立の助長を図る。	福祉総務課
I 安心して生きる権利	地域の茶の間支援事業	支え合う地域づくりを進めるため、多世代の居場所「地域の茶の間」開催団体に対して運営費等を助成する。	地域包括ケア推進課
I 安心して生きる権利	短期入所	自宅の介護者が病気の場合などに、入所施設等において短期間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	障がい福祉課
I 安心して生きる権利	日中一時支援	保護者が病気の場合などに、日中において施設で見守りなどの支援を行う。	障がい福祉課

Ⅰ 安心して 生きる権利	ファミリー・サポート・ センター事業	児童の預かりなどの援助を受けたい市民と援助を行いたい市民との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	ひまわりクラブ施設整備	放課後に安心して子どもが過ごせる居場所を確保するため、基準を上回る面積確保のための施設を整備する。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	民設放課後児童クラブ施設整備費補助金	民設放課後児童クラブの環境整備に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	CAPプログラム	人権教育プログラムであるCAP(子どもへの暴力防止)プログラムを保育施設等で実施する。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	子育てなんでも相談センター「きらきら」の支援	子育てに関する相談にワンストップで応じ、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、関係機関のネットワークづくりを推進し、既存サービスの有効利用を図る。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	家庭児童相談	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所に家庭児童相談員を配置し、家庭児童福祉に関する相談指導業務を実施する。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	子育て短期支援事業(こどもショートステイ)	保護者の入院等により、家庭での養育が一時的に困難になった児童を、市が委託する施設において預かる。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	母子向け住宅	20歳未満の子を扶養する母子家庭の母とその子が入居できる母子向け住宅に空きが出た場合、抽選会を行い、入居者を決定する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	ひとり親家庭のひまわりクラブ入会基準の緩和	母子・父子家庭について、保護者が求職活動中の場合、ひまわりクラブを3か月間利用できる。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	要保護児童対策地域協議会の運営	各区へ設置済みの要保護児童対策地域協議会の運営支援や代表者会議を開催する。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	子ども家庭総合支援拠点の運営	子どもとその家庭及び妊産婦に関する支援を一体的に担うための機能を有する拠点を各区に整備し、それぞれが抱えるさまざまな課題に関係機関と連携しながら対応する。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	法律相談	主に実務者会議において、専門性向上のため弁護士による法的な助言・指導を受け、適切で効果的な支援を行う。	こども政策課 各区健康福祉課

Ⅰ 安心して 生きる権利	養育支援訪問事業	特に支援が必要と認められる子どもや保護者に対して、保健師による専門的相談支援及び、養育支援ヘルパーを対象家庭に派遣し育児家事援助を実施する。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	市立乳児院管理運営事業	保護者のない子どもや、児童虐待等により保護者の適切な養育を受けることができない子どもを保護し、健やかに育むとともに、養育に困難を抱える家庭や里親等への支援を行う。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	児童自立支援施設 改築整備負担金	児童自立支援施設「県立新潟学園」の維持管理や修繕などにかかる費用を県と按分して負担する。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	児童自立支援施設 事務委託事業	政令指定都市に必置施設である「児童自立支援施設」に関する事務を H17 年 11 月に新潟県・新潟市で締結した政令市移行に伴う県からの事務移譲に関する基本協定に基づき新潟県に委託する。	こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	ひとり親家庭学習支援(子どもの学習・生活支援事業)	児童扶養手当受給世帯の中学生に、学習の場を提供する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	妊娠・子育てほっとステーション	妊娠前から子育て期を通じ、切れ目なくワンストップ拠点において保健師や助産師等専門職によるタイムリーな支援を行う。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	育児相談	乳幼児を持つ親子を対象とし、計測や個別相談を実施する。栄養相談や歯科相談も実施する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	こんにちは赤ちゃん 訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる全家庭を対象に、助産師または保健師が家庭訪問を実施し、保健指導や子育てに関する情報提供を行うことで、安心・安全な子育てを支援する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	乳幼児健康診査(乳 児健診・股関節検 診・1 歳 6 か月児健 診・3 歳児健診)	乳幼児期に定期的に健康診査を実施し、疾病の早期発見・心身の健康状況を把握するとともに、保健指導や育児相談を行うことで、子どもの健やかな育ちを支援する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	乳幼児健康指導	発達面で継続支援が必要な子どもの経過観察を行うとともに、親子のよりよい関係づくりを促し、成長・発達を促すように支援する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	医師による発達相談	各種健康診査の結果等により、心身の発達の問題や生活上の困難がある乳幼児に対して、身近な地域で医師相談が受けられる相談会を実施する。	こども家庭課

Ⅰ 安心して 生きる権利	療育教室	各種健康診査の結果等により、言葉や社会性の発達に遅れがみられる乳幼児等に親子遊びを通して子どもの発達を支援し、子どもの特性に合わせた関わり方を保護者が学べる場となる療育教室を開催する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	ひとり親家庭等日常生活支援	母子家庭、寡婦家庭及び父子家庭が疾病、自立促進及び社会的事由等により、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	ひとり親家庭生活支援講習会	ひとり親家庭の経済面や健康面での問題解決を支援し、生活の自立と安定を図るため、専門家による養育費や健康に関する講習・相談会を開催する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	ひとり親家庭等就業・自立支援センター	新潟県と共同でセンターを設置し、新潟県母子寡婦福祉連合会に運営を委託。ひとり親家庭の父母の就業・自立を促進するため、専門の相談員を配置し、就職支援や生活相談・養育費相談を行う。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	母子・父子自立支援プログラム策定	ひとり親家庭の父母に対して自立に向けたプログラムを策定し、ハローワークにつなぐなど就労支援を行う。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父母が、就労に効果的な資格取得のため講座を受講する場合に経費の一部を支給する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父母が、安定した収入が期待できる資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合にその期間の全期間(上限4年)において生活費相当額を支給する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付	高等職業訓練促進給付金事業を受けている者へ修学、就職のために必要な資金を貸し付ける、高等職業訓練促進資金貸付事業を実施、もしくは、適当と認める団体が行う当該事業を補助する。また、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者へ住居費支援として住宅支援資金の貸付を実施する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	母子生活支援施設管理運営	児童の養育に困難を抱えている母子家庭を、母子ともに入所させて保護するとともに、生活支援や就労支援を行って、母子の自立を促進する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	児童扶養手当給付	父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長のため、監護している父又は母、養育者に、生活の安定と自立の促進を目的として児童扶養手当を支給する。	こども家庭課

Ⅰ 安心して 生きる権利	ひとり親家庭等医療 費助成	ひとり親家庭の児童またはその児童養育する父、母、養 育者に対し医療費の一部を助成する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	養育費履行確保支 援補助金	養育費に係る公正証書の作成や調停に要した費用の補 助、保証会社と養育費保証契約を締結した際の本人負 担費用の初回保証料の補助を行い、ひとり親家庭を経済 的に支援する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	母子父子寡婦福祉 資金貸付	一時的な資金を必要とする母子家庭の母・父子家庭の 父・寡婦・父母のない児童等に資金を貸し、その経済的 自立の支援と生活意欲の助長を図る。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	児童の発達支援	中核的な支援機関として、発達に心配のある子どもやそ の家族に対し発達相談や通所支援を行うとともに、関係 機関と連携して適切な支援に繋げる。	こども家庭課 (児童発達支援 センター)
Ⅰ 安心して 生きる権利	発達支援コーディネ ーターの養成	保育園等において発達障がい児支援のリーダー的役割を 担う「発達支援コーディネーター」を養成する。	こども家庭課 (児童発達支援 センター)
Ⅰ 安心して 生きる権利	巡回相談支援	保育園等からの依頼により、巡回支援専門員等が訪問 し、所属先とともに対応方法や環境調整などを検討し、支 援する。	こども家庭課 (児童発達支援 センター)
Ⅰ 安心して 生きる権利	こども医療費助成	子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの保健及び福 祉の向上を図るため、医療費(保険診療による自己負担 額から一部負担金を除いた額)を助成する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	未熟児養育医療費 助成	からだの発育が未成熟なまま生まれた新生児で、指定さ れている医療機関で入院養育が必要な場合に、医療費 の一部を助成する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	小児慢性特定疾病 医療費助成	小児慢性特定疾病についてはその治療が長期にわたり医 療費の負担も高額になることから、18歳未満の小児慢性 特定疾病児童をもつ家庭の医療費負担の軽減を図るた め、医療費の一部を助成する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	自立支援医療費(育 成医療)助成	身体に障がいがある児童、またはそのまま放置すると将来 障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がい を除去・軽減する手術によって確実に治療効果が期待で きるものに対して、医療費の一部を助成する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	妊婦健康診査	妊婦と胎児の健康管理のため健康診査を医療機関に委 託して実施する。	こども家庭課

Ⅰ 安心して 生きる権利	母子健康手帳交付・ 妊婦保健指導	母子健康手帳交付時に妊娠・出産・育児に関する相談及び保健指導を実施する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	安産教室	妊婦や夫を対象に、妊娠中の過ごし方や、安全な出産と育児について学ぶ講習会を実施する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	産後ケア	出産後の心身の不調や育児に不安を持つ産婦に対し、保健指導等の必要な支援を行う委託医療機関等の利用について、所得に応じた助成により利用環境を整備する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	妊産婦医療費助成	子育て家庭の経済的負担を軽減し、妊産婦の保健及び福祉の向上を図るため、医療費(保険診療による自己負担額から一部負担金を除いた額)を助成する。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	児童手当給付	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもの保護者に対して児童手当を支給します。	こども家庭課
Ⅰ 安心して 生きる権利	子どもの安全を守る ための一時保護事業	児童虐待などが疑われる場合、夜間・休日も含めて対応し、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置を行う。	児童相談所
Ⅰ 安心して 生きる権利	児童相談所の体制 強化	児童福祉司や児童心理司を計画的に増員するとともに、SNSの活用や施設整備により体制の強化を図る。	児童相談所
Ⅰ 安心して 生きる権利	里親・ファミリーホームの普及促進	何らかの事情で家族とは一緒に生活のできない子どもを里親登録する世帯へ一時的に、または継続的に家族の一員として迎え入れ、家庭の中で育てていく里親制度について、さらなる普及を図るため啓発かつ普及活動を行うとともに、より家庭的な環境のもとでの養育を提供するため、ファミリーホームへの各種支援を行う。	児童相談所
Ⅰ 安心して 生きる権利	各施設退所後のアフターケア	児童養護施設等の退所・里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対し、家庭復帰が適切に行われるための相談・支援を行う。	児童相談所
Ⅰ 安心して 生きる権利	社会的養護が必要な児童についての連携	社会的養護が必要な児童については市域を越えた対応が必要になることがあることから、県とともに市外の関係施設との連携を図る。	児童相談所
Ⅰ 安心して 生きる権利	家庭への支援と子どもの自立支援事業	不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対し、養育環境の維持・改善や子どもの発達保障等のための相談・支援を行う。	児童相談所

Ⅰ 安心して 生きる権利	職員研修の実施	児童虐待の対応にあたる担当職員の対応力強化を図るため、研修を実施する。	児童相談所 こども政策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	病児・病後児保育	病気や病気の回復期にあり、集団保育が困難で保護者の勤務等の都合により、家庭において保育を受けることが困難な児童を対象に、医療機関または保育施設併設の施設で一時的に保育を行う。	保育課
Ⅰ 安心して 生きる権利	私立幼稚園等すこやか補助金	教育環境の向上とともに、保護者の経済的負担軽減を図るため、私立幼稚園・認定こども園に対し、特別支援教育等にかかる経費の一部を補助する。	保育課
Ⅰ 安心して 生きる権利	食物アレルギー対策の強化	食物アレルギーに関する研修会の開催や当該調理にあたる専任職員にかかる経費の給付等により、子どもの健康や安全の確保に努める。	保育課
Ⅰ 安心して 生きる権利	園児の健康管理	園児の健康管理のため、全園児を対象に内科・歯科健診を毎年実施等するとともに、3歳以上の園児を対象とした3年毎の耳鼻科・眼科健診の実施を推進する。	保育課
Ⅰ 安心して 生きる権利	園・学校におけるフッ化物洗口の実施	乳幼児期のむし歯予防目的に、4・5歳児を対象にフッ化物洗口を実施(市立園)又は実施にかかる経費の給付等(私立)を行う。	保育課
Ⅰ 安心して 生きる権利	予防接種事業	感染症の発生防止とまん延防止を目的に予防接種法に基づき予防接種を実施する。	保健管理課
Ⅰ 安心して 生きる権利	新潟市口腔保健福祉センター	障がいがあり一般の歯科診療所で治療が困難な者を対象に、予約制で歯科診療を実施する。	健康増進課
Ⅰ 安心して 生きる権利	離乳食講習会	適切な知識で離乳食を進められるよう講習会を実施する。	健康増進課
Ⅰ 安心して 生きる権利	妊婦乳幼児歯科健康診査	乳歯のむし歯を予防し、健康な歯と口腔機能を育む。	健康増進課
Ⅰ 安心して 生きる権利	家庭ごみ指定袋の支給	満3歳未満の乳幼児を養育する世帯に対して、家庭ごみ指定袋の支給を行う。	廃棄物対策課
Ⅰ 安心して 生きる権利	マタニティ期からの子育て応援	妊娠期から子育ての知識を得ることで、知らないことによる虐待リスクを減らし出産後の子育ての不安感や孤立感を解消する。	東区健康福祉課
Ⅰ 安心して 生きる権利	歯っぴーすまいるプロジェクト	東区の歯科保健の健康課題であるこどものむし歯の改善に向け、こども食堂・保育園・幼稚園等と連携し、歯と食育の健康づくりを行う。	東区健康福祉課
Ⅰ 安心して 生きる権利	思春期の心と体の健康教育	区内の中学校、高校、特別支援学校で助産師等の専門職による性教育や相手を思いやる気持ち、命の大切さを学ぶ思春期健康教育を行う。	東区健康福祉課

Ⅰ 安心して 生きる権利	みんなでつながるに っこに子育て応援 事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関 する相談に対し、切れ目ない支援を地域の関係機関と連 携・協働して行う。	中央区健康福祉 課
Ⅰ 安心して 生きる権利	げんきに育つ親も子 も ～妊娠期から見え見 守る～	妊娠期からの母子を支援する体制をつくり、各種子育て 支援事業を実施することで親も親として育つことを支え、 子育ての不安感や負担感を軽減し、地域で安心して子育 てができるようサポートする。	秋葉区健康福祉 課
Ⅰ 安心して 生きる権利	<西区>子育て応 援事業	子育てを支援する各種講座を実施し、育児の不安や孤 独感の軽減・仲間づくりを支援するとともに、虐待の未然 予防を図る。	西区健康福祉課
Ⅰ 安心して 生きる権利	育てる幸せ 子育て 応援事業	子育てに不安を感じている親同士が学ぶ講座を開催し、 育児の不安や孤独感の軽減、仲間づくりを支援する。ま た、子育てへの疑問や赤ちゃんとの接し方などを楽しく交 流しながら学ぶ講座を開催し、親子の絆が深まるよう支援 する。	西蒲区健康福祉 課
Ⅰ 安心して 生きる権利	豊かな心を育てる事 業	安心して子供を産み育て、子育てを楽しむことができる環 境づくりを進めるため、ミュージックセラピーや思春期教室 を開催し、子どもの健やかな育ちを支援する。	西蒲区健康福祉 課
Ⅰ 安心して 生きる権利	いじめ防止市民フォ ーラムの実施	いじめの防止に向けた気運を市全体に広げ、学校に加え 地域を挙げたいじめ防止の取組を推進することに寄与す る。	学校支援課
Ⅰ 安心して 生きる権利	防災教育	各学校での防災教育や市主催の防災教育研修会を行う とともに、指定校では、自校化プラン、年間指導計画の見 直しを行う。	学校支援課
Ⅰ 安心して 生きる権利	子ども見守り隊	全ての小学校にボランティアによる子ども見守り隊を組織 し、登下校の見守り活動を行う。	学校支援課
Ⅰ 安心して 生きる権利	スクールガードリーダ ー	スクールガードリーダーを各区に配置し、地域社会全体で 学校安全に取り組む体制を整備・強化することにより、安 全で安心できる学校の確立を目指す。	学校支援課
Ⅰ 安心して 生きる権利	性に関する指導	学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理 解し、適切な行動がとれるようにするための指導を行う。	学校支援課 (保健給食課)
Ⅰ 安心して 生きる権利	早期からの就学支援	就学相談システムの整備と新潟市就学支援委員会を設 置する。	特別支援教育課
Ⅰ 安心して 生きる権利	学校における巡回歯 科指導の実施	歯科衛生士によるむし歯予防教室、または歯肉炎予防教 室を開催することにより、歯科に関する健康意識を高め実 践能力を養う。	保健給食課

I 安心して 生きる権利	園・学校におけるフッ 化物洗口の実施	フッ化物洗口の実施により、歯質を強化し、むし歯を予防 する。	保健給食課
I 安心して 生きる権利	食育推進事業	食育研究推進校を指定し、推進校での取組事例を研修 会や報告書を通じて市内全校で共有する。	保健給食課
I 安心して 生きる権利	家庭教育振興事業	子育て学習や参加者による情報共有、意見交換等を通 じて、子育て期の親が抱える不安感・負担感の軽減を図 ることで、こどもが健全に成長できる家庭環境整備に努め る。	中央公民館
I 安心して 生きる権利	子育て出前学習講 座(小学校)	多くの児童の保護者が、学校へ集まる機会を活用し、講 師を派遣し、子育てに関する講演会等を開催し、子育て についての意識啓発を図る。	中央公民館
I 安心して 生きる権利	子育て出前学習講 座(中学校)	多くの生徒の保護者が、学校へ集まる機会を活用し、講 師を派遣し、子育てに関する講演会等を開催し、子育て についての意識啓発を図る。	中央公民館
I 安心して 生きる権利	地域で見守り応援事 業～見守る目、見守 る心～	地域の中で子育てを応援したい人を掘り起こし、地域全体 で子育てを見守ることで子育て世代を支え、住み慣れた 地域で安心して暮らすことを目的に、江南区子育て応援 団の登録や子育て交流会を開催する。	江南区健康福祉 課
II 豊かに生 き育つ権利	がたっ子プロジェクト	将来を担う子ども達に脱炭素型ライフスタイルが当たり前 の行動として定着し、学校から家庭、事業所、地域へ取り 組みを波及させ、地域全体での脱炭素型ライフスタイル の実践を目指す。小中学校での ESD の視点による環境 学習支援を実施する。	環境政策課
II 豊かに生 き育つ権利	環境教育実践協力 校(ESD モデル校支 援等)	ESD 環境教育を実践する小学校をモデル支援校として指 定し、講師報酬費や移動に係る借上バスの賃借料を支 援する。	環境政策課
II 豊かに生 き育つ権利	小中学校用環境教 育副読本	小中学校における環境学習を推進するため、様々な環境 問題や本市の環境に関する資料を掲載した電子版の環 境教育副読本(電子ブック)を作成し、活用する。	環境政策課
II 豊かに生 き育つ権利	子どもの学習・生活 支援事業	生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯の主に中学 生を対象とした学習会を開催し、継続的な学習機会およ び居場所を提供する。また、学習支援員が継続的に関わ り、保護者からの進学や生活面の相談に応じることで、学 習面だけでなく、生活面の支援も行う。	福祉総務課

Ⅱ豊かに生き育つ権利	障がい者基幹相談支援センター	障がいのある子どもやその保護者が、地域で安心して暮らし続けるよう、障がい児支援コーディネーターを地域に配置することにより、障がいのある子どもの生活の質の向上と相談支援の充実を図る。	障がい福祉課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行う。	障がい福祉課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	ひまわりクラブ利用料・減免制度	ひまわりクラブの利用料について、保護者の所得に応じた減免や多子世帯による減免を行うことにより、経済的負担の軽減を図る。	こども政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	私立高等学校学費助成	生徒の保護者に対し学費を助成することにより、就学上の経済的負担の軽減を図る。	こども政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	指定管理者制度によるひまわりクラブの運営	放課後児童健全育成のため、ひまわりクラブ(公設放課後児童クラブ)の運営を指定管理者に委託する。	こども政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	放課後児童健全育成緊急対策事業補助金(民設)	放課後児童健全育成事業を実施している私立幼稚園やNPO法人、保護者会、地域コミュニティ協議会等に対し、受け入れ児童数に応じた補助金を支出する。	こども政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	放課後児童支援員等の処遇改善	放課後の安心・安全な居場所を確保し、児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブに勤務する支援員の処遇改善を行う。	こども政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	子ども食堂への支援	子ども食堂等の子どもの居場所づくりに関する市民活動が安心・安全な環境下で継続的に実施できるよう、食材の調達や研修など、ネットワーク体制を整え、活動を支援する。	こども政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	こども創造センターの管理運営	人々との交流や様々な創作・体験活動を通じ、子どもたちの生きる力を伸ばすことを目的とした新潟市こども創造センターを管理・運営する。	こども政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	児童館・児童センターの運営・支援	安心・安全な遊び場環境をつくり、集団的、個別的な遊びの育成援助活動を実施する。	こども政策課・区健康福祉課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	思春期健康教育	思春期の子どもの身体と心の変化や性について理解し、心身の健康を保持し、責任のある行動がとれるように健康教育等を実施する。	こども家庭課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	認定こども園の適正配置	地域の教育・保育需給バランスを踏まえて、こども園の適正配置を図る。	保育課

Ⅱ豊かに生き育つ権利	保育料の軽減(多子世帯への軽減を含む)	教育・保育施設の利用者負担額を国の徴収基準額に比べ低い保育料に設定するとともに、第2子の保育料を国基準では半額のところを1/4に軽減、高校3年生までの子ども※が3人以上いる世帯の第3子以降無料化し、子育て家庭の経済的負担を軽減する。 ※高校3年生までの子ども 18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	幼稚園での預かり保育	幼稚園において、働きながら幼稚園に通わせたいなどの保護者の要望に応え、正規の教育時間の前後に在園児を預かる「預かり保育事業」にかかる経費を給付する。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	教育・保育施設等での一時預かり	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園やその他の場所で一時的に預かる「一時預かり事業」にかかる経費への給付を行う。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	教育・保育施設での「食育の日」の取り組み	私立園とともに、「食育の日」(毎月19日の食育の日に、子どもたち自らが栽培した食材や、地元で採れた食材、新潟の郷土料理を給食やおやつに取り入れる取組)の実施や、保護者への食に関する様々な情報提供を行う。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	地域子育て支援センター事業	親子が遊びながら相互の交流を行う居場所の提供、保護者の子育てに対する不安・悩みを解消するための相談、情報提供、助言の実施等を行う。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	教育・保育施設等の定員の拡充	私立保育園等の新設・増改築を支援することで、市立保育園適正配置計画を推進しつつ、必要な保育定員の確保と老朽化施設の保育環境の改善を進める。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	教育・保育施設等の整備	私立保育園等の新設・増改築を支援することで、市立保育園適正配置計画を推進しつつ、必要な保育定員の確保と老朽化施設の保育環境の改善を進める。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	地域型保育事業	多様な保育ニーズにきめ細かく対応するため、保育需要が高い0～2歳児の受け入れ等を行う地域型保育事業所に対し、運営費の給付を行う。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	保育士確保に向けた取り組みの充実(指定養成施設への就職支援)	保育士確保を目的とし、新潟市で保育士の仕事にやりがいを持ち、働いてもらうため、新潟市内の指定養成施設で説明会を実施する。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	保育士確保に向けた取り組みの充実(保育士宿舍借り上げ支援事業)	保育園等の運営事業者に保育士の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援することで、保育士の人材確保及び離職防止を図るとともに、県外からのUIJターン者も対象とすることで移住を促進する。	保育課

Ⅱ豊かに生き育つ権利	保育士確保に向けた取り組みの充実(保育士修学資金貸付等事業)	保育士確保を目的に、保育士養成施設の学生に対し、修学資金等の貸付及び潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付を行う。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	市立保育園配置計画の推進による老朽化・狭あい化対策	施設の老朽化や狭あい化の解消を図るため、配置計画に基づく市立園の閉園を進めていく。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	乳児保育	乳児等の安全の保持及びその心身の順調な発達を図るため、乳児等の職員配置にかかる新潟市の独自基準(1歳児3:1)を満たすために必要な人件費を給付する。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う保育時間延長の需要に対応するため、延長保育事業にかかる経費への給付を行う。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	休日保育	日曜、祝日も保護者の勤務等により保育が必要な場合の休日保育の需要に対応するため、延長保育事業にかかる経費への給付を行う。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	一時預かり事業(拠点整備)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園やその他の場所で一時的に預かる「一時預かり事業」にかかる経費への給付を行う。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	教育・保育施設の優先利用の促進	ひとり親家庭の児童が優先的に入園できるよう利用の調整を行う。	保育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	公園施設長寿命化対策支援事業	公園を誰もが安全・安心に利用できるよう、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進んだ遊具等を改修する。	みどりの政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	都市公園ストック再編事業	人口減少や少子高齢化の進行などの社会情勢の変化に対応し、地域のニーズを踏まえながら、子育て支援や高齢者支援に資する都市公園へのリニューアルを行う。	みどりの政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	子どもふれあいスクール	学校施設を活用して子どもの安全な居場所を提供し、異年齢交流や地域のおとなとの交流による子どもの健全育成と地域の教育力の向上を図る。	地域教育推進課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	子どもの居場所	放課後や土曜・日曜・祝日、夏休み等の長期休業期間の子どもたちが安全に利用できるフリースペースや学習室を設置する。	中央公民館
Ⅱ豊かに生き育つ権利	家庭教育振興事業	子育て中の親子が気軽に利用できる居場所として子育てサロン等を開設し、親同士の情報交換等を行える機会を提供し、仲間づくりを推進するとともに、サロン等で協力をしてくれるボランティアスタッフの育成に取り組む。	中央公民館

Ⅱ豊かに生き育つ権利	保育園での農業体験の推進	幼稚園・保育園において、野菜くずと微生物を活用した野菜づくりを通して、心を育て、命に対する思いやりを育む。	食と花の推進課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	「新潟発 わくわく教育ファーム」推進事業	学習と農業体験を結び付け、「アグリパーク」や「いくとびあ食花」を中心に、子どもや市民が、本市が誇る農業や食に対する理解を深め、ふるさとへの愛情や誇り、生きる力を培うとともに、農業を活性化する。	食と花の推進課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	食育・花育センターの管理運営	食育及び花育の推進により、市民の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことを目的とした「新潟市食育・花育センター」を管理・運営する。	食と花の推進課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	アグリパークの管理運営	農業に触れ親しみ、学ぶ場を提供し、市民の農業に対する理解を深め、郷土愛を育むことを目的とした「新潟市アグリパーク」を管理・運営する。	食と花の推進課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	農業体験学習(アグリ・スタディ・プログラム)の推進	各校で農業体験学習を実施するとともに、アグリ・スタディ・プログラム推進のための各種会議や、研修を実施する。	学校支援課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	子どものための芸術文化体験事業	日頃、文化芸術に接する機会の少ない子どもたちに鑑賞・体験機会を提供するため、プロオーケストラによる演奏会などを開催するほか、小学生へのアウトリーチを実施する。	文化政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	子ども向け文化プログラム体験事業	本市の文化や歴史などへの子どもたちの興味・関心を醸成するため、小学校高学年を対象に、ツアー形式の文化体験プログラムを実施する。	文化政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	にいがた市民文学	市民の文芸活動の振興を図り、創作意欲を高めるために、文芸作品を募集し、審査のうえ優秀作品を「にいがた市民文学」に収録し、発刊(年1回)する。	文化政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	こどもマンガ講座	小中学生向けに、プロのマンガ家によるマンガ講座を実施し、創作意欲を高め、技術の向上を図る。	文化政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	にいがたマンガ大賞	作品発表の機会として、マンガコンテストを開催する。特に、次世代育成のため、小学生部門、中・高校生部門を設定する他、幼児も参加可能なイラスト部門も設定する。	文化政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	りゅーとびあ普及・育成事業	オーケストラ、合唱、邦楽の3つの音楽教室及び、子ども劇団「APRICOT」の運営、子ども向け能楽事業を実施する。	文化政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぼーと」の管理運営	アーティスト・イン・レジデンス事業における滞在作家及び地域の文化芸術団体等と市民が交流する市民交流事業を実施する。	文化政策課

Ⅱ豊かに生き育つ権利	りゅーとびあ音楽アウトリーチ事業	市内あるいは近郊在住の音楽家をオーディションで選び特別プログラムを作って小学校あるいは施設等でアウトリーチ・プログラムを行う。	文化政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	Noism 地域貢献活動(りゅーとびあ)	りゅーとびあ専属舞踊団 Noism Company Niigata による子ども向けアウトリーチ事業、ワークショップ事業を実施する。	文化政策課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	Lounge N きままプログラム	いつでもだれでも無料でできる造形プログラムを提供する。	美術館
Ⅱ豊かに生き育つ権利	ARTRIP(アートリップ)	市内小中高校を対象に学芸員の出前授業と来館鑑賞授業(バスを支援)をセットにしたプログラムを実施する。	美術館
Ⅱ豊かに生き育つ権利	子ども講座	美術や美術館に親しむワークショップを開催する。	美術館
Ⅱ豊かに生き育つ権利	子どもスタンプカード	中学生以下の子どもを対象に、1回の来館につき1個スタンプを押し、4個たまると記念品と交換できるカードを配布する。	美術館 新津美術館
Ⅱ豊かに生き育つ権利	子どもタイム	第1、3木、日曜に館内に音楽を流して親子で会話を楽しみながら鑑賞できる時間を設ける。	新津美術館
Ⅱ豊かに生き育つ権利	出前美術館	市内在住のアーティストと一緒に学校に出かけ、作品制作体験や作品鑑賞等を行う。	新津美術館
Ⅱ豊かに生き育つ権利	北区子育て応援事業	妊娠期からの支援として子育て情報の SNS による配信をするほか、子育て支援講座を各種実施する。また、地域団体への子育て支援講座の講師派遣や多世代交流カフェの実施により地域で支え合う子育ての充実に取り組む。	北区健康福祉課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	児童発達支援事業所かやま保育園ぱんだ組	心身の発達に心配がある、集団に慣れないなどの悩みのある就学前のお子さんとそのご家族と一緒に通う施設。	北区健康福祉課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	ブックスタート事業	乳幼児と保護者が絵本を介してゆつくり心触れ合うひと時を持つきっかけを作るため、1歳誕生歯科健診会場で、赤ちゃんと保護者1組ずつに読み聞かせを行い、絵本を1冊手渡す。	中央図書館
Ⅱ豊かに生き育つ権利	赤ちゃんタイム	乳幼児を連れた保護者が気兼ねなく利用できる時間を設け、一般利用者に理解を求め環境づくりを行う。また、「おはなしのじかん」などを実施し、絵本に親しむ働きかけを行う。	中央図書館

Ⅱ豊かに生き育つ権利	動物ふれあいセンターの管理運営	動物とのふれあいを通じて思いやりや優しい心を育み、動物への理解を深め、人と動物との関わりを学ぶ「動物ふれあいセンター」の運営において、様々な学習支援事業やプログラム、施設内の掲示物を通して、動物に関する情報や知識を広く発信し、人と動物の関わりを学ぶ機会を提供する。	動物愛護センター
Ⅱ豊かに生き育つ権利	地域と学校パートナーシップ事業	地域と共にある学校づくりに向け、学校と地域の連携・協働を進める。	地域教育推進課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぽーと」の管理運営	文化芸術活動の支援、青少年の体験活動及び国際交流活動の支援並びに文化芸術活動を行う者、青少年及び市民相互の交流の推進をすることで、文化芸術の魅力の発信及び創出並びに次代を担う心豊かな青少年を育成し、もって市民の豊かな生活の実現に資することを目的に、芸術創造村・国際青少年センターの管理運営を行う。	地域教育推進課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	就学援助事業	【就学援助費(修学旅行費)】 要保護児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費のうち修学旅行費について支援する。 【就学援助費】 経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学校でかかる学用品費、給食費等を援助する。	学務課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	入学準備金貸付事業	教育の機会均等を図るため、経済的理由により高等学校等への修学が困難な生徒の保護者を対象に、高等学校等への入学に際して必要となる費用を貸与する。	学務課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者に対し、学用品購入費等について経済的援助を行う。	学務課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	奨学金貸付事業	教育の機会均等を図るため、修学のために経済的支援が必要な高校生から大学院生を対象に学資を貸与する。	学務課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	外国語・国際理解教育	外国語によるコミュニケーション能力の育成と異文化理解を推進する。	学校支援課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	インクルーシブ教育システム	就学相談システムの整備と新潟市就学支援委員会を設置する。	特別支援教育課
Ⅱ豊かに生き育つ権利	世代間交流事業	学校や地域の活動団体等と連携し、地域内の多世代交流を行うことで、地域や人に愛着を持ってもらい、シビックプライドを醸成する。	中央公民館

Ⅱ 豊かに生き育つ権利	子ども体験活動・ボランティア活動推進事業	学校では経験ができない異学校異世代交流を通じて、社会性や協調性を育むとともに、自然体験やものづくり体験等を通じ、優しくたくましい心を育む。	中央公民館
Ⅱ 豊かに生き育つ権利	新潟シティマラソン	年齢や障がいの有無を問わず気軽に参加できる種目「ユニバーサルラン」を実施することにより、子どもであっても新潟シティマラソンに参加し、スポーツに親しめる環境を整備する。	スポーツ振興課
Ⅱ 豊かに生き育つ権利	少年少女スポーツ大会	小学生を対象に、バスケットボール・バレーボール・野球・サッカーの4競技の大会を、市内体育施設で開催することにより、児童の健全育成、スポーツ活動を通じた心身の健康づくりと児童相互の親睦を図る。	スポーツ振興課
Ⅱ 豊かに生き育つ権利	子どもスポーツふれあい促進事業	アルビレックス新潟のトップの選手やコーチ等から学ぶ、小学生を対象としたサッカー教室の開催や、中学校及びクラブチーム等の選手及び指導者を対象として、アルビレックス新潟から指導者の派遣を行うことにより、児童の心身の健全育成に寄与する。	スポーツ振興課
Ⅱ 豊かに生き育つ権利	スポーツ観戦招待事業	小中学生とその保護者を対象に、アルビレックス新潟をはじめとした地元スポーツチームの試合に観戦招待を実施（サッカー、野球、バスケットボール）することにより、夢と感動の共有と、愛着の醸成を図る。	スポーツ振興課
Ⅱ 豊かに生き育つ権利	氷上スポーツ体験学習事業	アイスアリーナにおいて、氷上スポーツを体験し、スポーツに親しめる機会を提供するため、市内小学校等の校外活動としてアイスアリーナを利用する際の施設利用料金とバス送迎に係る経費を助成する。	スポーツ振興課
Ⅱ 豊かに生き育つ権利	東区 2km 子育てトライアングル魅力発信	主要子育て支援施設「い〜てらす」、「こども創作活動館」、「わいわいひろば」が 2km の距離で結ばれていることから、「東区2km子育てトライアングル」をキャッチフレーズに 3 施設の効果的な情報・魅力発信の機会として、「東区こども文化祭」を開催し、子育てにやさしい東区を啓発する。	東区健康福祉課
Ⅱ 豊かに生き育つ権利	南区みんなで子育てネットワーク	子育て中の保護者が安心して子育てできるよう、地域住民からなる子育て支援リーダーとともに、子育て広場の開催や子育て支援プログラムを実施する。	南区健康福祉課
Ⅲ 自分らしく生きる権利	障がい児相談支援	サービスの利用を希望する障がい児に最も適切なサービス提供が行われるよう支援を行う。	障がい福祉課

Ⅲ 自分らしく生きる権利	放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う。	障がい福祉課
Ⅲ 自分らしく生きる権利	発達障がい者支援センター事業	関係機関と連携し、乳幼児期から成人期まで各ライフステージにおける相談・発達・就労支援を行うとともに、発達障がいに関する周知啓発、研修を行う。	障がい福祉課
Ⅲ 自分らしく生きる権利	発達障がい者支援体制整備事業	関係機関と連携し、乳幼児期から成人期まで各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図る。	障がい福祉課
Ⅲ 自分らしく生きる権利	保育所等訪問支援	保護者からの申請により、子どもが通っている地域の保育園等に支援員が訪問し、直接子どもに関わり療育を行ったり、訪問先職員とともに支援方法を検討したりして、集団生活に適応するための専門的な支援を行う。	障がい福祉課 こども家庭課 (児童発達支援センター)
Ⅲ 自分らしく生きる権利	障がい児入所支援	障がいのある子どもへ入所により福祉サービスを提供する福祉型の入所支援及び治療を行う医療型の入所支援を行うことにより、日常生活を送るとともに、社会参加を促進する。	児童相談所
Ⅲ 自分らしく生きる権利	障がい児保育事業	障がい児を受け入れている施設に対して、障がい児担当職員を配置するための経費を給付する。	保育課
Ⅲ 自分らしく生きる権利	街頭育成活動	新潟市青少年育成員が、街頭等での声かけ、店舗からの情報収集を行う。声掛けの対象は、20歳未満の青少年で、よい行動は称賛し、よくない行動には心に寄り添いながら注意を促す。	地域教育推進課
Ⅲ 自分らしく生きる権利	非行防止キャンペーン	街頭で万引きの防止及びインターネットの正しい利用を呼びかけることを通して、青少年の非行・被害防止の啓発と市民から非行防止活動への理解と協力を得る。啓発に利用するポスターや標語は、市内小中学生から募集する。	地域教育推進課
Ⅲ 自分らしく生きる権利	市内就労促進事業	次代の担い手である若者のチャレンジ精神や職業観を養うとともに、地元就職意識の醸成を図るため、中学・高校生を対象に、地元の職業人による講座を開催する。	雇用・新潟暮らし推進課
Ⅳ 受容的な関係をつくる権利	思春期青年期相談	思春期青年期のこころの健康に関する悩みについて、精神科医師が相談に応じて、一緒に問題を整理し、必要な情報提供や助言を行う。	こころの健康センター

IV受容的な 関係をつくる 権利	児童相談所	子どもが有する問題、真のニーズ等を捉え、支援・権利擁護を目的に専門性に基づく相談援助活動を行う。	児童相談所
IV受容的な 関係をつくる 権利	児童相談所による相談・支援事業	養育困難、非行、発達の遅れ、児童虐待など、18歳未満の児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする問題について、家庭などからの相談に応じ、社会的・心理学的・医学的判定や一時保護を行い、適切な指導・助言及び施設入所措置などを実施する。	児童相談所
IV受容的な 関係をつくる 権利	赤ちゃん誕生お祝い会&交流会支援事業	子育て中のママ・パパ同士の交流を促進するとともに、多世代にわたる地域住民との交流を図り、地域全体で子育てを支援する環境づくりを進めるため、赤ちゃん誕生お祝い会及び交流会の開催を支援する。	中央区健康福祉課
IV受容的な 関係をつくる 権利	若者支援センター「オール」	全ての若者、特に困難な状況を有する若者の社会的自立、社会参加・参画、就労に向かう相談・支援を新潟市若者支援協議会と共に行うことで若者の自己実現を図る。(カルチャーMIXフェスタ等、若者自身が企画・運営する事業を実施)	地域教育推進課
IV受容的な 関係をつくる 権利	新潟市いじめ防止市民連絡協議会	学校、社会教育機関、地域住民、家庭等が連携し、いじめ防止等への取組について協議することを通じて、市民が協働して子どもをいじめから守る取組の充実を図る。	学校支援課
IV受容的な 関係をつくる 権利	欠席連絡の丁寧な聞き取りと欠席3日目の家庭訪問の実施	いじめ・不登校を未然防止するための初期対応として、欠席連絡の丁寧な聞き取りと欠席3日目の家庭訪問を実施する。	学校支援課
IV受容的な 関係をつくる 権利	「児童生徒理解教育支援シート」を活用したチーム支援	不登校児童生徒に対して、共通様式のシートを活用して学校が組織対応する。	学校支援課
IV受容的な 関係をつくる 権利	不登校対策研修会	市立学校すべての教頭及び不登校担当者を対象に、不登校に対する理解や支援の在り方、教育相談センターの概要及び利用方法等について学ぶ。	学校支援課
IV受容的な 関係をつくる 権利	不登校の実態把握に係る学校訪問	不登校・不登校傾向児童生徒がいる学校を訪問し、当該児童生徒に関する情報を確認することで、学校とともに不登校児童生徒への支援を行う。	学校支援課

IV受容的な関係をつくる権利	カウンセラー等活用事業	児童生徒等の問題解消や精神的苦痛の解消・軽減を目指し、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し活用するとともに、児童生徒を取り巻く環境における課題の解決を図るために、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒・保護者へのカウンセリング、教職員や保護者へのコンサルテーションやカウンセリングを行う。	学校支援課
IV受容的な関係をつくる権利	教育相談ネットワーク	不登校・いじめ・集団不適應等で悩んでいる児童生徒・青少年(20歳未満)・その保護者や学校関係者等に対し、傾聴と共感を基本にして、相談・支援活動を行う。	学校支援課 (教育相談センター)
IV受容的な関係をつくる権利	にいがた若者自立応援ネット	新潟市若者支援協議会に設置した「にいがた若者自立応援ネット」を中心に明鏡高校等へ出向き、フリー相談を行うとともに、就労、発達障がい、ひきこもり、教育相談等の関係機関のネットワークで支援を行い、高校中退の未然防止を図る。	地域教育推進課
V社会に参加する権利	子ども議会	議場を利用し、児童・生徒が“議長や議員”となり、教員・保護者・地域住民等とともに、学校生活や地域の問題等を議論してもらう。議場での意見発表や質疑を体験し、政治・議会へ興味を持ってもらうことにより、主権者教育を推進する。	議会事務局総務課
I～Vすべての権利	民設放課後児童クラブ研修・指導事業	公設・民設クラブの運営事業者・職員への研修及び情報交換会を実施する。	こども政策課
I～Vすべての権利	にいがたっ子すこやかパスポート事業	協賛店で割引や特典の付与を受けられるパスポートを妊婦及び中学3年生以下の児童のいる保護者に配布する。	こども政策課
I～Vすべての権利	子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」の活用	子育て支援について、親しみと関心をもってもらうため、各種広報媒体やイベントなどにおいてキャラクターを活用する。	こども政策課
I～Vすべての権利	「スマイルプラス運動」の展開	「子育てにやさしい新潟市」を目指し、スマイルプラス運動宣言の拡大や広報による周知を図る。	こども政策課
I～Vすべての権利	子育て応援パンフレット「スキップ」の発行	各種制度や子育て応援マップなどで保育園や関係機関の一覧等、子育て支援情報を集約した冊子を作成し配布する。	こども政策課
I～Vすべての権利	子育て応援アプリの運営	妊娠や子育てに関する情報を簡単に知ることが出来るとともに、自分の地域や子どもの成長に応じ必要な情報を積極的に提供・通知するアプリを運営する。	こども政策課

Ⅰ～Ⅴすべての権利	児童福祉週間、家族の日・家族の週間等への協力	国による広報・啓発に協力するとともに、新潟市独自の取組として、子ども関連施設等でのイベントの開催等により、児童福祉に関する理解を促進する。	こども政策課
Ⅰ～Ⅴすべての権利	オレンジリボンキャンペーンの実施	毎年11月の「児童虐待防止推進月間」前後に、児童虐待防止に対する市民の意識向上・周知を目的に、オレンジリボンキャンペーンにより啓発イベント等を実施する。	こども政策課
Ⅰ～Ⅴすべての権利	虐待防止ファイルの配布	母子健康手帳交付時、就学時健康診断時に、虐待予防の情報や相談窓口を掲載したクリアファイル及びリーフレットを配布する。	こども政策課
Ⅰ～Ⅴすべての権利	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化として、「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、各区でのヤングケアラーに関する相談業務において、支援への助言を行うほか、広報啓発、研修企画・講師なども行う。	こども政策課
Ⅰ～Ⅴすべての権利	教育・保育施設職員の人材育成研修	教育・保育施設職員の専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に資する研修を行う。	保育課
Ⅰ～Ⅴすべての権利	新潟市共通幼小接続期カリキュラム	新潟市共通アプローチ・カリキュラム及びスタート・カリキュラムの浸透を図る。	保育課 教育総務課 学校支援課
Ⅰ～Ⅴすべての権利	幼保こ小連携推進事業合同研修	新潟市共通幼小接続期カリキュラムの浸透と幼保こ小職員の共通理解を図る。	保育課教育総務課 学校支援課
Ⅰ～Ⅴすべての権利	人権・同和・男女平等教育	教育活動全体を通じた人権教育、同和教育の推進のため、各種研修をとおして、資料活用や授業改善について指導・助言をしていく。また、男女平等教育資料「男女平等教育学習資料」(児童・生徒用)、「活用の手引き」(教師用)活用の推進及び新潟市男女平等教育推進研究大会を開催する。	学校支援課
Ⅰ～Ⅴすべての権利	幼稚園教員研修	質の高い幼児教育を推進するための園内研修について、研究主任のマネジメン力向上を図る研修を実施する。	学校支援課
Ⅰ～Ⅴすべての権利	道徳・福祉教育	道徳授業づくりリーフレットや福祉読本などを配付し、授業改善を支援する。	学校支援課
Ⅰ～Ⅴすべての権利	教職員研修の実施	ステージごとのいじめ不登校研修を実施し、未然防止と適切な初期対応の力を養成する。	学校支援課

(2)新潟市子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 子どもの権利（第7条－第12条）

第3章 子どもの生活の場における権利保障（第13条－第16条）

第4章 権利侵害の救済（第17条）

第5章 権利の保障と推進（第18条－第21条）

第6章 雑則（第22条）

附則

子どもが、一人の人間として、今をすこやかで豊かに生き、未来を担う仲間として成長することは、大切なことです。私たちは、子ども一人ひとりの存在をこの上なく誇りに思うと同時に、子どもが本市においてすこやかで豊かな子ども期を過ごせるよう支援することを重大な責務と考えます。

子どもは、一人ひとりが異なった環境で育ち、一人ひとりが異なった可能性を持っています。そして、子どもの誰もが、かけがえのない人格と人権を持った一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を有しています。

これらの権利を実現するためには、子どもと接する身近なおとなが、子どもの思いや願いを受け止め、誠実に顔を向ける関係が不可欠です。このような関係が保障されて初めて、子どもは、一人の人間としての尊厳を享受し、豊かな子ども期を過ごし、自律性や創造性、そして他者に対する寛容と愛を培うことができます。そして、大切にされているとの自己肯定感を抱くことで、親をはじめ身近なおとなへの尊敬と感謝の気持ちが芽生え、さらには、いじめなどにより他者の権利を奪ってはいけないということに、気付くことができることでしょう。

この条例が真に子どもの豊かさと成長の力になるために、子どもを含む市民に広く普及し、本市の子どもに関連する全ての施策及び計画の根本となること、子どもと接する身近なおとなの権利が確保されること、子どももおとなも全ての人が相互に権利を尊重し合うこと、そして権利侵害に対して適切な救済が図られることが必要です。

子どもは、この地球上に生きる一人の人間として、国内外を問わず、人々との相互理解と交流を深め、北東アジアをはじめとする世界の平和と共生を目指す本市において、欠かすことのできない大きな役割を担っています。そして、その役割を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことで、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

一方、子どもと接する身近なおとなは、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情を持って接する必要があります。

私たちは、子どもが、新潟の四季折々の豊かな自然と人のぬくもりの中でかけがえのない子ども期を過ごし、新潟市民としての誇りを持ち、ふるさとの伝統文化と産業を継承発展させてくれることを願い、ここに、国際連合総会で採択された児童の権利に関する条約の理念に則って、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満の全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいいます。
- (2) 子ども期 子どもが、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する全過程をいいます。
- (3) 成長発達 障がいの有無又は性別にかかわらず、一人ひとりの子どもが、精神的又は身体的な能力をその最大限まで獲得していく過程をいいます。
- (4) 学び・育ちの施設 学校、幼稚園、保育園、認定こども園その他の子どもが学び、育つための施設をいいます。
- (5) 身近なおとな 家庭、地域及び学び・育ちの施設において日常的に子どもと直に接するおとなをいいます。
- (6) 思いや願い 言葉、行動、身体症状などによって表される欲求、意見、考え又は感情などをいいます。
- (7) 保護者 親又は祖父母その他親権を行う者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親その他子どもを現に養育する者をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもは、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を子ども固有の基本的権利（以下「子どもの権利」といいます。）として有し、かつ、これを実現するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 身近なおとなに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に伝えてもらうこと。
- (2) 自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きること。

2 子どもは、前項に定める子どもの権利をはじめ、日本国憲法に定める基本的人権、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、児童福祉法その他の法令により定められた権利が保障されなければなりません。

(責務)

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。

2 保護者は、子どもの養育について主たる責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

3 学び・育ちの施設の関係者（以下「施設関係者」といいます。）は、自ら関わりのある子どもの権利を

尊重し、その保障に努めなければなりません。

4 事業者は、雇用する従業員が保護者である場合、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めなければなりません。

5 市民は、子どもの権利を尊重し、その保障に努め、子どもを地域全体で見守り、働きかけるよう努めなければなりません。

6 保護者、施設関係者、事業者、市民及び市は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、協力しなければなりません。

(周知啓発等)

第5条 市は、子どもの権利について、保護者、施設関係者、事業者及び市民の関心及び理解を深めるため、次に掲げる取組を行うものとします。

(1) 周知啓発

(2) 学習及び研修の実施

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な取組

(子どもの意見表明と参画の促進)

第6条 市は、この条例の運用及び施策の実施にあたり、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの参画の促進に努めるものとします。

第2章 子どもの権利

(この章に規定する子どもの権利)

第7条 この章に規定する子どもの権利は、子どもが、かけがえのない一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達するために、全ての子どもに生まれた時から等しく保障されます。

2 この権利の保障に際しては、それぞれの子どもの年齢、成熟の度合い及び置かれた状況にふさわしい配慮がなされなければなりません。

3 この権利の行使については、公共の福祉、他者の権利又は名誉若しくは道徳の保護に配慮しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、その生存と健康が守られ、理解と愛情を受け、安全にかつ安心して今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

(1) いのちが守られ、尊重されること。

(2) 愛情を持って育まれること。

(3) 差別又は偏見を受けないこと。

(4) いじめ、虐待、体罰、性的搾取などによって心身を傷つけられないこと。

(5) 健康に生き、適切な医療が受けられること。

(6) 有害な物質又は情報から守られ、安全な環境で生活できること。

(豊かに生き、育つ権利)

第9条 子どもは、豊かに生き、育つために、次の権利が保障されなければなりません。

(1) 自分に合ったペースで生活すること。

(2) 学ぶこと。

- (3) 遊ぶこと。
 - (4) 安心できる場所で休むこと。
 - (5) 仲間と集うこと。
 - (6) 自由な方法で表現すること。
 - (7) 自然にふれ親しみ、自然環境を保障されること。
 - (8) 文化、芸術、スポーツにふれ親しむこと。
 - (9) 基本的な生活習慣及び社会性を身につける環境を保障されること。
 - (10) 子どもの権利について知ること。
- (自分らしく生きる権利)

第10条 子どもは、一人の人間として尊重され、自分らしく生きるために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 個人として尊重され、他者との違いが認められること。
 - (2) 不平等な扱いを受けないこと。
 - (3) プライバシーが守られること。
 - (4) 自尊心を傷つけられないこと。
 - (5) 可能性を大切にされること。
 - (6) 自由に独りでいたり、仲間といたりすること。
- (身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利)

第11条 子どもは、身近なおとなとの関わりの中で今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の思いや願いを自由に表明できること。
 - (2) 自分の思いや願いをありのままに受け止めてもらい、一緒に考え、適切に応えてもらうこと。
 - (3) 理由を知り、納得できるように話をしてもらうこと。
 - (4) 子どもだからという理由で、理不尽な扱いをされないこと。
- (社会に参加する権利)

第12条 子どもは、自分及び社会のことについて意見を述べ、社会に参加するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 社会に参加し、意見が活かされる機会が与えられること。
- (2) 参加にあたって、適切な支援が受けられること。

第3章 子どもの生活の場における権利保障

(家庭における保障)

第13条 保護者は、子どもの権利を保障するため、豊かな子ども期を過ごすための生活環境を確保するとともに、子どもの立場に立ち、子どもの思いや願いを受け止め、それらに適切に応えるよう努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの権利を守り、子どもが適切に権利を行使するため、子どもの年齢及び成熟の度合いに応じた支援に努めなければなりません。

3 保護者は、子どもの権利が侵害され、かつ、子どもが自ら権利を行使できない場合は、子どもに代わっ

て子どもの権利を行使するよう努めなければなりません。

- 4 保護者は、子どもが今を豊かに生き、成長発達するために必要な場合には、施設関係者に、その子どもに関する情報を求めることができます。
- 5 保護者は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。
- 6 市は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければなりません。
- 7 市は、不登校、外国籍、障がい、貧困などさまざまな状況にある子ども及び保護者が差別されず、共生できるよう、適切な支援に努めなければなりません。
- 8 市は、保護者が尊重され、安心して子育てができるよう、財政的援助を含む必要な支援に努めなければなりません。

(学び・育ちの施設における保障)

第14条 施設関係者は、子どもが遊び又は学びを通して、豊かに生き、成長発達できるよう、環境の整備に努めるとともに、子どもの立場に立って、子どもの思いや願いを受け止め、それらに適切に応えるよう努めなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。
- 3 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければなりません。
- 4 施設関係者は、いじめの防止に努めるとともに、いじめが起きたときには、関係する子どもに対して迅速かつ適切に対応しなければなりません。
- 5 施設関係者は、不登校、外国籍、障がい、貧困などさまざまな状況にある子ども及び保護者が差別されず、共生できるよう、適切な支援に努めなければなりません。
- 6 施設関係者は、施設の運営及び子どもの処遇について、子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くよう努めなければなりません。
- 7 施設関係者は、子どもが安全にかつ安心して活動できるよう、施設の安全管理体制の整備に努めなければなりません。
- 8 施設関係者は、子ども又はその保護者が子どもに関する情報を求めた場合には、その子どもの権利及び他者の権利に配慮して、それを提供するよう努めなければなりません。
- 9 学び・育ちの施設の設置者及び管理者は、その職員が子どもの権利を保障できるよう、環境の整備に努めなければなりません。
- 10 市は、施設関係者が子どもの権利について正しく理解するために、施設関係者に対する研修の充実に努めなければなりません。

(地域における保障)

第15条 市及び市民は、子どもがすこやかで心豊かに今を過ごし、成長発達できるような地域づくりに努めなければなりません。

- 2 市及び市民は、地域において、子どもが安心して過ごし、遊び、学びなどさまざまな活動を通して、他者との豊かな関係を築いていけるような居場所及び機会を確保し、充実するよう努めなければなりません。
- 3 市及び市民は、子どもが自然にふれ親しみながら生きられるよう、地域における自然の保全に努めな

ればなりません。

4 市は、子どもの権利保障に資する地域活動を支援し、かつ、連携を図るよう努めなければなりません。
(参加の機会の確保)

第16条 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会及び活動の確保に努めなければなりません。

2 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもの参加を促進し、子どもの自発的で自発的な活動を奨励するため、適切な支援に努めなければなりません。

第4章 権利侵害の救済

(権利侵害の救済等)

第17条 市は、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するための体制を構築するなど、必要な措置を講じなければなりません。

2 市は、子どもの権利侵害に関する相談又は救済について、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

第5章 権利の保障と推進

(施策の推進)

第18条 市は、子どもの権利の保障を推進するため、子どもに関わる施策の充実を図ります。

2 市は、前項の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

3 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める新潟市子どもの権利推進委員会の意見を聴くものとします。

(新潟市子どもの権利推進委員会の設置等)

第19条 市は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、新潟市子どもの権利推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会は、市長の諮問を受けたとき、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策、子どもの権利の保障状況などについて、調査及び審議をします。

3 推進委員会は、前項により調査及び審議をしたときは、その結果を市長に答申します。

4 推進委員会は、15人以内の委員で組織します。

5 委員は、人権、福祉、教育等の子どもに関する分野において学識経験のある者、子どもを含む市民、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱します。

6 委員の任期は、2年とします。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 委員は、再任されることができます。

8 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(市の措置)

第20条 市は、推進委員会からの答申及び意見を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

(子どもの権利週間及び子どもの権利月間)

第21条 市は、全市民が子どもの権利について関心及び理解を一層深めるため、新潟市子どもの権利週間（以下「権利週間」といいます。）及び新潟市子どもの権利月間（以下「権利月間」といいます。）を

設けます。

- 2 権利週間は、5月5日から5月11日までとします。
- 3 権利月間は、11月1日から11月30日までとします。

第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

(附属機関の設置に関する検討)

- 2 市長は、この条例の施行後、第17条第1項に定める体制を構築するにあたり、権利侵害からの救済及び権利の回復を支援するための附属機関の設置について、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

(3)新潟市子どもの権利推進委員会

① 新潟市子どもの権利推移新委員会規則

(趣旨)

第1条 新潟市子ども条例(令和3年新潟市条例第64号)第19条に基づき設置された新潟市子どもの権利推進委員会(以下「推進委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

第2条 推進委員会に、会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充て、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第4条 推進委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 推進委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、これを非公開とすることができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

② 委員名簿

任期：2022年7月28日から2024年7月27日まで

	役職名等	委員氏名
1	新潟市立小合小学校長	あいだ ゆかり 間 由香利
2	弁護士	いしい まさと 石井 正人
3	新潟人権擁護委員協議会 子どもの人権専門委員会 副委員長	えんどう ゆみ 遠藤 由美
4	NPO 法人子ども・人権ネット CAP・にいがた 事務局長	おおた みつこ 太田 美津子 ○
5	新潟市青少年育成協議会 会長	ごう ふじこ 郷 扶二子
6	公募委員	ささき しょう 佐々木 翔
7	国立大学法人新潟大学医歯学総合研究科 口腔生命福祉学講座福祉学分野 教授	たかはし ひでき 高橋 英樹 ◎
8	NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン 代表理事	なかじま さなえ 中島 早苗
9	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会地域福祉課 こども家庭支援係 サービス提供責任者	はらだ さおり 原田 佐緒里
10	新潟市民生委員児童委員協議会連合会 青少年・児童部会長	いちしま のりえ 市嶋 範恵(～2022.12.5) ほかり さち 保莉 幸(2022.12.6～)
11	新潟市放課後等デイサービス 事業所ネットワーク 代表	ほんだ ひであき 本田 英明
12	新潟市立小須戸中学校長	みなみ まさひろ 南 昌弘
13	社会福祉法人更生慈仁会 にいつ愛慈こども園長	よしかわ ちえこ 吉川 智恵子
14	新潟地方法務局人権擁護課長	わたなべ たかし 渡辺 宝之

※氏名50音順、敬称略

※◎会長 ○副会長

※役職名等は2023年3月現在

③ 審議経過

【子どもの権利推進計画策定に向けた審議経過】

開催数	開催日程	議事等
第1回	2022年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員の委嘱及び会長の選出等について ○ 子どもの権利推進委員会の位置づけ及び進め方について ○ 子ども条例の周知・啓発状況等について ○ 国の動きについて ○ 子どもの権利推進計画（仮称）について（諮問）
第2回	10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども条例に係る周知・啓発の取組について ○ 子どもの意見表明に係る取組について ○ 子ども向けアンケートの結果概要について ○ 子どもの権利推進計画（仮称）素案について
部会	11月～12月	<p>答申書作成に向けた議論を深めるため、以下3つの部会を設置し各2回ずつオンラインでの意見交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> A) 普及・啓発及び学習・研修部会 B) 相談窓口・権利救済部会 C) 意見表明・社会参加部会
第3回	2023年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども条例に係る周知・啓発の取組について ○ おとな向けアンケートの結果概要について ○ 答申案について ○ 子どもの権利推進計画（仮称）案について
—	2月22日から 3月23日まで	パブリックコメントの実施
第4回	3月 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの権利推進計画（最終案）について ○ 2023年度子どもの権利推進関連事業について

④ 諮問・答申

【諮問書】

以下の諮問書は、新潟市子どもの権利推進計画（仮称）策定に係る諮問として、令和4（2022）年7月28日に新潟市子どもの権利推進委員会会長に提出されました。

新こ政第453号

令和4年7月28日

新潟市子どもの権利推進委員会 会長 様

新潟市長 中原 八一

新潟市子どもの権利推進計画（仮称）について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1. 諮問事項

新潟市子どもの権利推進計画（仮称）の策定について

2. 諮問理由

全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現を目指し、子どもの権利保障を推進するための具体的な取組を明らかにするため、新潟市子どもの権利推進計画（仮称）を策定する必要があることから、上記諮問事項について、幅広いご見識と市民の観点からご審議いただきたく、諮問いたします。

【答申書】

以下の答申書は、新潟市子どもの権利推進委員会からの答申として、令和5（2023）年2月3日に新潟市長に提出されました。

はじめに

新潟市では、令和4年4月1日から新潟市子ども条例（以下「子ども条例」という。）が施行され、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちを目指して、新たな一步を踏み出しました。

この条例の理念や目的を具現化していくためには、行政や子どもに関わる関係者だけでなく、市民一人ひとりがこの条例を理解し、自分ごととしてとらえ、連携・協力して子どもの権利が守られる新潟市の実現を目指していくことが大切です。

これまで新潟市では、地域団体や事業者など多様な関係者と連携しながら様々な子育て支援施策を展開し、切れ目のない支援により健やかな子どもの育ちを支えてきました。しかしながら、子どもが有する固有の権利についての市民理解は十分とはいえ、子どもが自由に意見を表明したり、社会参加したりする環境が整っているとは言い難い状況であることも分かってきました。

さらに近年では、子どもの権利が侵害されている事象も顕在化しています。児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、対応に苦慮する深刻な事案も増えています。また、おとなが担うべき家事や家族の世話などを子どもが担うことにより、勉強や遊ぶ時間を十分とることができない子どもたち（ヤングケアラー）の存在も明らかになってきました。さらに、経済的な理由により様々な生活上の不便が生じている子どもの貧困の問題もクローズアップされています。子どもの権利を守るためにも、このような状況にある子どもたちが必要な支援を受け、健やかに育つことができる環境を整えることが何より重要です。

新潟市子どもの権利推進委員会（以下「委員会」という。）は、令和4年7月28日、新潟市子どもの権利推進計画（仮称）（以下「計画」という。）の策定に係る諮問を受け、子どもに関わる様々な立場の専門家や市民の視点から審議を重ね、本答申書を取りまとめました。目指したのは、子どもの権利が守られ、子どもたちが明るく希望を持って笑顔あふれる新潟市となることです。

計画の策定にあたっては、本答申書記載の内容を十分勘案いただき、真に実効性のある施策展開が実現できるよう、オール新潟市の体制のもと、関係者とも十分連携・協力して取り組まれることを要請します。

新潟市子どもの権利推進計画への意見・要望

委員会は、新潟市長から発せられた諮問書「新潟市子どもの権利推進計画（仮称）について」（令和4年7月28日 新こ政第453号）を受け、子ども条例に基づく計画のあり方について審議を行うため、令和4年10月28日開催の第2回委員会において、3つの部会（A：普及・啓発及び学習・研修部会、B：相談窓口・権利救済部会、C：意見表明・社会参加部会）を設置することとした。

以後、A～Cの各部会においてそれぞれ2回の会議を開催し、委員間での自由闊達な議論を経て、令和5年1月27日までに、意見の取りまとめを行った。

1 普及・啓発

(1) 普及・啓発の前提となる考え方

- すべての子どもは、誰もが生まれながらにして権利は持っているものであり、おとなは、それには何ら義務を伴うものではないことを理解することが重要である。
- 自分を大切にすること、相手にも自分と同じ権利があること、相手の権利を侵害しないことを子ども自身が理解することも重要である。そして、子どもの権利が尊重される社会を作ることはおとなの責務である。
- 子どもが自分の権利を知り、理解を深めるために主体的に学ぶことは、自己肯定感を育むことにつながる。子どもは、自分の権利が侵害された時には誰かに相談することができること、そのための場があることを知っていることも、自分の権利を大切にすることにつながる。
- そのためには、保護者・教職員・子どもに関わる機関や組織のスタッフなど、すべてのおとなが子どもの権利を理解し、具体的に自らができることを学ぶ機会を持つことが必要である。
- また、子どもの発達は多様であり、発達段階に応じた言葉・方法を用いて伝えることは、子どもたち自身が自らの権利を理解することを促進するために重要である。

(2) 普及・啓発の方法

- 子どもの権利が尊重される社会を作るためには、子どもに関わる全てのおとなが子どもの権利を理解していることが大前提となる。そのためには、家庭・学校・地域が連携し、おとなが集まるあらゆる機会を捉え、子ども条例パンフレットや周知動画等を活用するとともに、「新潟市子ども条例」パンフレットダイジェスト版を作成・配布することで、より多くのおとなに子どもの権利を周知することが重要である。

- 例えば、コミュニティ・スクール事業のイベント等開催時、人権擁護委員の研修、民生・児童委員の研修、セーフティースタッフの研修、地域コーディネーターの研修、放課後児童クラブ職員の研修、子育て支援施設職員の研修、青少年育成協議会総会、子ども食堂スタッフへの周知など、あらゆる場面を活用し周知に努めるべきである。
- また、通年での取り組みに加え、キャンペーン期間（子どもの権利推進週間・月間）を活用したイベント等の開催による集中的な周知・啓発を継続的に実施することも検討すべきである。
- 事業者への普及・啓発は、子どもを持つ親の権利を保障することにつながり、結果として子どもの権利を守ることにつながるため、関係団体等と連携した周知・啓発を実施していくべきである。
- さらに、①視覚に訴える親しみやすいロゴの作成やキャッチフレーズを募集するといった取組や、②既存メディアだけではなく SNS 等の情報発信ツール（ツイッターやインスタグラム等）の活用も、幅広い世代への普及・啓発には有効であろう。

(3) 研修を通じた理解の促進

- 子どもは、一般的に保育園、学校など家庭以外の場で長い時間を過ごす。したがって、保育士、教職員、子どもに関わる機関や事業所等の職員など子どもとかわる機会が多いおとなは、子どもの権利をより深く理解する必要がある。子どもの権利が守られ、子どもたちが安心して日常生活を送るために、こうしたおとなへの人権研修が欠かせない。
- こうしたおとなが子どもの権利をより深く理解するためには、①園長会・校長会等の職能団体において研修の必要性の周知を図る、②学校や保育施設等で実施する職員に対する人権研修において子ども条例の周知を図る、③人権意識の向上を図るため NPO 法人（人権教育プログラムである CAP（Child Assault Prevention：子どもへの暴力防止）の活用など）などを活用した、気づきや知識、スキルを得ることのできる研修を実施することなどの方法があり得る。
- また、子どもの権利に関する情報の主な発信場所となる学校や保育施設においては、保育士や教職員の負担を軽減するための教材を作成することも検討すべきである。

(4) 妊娠期からの継続した学びの機会の提供

- これから親となる妊娠期のおとなや親になったばかりのおとなに対して、継続的に子どもの権利について啓発することは、だれ一人取りこぼさずに理解を広げていくというポピュレーション・アプローチ（集団全体を対象として働きかけを行い、全体としてリスクを下げる取組方法）としても有効であろう。
- 例えば、①母子健康手帳に子ども条例の概要を掲載する、②母子手帳の配布時に子ども条例のダイジェスト版（下敷きとして母子手帳に挟むなど）を配布する、③母親学級・父親学級、ゆりかご学級、赤ちゃんの定期健診の場などを活用して周知することなども有効であろう。
- また、新・すこやか未来アクションプランと連携して、乳幼児検診時などにおける子ども条例の周知も効果的であり、各種講座などにおいて未就園児への望ましい親の関わり方や体罰によらないしつけの方法等の正しい知識を提供することも必要である。

(5) 学校や地域における学びの機会

- 子どもの権利について、子ども一人ひとりが自分のこととして主体的に考え、行動することが、自己肯定感を高めることにつながることに留意することが重要である。その際に、子ども条例のパンフレットの活用やNPOなどと連携したワークショップなど、対話をとおして理解の促進を図ることも有効であろう。
- 令和4年度には、一部の中学校で実施した区の代表校による意見交換会（パイロット事業）や、いじめ撲滅キャンペーンと連動しながら子どもの権利について考える取組などが実施された。こうした取組を参考に、計画期間中に5年間で全ての中学校で実施できるよう取り組むべきである。
- パイロット事業を実施した各校における取組について、教職員は子どもにどのような内容を伝えサポートしたのか、そして子どもたちにどのような学びがあったのか等は重要な知見である。これらを具体的な取組事例としてまとめ、関係者に共有していくことは、スキルや質の向上につながる。
- また、学校を拠点として子どもとおとなが継続的に学び続けることは、コミュニティの力を育て安心して暮らせる地域社会を構築していくことにつながる。例えば、①子ども条例パンフレットを活用した子どもの権利の学習会を開催する、②入学説明会（新小学1年生／新中学1年生）で子どもの権利の理解を深める研修を設定する、③保護者や地域のおとな向け講演会を開催するなどの取組をとおして、保護者や地域のおとなが学校を学びの場として活用することも検討する必要がある。

(6) 声をあげることが困難な状況にある子どもへの周知・啓発

- 学校教育、保育や幼児教育、児童館などの居場所とつながっておらず社会との接点がない子どもたちにこそ、あなたには大切な権利があり、大切にされていい存在であることを伝える必要があり、「だれ一人取りこぼさない」社会にしていくために重要な課題である。
- そのためには、社会と接点のない子どもを発見し情報を届け、声を上げることのできない子どもの声を代弁する仕組み（子どもアドボカシー）の整備を検討すべきである。
- 子どもアドボカシーについては、児童養護施設や一時保護所などの社会的養護下にある子どもに限らず、障がいがあり自分の意思を言葉であらわすことが困難な子どもや不登校状態にある子どもなどの声を代弁する機能を果たすことが期待される。
- また、おとなが子どもの声を汲み取るスキルを高めることを目的とした研修等を実施し、一人でも多くの「(声をあげづらい) 子どもの声を聴くことのできるおとな」を増やしていくことが必要であろう。
- さらに、社会と接点のない子どもを発見する方策として、①SNSなどを活用しての情報発信、②匿名によりオンラインで相談できる窓口や意見交換会の開催、③ゲーム性を持たせて継続して参加できる仕組みの創出などが有効であろう。具体的には、顔出しNGのZoom意見交換会などを開催し、これらにゲーム性を持たせ継続してつながる仕組みを作ることも考えられる。
- また、児童虐待は、子ども条例第8条に規定されるように子どもが安心して生きる権利の侵害であり、日常生活の中で起こり得る行為であることを認識し、防止に努める必要がある。教職員や保護者のみならず、子どもと関わる機会が多いおとなにとって、子どもへの暴力防止を目的としたCAPプログラムを受講することは、子どもの権利の理解、児童虐待の予防・早期発見に有効であろう。

2 相談窓口・権利救済

(1) 相談窓口・権利救済の検討に係る前提

- 我が国は、児童の権利に関する条約を批准しており、同条約では、児童の最善の利益や意見の聴取の機会の確保が図られることが必要とされている。
- また、1993年には国連総会において、国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）が決議され、人権救済等に備えるべき機能や具体的な活動方法についての基準が明確化されている。
- 国連子どもの権利委員会は2002年、一般意見2号において、子どもの権利の保護及び促進における独立した国内人権機関の役割を発出している。
- そして、子ども条例は、その前文及び第17条において、子どもの権利侵害に対する適切な救済が図られることや、そのために必要な措置を講ずべきことを求めている。
- そのため、子どもの権利救済機関を設置することは、条約の理念の実現、子ども条例の目的の達成に必要不可欠といえる。

(2) 現状における課題等

- 子どもはおとなに比べ権利侵害を受けやすく、一方で救済機関へのアクセスも難しいこと等から、その人権には特別な注意が向けられなければならない。
- しかし、例えばいじめ防止対策推進法では、学校の設置者又は学校において、重大事態への対処として調査を行うことが規定されているものの、そこでは事実の調査と再発防止が主な目的であり、権利救済が直接の目的となっておらず、権利救済制度に代わるものとはいえないのが現状である。
- また、教職員による体罰や不適切な指導・言動等、学校関係者が権利侵害を行ったような場合に、子どもの権利を擁護する観点から適切に対応する制度も十分とはいえない。
- 現在、子どもの人権救済機能を持つ機関としては、児童相談所、行政の教育・相談・人権擁護機関等があるものの、いずれも子どもの人権救済の観点から十分とはいえない。また、各機関の機能を集約し、あるいは連携し補完し合う権能や機関も存在しない。

(3) 子どもの権利救済機関の設置に向けて

- 子どもの権利救済機能を独立機関に集約・強化することは、児童の権利に関する条約の理念に沿うものであり、子ども条例の目的の達成に資するものである。
- そして、子どもの人権を救済する場面において、現状では欠落ないし不十分とされる部分を補うことが期待できる。
- そこで、以下の各点に留意し、新たな相談・救済機関を創設すべきである。
 - ① 機関の独立性、公正・中立性を担保しなければならない。具体的には、当該機関を教育委員会以外の所管とすることや、議会に設置された推薦委員会や所属する委員については、児童福祉に関する有識者や弁護士会などの関連団体への推薦を依頼することなどを制度化する等、独立性を保つために必要な措置を講ずべきである。
 - ② 委員がそれぞれ単独で方針を決定する形をとる、相談・調査の専門員を配置する等、機動性や専門性の確保を図るべきである。
 - ③ 権利侵害の相談・救済機能、政策提言機能の確保やそのために必要な専門性を備えた（事務局）職員と十分な予算を確保すべきである。
 - ④ 機関の委員には、関係機関の行政文書や施設にいる子どもにもアクセスできる権限を付与するべきである。
 - ⑤ 子どもからの相談のハードルを下げるためにも、悩みや課題を抱える子どもが多様な手段によりアクセスできるよう、必要な措置を講ずるべきである。
 - ⑥ 既に相談・救済機関を設置している他自治体の根拠規定（条例等）も参考にしつつ、必要な根拠規定を整備すべきである。

(4) 留意事項

- 前述の相談・救済機関の創設及び根拠規定の整備に際しては、関係する外部の専門家や機関との間で積極的な意見交換、調整を行い、制度の実現に向けた協力態勢の構築を図るべきである。

3 意見表明・社会参加

(1) 子ども自身が「意見表明・参加権」を有する主体であることを知る

- 子ども条例第 11 条（児童の権利に関する条約第 12 条）の「意見表明・参加権」は子どもの権利推進の中核であり、子どもは自ら声（意見）を自由に発することを保障された権利主体であることを、子ども自身が知ることが重要である。
- ここでいう「自由に」とは、おとなや他の子どもに遠慮・同調したり、忖度して声を出すことをためらったり諦めたりすることがないように、「意見表明・参加権」保障の重要性を同時に示すものである。
- 子どもには意見表明や参加する権利を有することを認識した子どもたちは、自ら声（意見）を自由に発することについて考えるようになる。例えば、「自分は誰（何）からも妨げられず自由に意見を言えているだろうか」「自分以外の子どもはどうなのだろうか」「誰（何）かに遠慮して意見を言えないとしたらそれはどのような場合だろうか」といったことである。このように子どもが考えることにより、自ら声（意見）を自由に表明することの意味を理解するとともに、自分以外の子どもやおとなとの対話を通じて、その意味を広く分かち合うことができるようになる。
- 子ども一人ひとりがこのことを考え、さらに他者との対話を重ねることにより、「意見表明・社会参加権」という子どもにとっては理解が難しい抽象的な概念が、子どもにとっても十分に納得できるものになるであろう。これらにより、「意見表明・参加権」が保障されることは大切であるとする意識が、広く子どもたちなかで耕されていくことが重要である。
- また、学校や地域で、子どもは大切な社会の一員であり、年齢、性別、国籍、宗教、文化、障がいの有無に関わらず、どのような子どもでも社会に参加し意見を表明する権利があることを子ども自身が知る機会をつくることが大切である。
- 例えば、学校では人権啓発週間の時期などに児童・生徒が意見表明権について学ぶ授業をとおして、地域では児童館や公民館などでのワークショップなどにより、子どもたちが知り、学ぶ機会を創出していくことも有効であろう。その際、コミュニティ協議会やコミュニティ・スクール運営協議会など地域と学校との協働をとおして、子どもだけでなくおとなへの理解を深めることも期待できる。

(2) おとなは子どもの意見表明・社会参加を促進するファシリテーター

- 子どもが社会に参加し、意見表明権を行使するためには、子どもの声を聴き、受けとめるおとなの存在が不可欠である。おとなが子どもの意見に耳を傾けられるよう、広く子ども条例や子どもの意見表明・参加権について理解を深める機会を創出していくこと求められる。
- そうしたおとなを支援し育成するためには、「おとなは、子どもの意見表明と参加を促進する人」（ファシリテーター）であるという認識を広めることが重要となる。それをポジティブに受けとめるおとなが増えていくことにより、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちづくりに寄与することを知ってもらうことが重要である。こうした取組により、「子どもの意見表明・社会参加権」に関心のない、あるいは否定的な見解を持つおとなに、一定の気づきを促すことが期待できる。
- また、「子どものSOS」を聞き逃さないおとなを増やしていくことが重要である。特に、日常的に子どもと関わる教職員、児童福祉施設などの職員、子育て中の保護者、青少年活動の関係者など子どもと関わる機会の多いおとなのスキルアップを図り、そうした人たちが普段の生活の中で子どもの声を聴く力を発揮できるようにする必要がある。そのため、情報提供・共有や研修機会の確保などが有効であろう。
- さらに、子どもと年齢が近い大学生などの若者をファシリテーターとして育成し、子どもの声を聴くワークショップなどに派遣する仕組みを創設することも有効であろう。

(3) 学校や地域で子どもの意見が活かされる機会を創る

- 多くの子どもは、子ども期における長い時間を学校で過ごす。学校において自分自身の意見を表明し、その意見が汲み取られ活かされる機会を持つことで、子どもは自らが権利行使の主体であることを実感し、自己肯定感を育むことが可能となる。そこで、学校などの教育の場で子どもが声をあげる環境を整え、その声が尊重されるかたちで学校運営や授業づくりができるよう支援していくことが重要である。
- また、学校だけでなく地域においても、身近な社会課題やまちづくりなどについて学び、考えたことを表明し、意見交換や発表をとおしてそれを共有する機会をつくれるよう支援していくことが必要である。
- 具体的には、学校や子どものための施設などだけでなく、市・区・地域コミュニティでの取組においても、子どもからの意見公募（パブリックコメント）の実施や子どもが主体となって参加する会議（議会）の設置などにより、子どもの意見が反映される仕組みを創出することを検討すべきである。

(4) 声をだせない子どもの声を聴く

- 子ども条例第 11 条（児童の権利に関する条約第 12 条）では、子どもは自ら「声（意見）」をあげる（表明する）主体と位置づけているものの、乳幼児や障がいがあることなどによって意思の明示が困難な子どもや、不登校、入院・入所、居所不明、被虐待などの状況下で声を失い、あるいは声をあげることを妨げられている子どもにとって、意見表明はしばしば困難を伴う。
- 一方、子ども条例（子どもの権利条約）で示される「意見」とは、言葉による表現のみを指し示しているわけではなく、例えば泣く、絵を描く、踊るなど、おとなや環境に働きかける表現のすべてを意味する。
- したがって、そうした子どもたちに接触の機会を持つおとなが、言葉以外のコミュニケーションによって子どもの「声」を聞き取り、それを代弁できるような仕組み（例えば「子どもアドボケイト」など）を整えることも検討すべきである。
- また、日本語以外の言語や手話などその子どもが使える言語でのコミュニケーションやその子どもの特性に応じたコミュニケーション・ツールなどを使って、多様な子どもの声を聴く仕組みを整えることも検討すべきである。
- 同時に、教職員などそうした子どもたちに接触の機会を持つおとなが、そうした子どもに向き合える時間をしっかりと持てるようにするための環境整備を行っていくことも重要である。

(5) 子どもの声へのフィードバック

- 子どもの意見表明権とは、子どもが「意見を表明すること」と「表明された意見にきちんと応答される」ことがセットになった権利である。子どもが意見を表明したとしても、それが無視されたり、黙殺されたり、おとなの都合の良いようにねじ曲げられて解釈されたら、その子どもは意見を求めたおとなに対して不信感を募らせ、二度と意見を表明してくれない可能性もある。したがって、子どもがあげた声や子どもから発信された意見については、それが真摯に受けとめられ尊重される必要があり、それをおとなが理解することが重要である。
- 一方、子どもの成長・発達段階や様々な事情によって、子どもの意見をすべて叶えられるわけではないこともまた事実である。したがって、すべてを叶えられるわけではない子どもの意見に対して、おとなは「なぜそうなのか」を子どもが理解できるように説明し、場合によっては「今はこのようになっている」といった進捗状況や対応が難しい理由を伝える必要がある。

- また、子どもの意見を市政やまちづくりのほか、学校や施設などに反映させるといった取組も、子どもの社会参加の手法の一つである。この場合でも、どのように子どもの声や意見が反映されたのか、反映されなかった場合はなぜ反映されなかったのか、その理由を説明する機会をつくることが重要である。
- そして、子どもに対して敬意を持ち、子どもの意見を尊重している「証」を示す意味においても、おとなは子どもの意見をどのように受けとめ、どのように対処したのかを、丁寧にフィードバックすることが不可欠である。

(4)用語集

(五十音順)

頁	用語	意味
18	SNS	Social Networking Service の略。インターネットを通じて、社会的なネットワークの構築を支援するサービス。
45	CAP プログラム	Child Assault Prevention (子どもへの暴力防止) の頭文字をとったもので、子どもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力など様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラム。
46	子どもアドボカシー	子どもの声を聴き、子どもが意見を表明する支援を行う活動のこと。
48	子どもアドボケイト	子どもアドボカシーを実践するため、子どもの声を聴き、支援をする人のこと。子どもの年齢や発達に合わせて、子どもに意見を表明する権利があることを伝え、自分の意見をどのように伝えたいのかを、子ども自身を主体に一緒に考え、伝える手助けを行う。
33	子ども家庭総合支援拠点	地域の全ての子どもや家庭、妊産婦等の福祉に関し、実情の把握・情報の提供・相談・調査・指導・関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点のこと。
46	子ども食堂	親子又は子ども一人でも安心して訪れることができる無料あるいは安い参加費で食事が提供される居場所。
49	コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置した学校のこと。保護者や地域住民等が一定の責任と権限のもと学校運営に参画し、一体となってより良い教育の実現に向けて連携、協働する。

頁	用語	意味
33	児童虐待防止ネットワーク	関係機関が連携し、児童虐待を未然に防止するとともに、地域全体で対応するための啓発及び児童と世帯への支援体制の整備を行う取組。具体的には、代表者会議（要保護児童対策地域協議会）、研修会、法律相談、虐待防止に資する啓発事業（オレンジリボンキャンペーン等）などを実施している。
46	青少年育成協議会	青少年の健やかな成長を促進するために、地区における諸活動を推進するとともに、青少年理解への市民の認識を高めることを目的として活動する団体。
45	地域教育コーディネーター	学校に拠点を構え、学校・PTA・地域のニーズを把握し、地域と学校が協働できることを企画、実施するつなぎ役のこと。
33	妊娠・子育てほっとステーション	妊娠から子育てまでの相談などに一貫して対応する区役所健康福祉課に開設している相談窓口。相談内容に応じてマタニティナビゲーターや保育コンシェルジュ、家庭児童相談員などの専門知識を持つ職員が対応し支援する。
46	働き方改革	働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指している。
34	貧困率	ある特定の年齢層で所得が貧困線を下回っている人の割合のこと。貧困線は、全人口の家計所得中央値の半分とされており、貧困率は、子どもの貧困（0～17歳）、生産年齢の貧困、高齢者の貧困（66歳以上）など、年齢別に産出することができる。

頁	用語	意味
49	ファシリテーター	会議や議論の際に、グループがより協力し、共通の目的を理解し、目的達成のための計画立案を支援する人のこと。ファシリテーターは議論の中で、参加者の様々な意見や考えを公平に扱い、特定の側に立つことはなく、また、自身がイメージする意図や落とし所に参加者たちを誘導しないよう、2つの意味で中立の立場を保つ。子どもの権利推進の観点で言えば、発達段階にある子どもの意見を引き出し、適切に受け止めるなど、意見表明権確保のための支援を行う能力が求められる。
45	放課後児童クラブ	就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学生に対し、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、心身の健やかな成長を促すことを目的に運営する事業で、施設は市による運営（ひまわりクラブ）と民間による運営がある。
45	民生委員・児童委員	民生委員法や児童福祉法により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアで、各地域を暮らしやすいまちにするために、様々な活動を行ったり、暮らしに関する相談を受けたりしている。なお、民生委員・児童委員は、子どもに関することを支援する児童委員も兼ねる。
36	ヤングケアラー	本来、おとなが担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行っており、子ども自身の権利が侵害されている18歳未満の子どものこと。
36	ヤングケアラー・コーディネーター	ヤングケアラー当事者やその家族を適切な福祉サービスにつなぐための支援員で、各区の要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用しながら、調査、アセスメント等の業務をヤングケアラーの視点を持って対応できるよう、研修・助言などを行う。

頁	用語	意味
33	要保護児童対策地域協議会	児童虐待を受けている子どもをはじめ、保護者の適切な養育を受けられない要保護児童、要支援児童、特定妊婦の早期発見や適切な保護・支援を図るため、庁内の関係部局のほか、警察や弁護士、医療機関等様々な関係機関が参加し、情報共有や支援内容などの協議を行う場。
46	ワーク・ライフ・バランス	個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。